

厚生労働省 令和5年度障害者総合福祉推進事業
障害福祉サービス事業者の財務状況の把握に関する
調査研究
報告書

令和6年3月

三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社

<目次>

1 事業要旨	1
2 事業目的	4
3 事業の実施内容	5
(1) 調査事業の実施状況	5
(2) 検討委員会の実施状況	6
4 関連分野等の取組動向	7
5 アンケート調査の結果	12
(1) 調査概要	12
(2) 法人調査の結果	14
(3) 自治体調査の結果	40
6 ヒアリング調査の結果	48
7 データベース構築に関する考察及び方向性	55
(1) データベース構築に関する論点整理	55
(2) データベース構築に向けた要件定義について	65
(3) 今後の検討課題等について	72
8 参考資料（調査票）	73

1 事業要旨

本事業は、「経済財政運営と改革の基本方針 2021」（骨太の方針 2021）及び「公的価格評価検討委員会」（令和 4 年 12 月 2 日）において示された、医療、介護、障害福祉、保育等の分野における経営情報のデータベース化（経営状況に関する全国的な電子開示システムの整備）の要請をふまえ、障害福祉分野における事業者の経営状況の「見える化」に向けたデータベース整備のあり方、整備要件等を明らかにすることを目的として実施した。

障害福祉サービス等を実施する事業者へのアンケート調査等により、事業者における経営情報の処理の実態等を把握するとともに、医療、介護、保育等の分野におけるデータベース整備の検討動向等も参考にしながら、障害福祉分野のデータベース整備に関する論点を整理し、検討委員会を設置して内容の考察・検討を行った。

本事業により、障害福祉分野のデータベース整備に関する現状として、次のことが明らかになった。

【関連分野等におけるデータベース整備の方針等】

- ・経営情報のデータベース化については、医療、介護、保育等でそれぞれ検討されており、医療分野では令和 5 年 8 月以降に決算期を迎える法人から情報の報告が義務化されるなど、取組が進められている。介護分野では、経営情報の報告単位は原則、介護施設・事業所別とすること、事業の運営法人種別の多様性をふまえて複数の会計基準で届出可とすること等が方針として示されており、障害福祉分野においてもこれらの動向・考え方を参照してデータベース整備の方針を検討する必要がある。

【障害福祉サービス事業を実施している事業者の状況】

- ・アンケート調査により、事業者の会計期間（社会福祉法人や N P O 法人では年度単位が多いが営利法人では年度以外の期間としているところが多い）、決算が確定するまでの期間（おおむね 3 か月以内で決算が確定する事業者が多い）、多くの事業者が市販の会計ソフトを利用しておりデータもおおむね電子化されていること、複数の事業を実施している場合は会計を区分管理している事業者が多いが、区分していない事業者も一定数見られることなどが明らかになった。これらの点は、過去に実施された障害福祉サービス等事業者を対象とした同種調査においても、同様の傾向が把握されている。
- ・会計の区分管理については、ヒアリング調査でも同様な傾向が把握され、収益はおおむね事業単位で管理をしているところが多くなっている。一方、費用に関しては、細かい区分が難しいこともあり、事業単位よりも大きな事業拠点等の単位で管理している場合など、さまざまな状況が見られる。
- ・事業者の財務情報に関しては、「障害福祉サービス等情報公表システム」に会計書類等の登録が求められているが、登録をしていない事業者も比較的多い傾向が見られる。登録していない場合の理由については、「特に理由はない」というところが多く、登録作業の負担感等も一因になっているのではないかと推察される。ヒアリング調査でも、データベースへの情報登録の作業負担を軽減すること等の意見が見られる。
- ・障害福祉サービス等事業は自治体が直営実施している場合も多いが、こうした自治体の直営事業の会計については、公営事業会計を行っているところは少なくなっている。ヒアリング調査でも、財務情報の把握

は、おおむね可能という場合と、一般会計から把握することは困難という場合の双方が見られ、データベース登録の際の正確性について心配する意見等も見られる。

- ・ 障害福祉分野におけるデータベース整備の方針を検討するにあたっては、これらの障害福祉サービス事業を実施している事業者の状況をふまえ、適切な枠組みやプロセス等を検討する必要がある。

上記の実態等をふまえ、本事業において、データベース整備における論点等を整理し、以下の整備方針等を明確化した。なお、本事業の検討結果から具体的なデータベースの構築に進む際に、「事業者の作業負担等も考慮した情報登録プロセスの明確化」「システム整備における要件定義等の精緻化」「集計・分析を行う情報内容の明確化」等が今後の検討課題になることをあげた。

【障害福祉分野におけるデータベース整備の方向性】

■ 財務・経営情報データベースが扱う登録の範囲について

- ・ 財務・経営情報データベースへの情報登録を求める対象は、すべての障害福祉サービス等事業者（障害福祉サービス等事業を実施する事業者）とする。小規模事業者（障害福祉サービス等事業の給付額が少額の事業者）も原則対象とする。障害福祉サービス等事業を直営で実施している地方自治体も原則対象とする。
- ・ 財務・経営情報データベースへの情報登録を求める範囲は、事業者全体の損益データおよび事業者が実施する障害福祉サービス等事業の個々の「サービス単位」の損益データ（事業所ごとに、他の事業の会計と区分されたデータ）とする。「サービス単位」の登録が困難な場合は、例外的に事業者全体のデータのみでも可とする。就労支援事業の情報登録は不要とする。

■ 財務・経営情報データベースの情報登録サイクルについて

- ・ 財務・経営情報データベースへの情報登録は、各事業者が年1回、それぞれの決算期間終了後4か月以内に実施する。

■ 財務・経営情報データベースの登録情報について

- ・ 財務・経営情報データベースへの損益データの情報登録にあたり、事業を実施する法人種別をふまえた複数種類の登録フレームを用意し、各事業者がそれぞれ適切なフレームで情報登録を行う。
- ・ 損益データ以外の情報登録については、貸借対照表情報（法人単位）、給与情報（職種別の給与と人数の情報）の登録を想定する。
- ・ 損益データの按分処理に用いる情報に関し、財務・経営情報データベースへの登録は求めないものとし、必要な情報はシステム側で収集する。
- ・ 費用データは税込方式/税抜方式のいずれも登録可とし、どちらの方式を採用しているかをチェックする項目を設ける。

■ 財務・経営情報データベースの情報開示について

- ・ 財務・経営情報データベースに登録された情報の開示は、属性等により集計した分析結果のデータのみを対象とする（個別の事業者の財務・経営情報は非公表）。

- ・財務・経営情報データベースの運用面で、研究など公共性の高い用途における個別データの開示制度について検討を行う。また、開示する情報については、個々の情報の適正性や、構成が全体として十分かつ適切かどうか等に関し、定期的な確認・見直しを行う。

■既存のシステム・データベースとの連携について

- ・財務・経営情報データベースの運用にあたり、既存のシステム・データベースとの連携として、「障害福祉サービスデータベース」の給付費支払情報等のデータ連携を想定する。
- ・事業者負担の軽減や、情報の効果的な活用に向けた基盤強化に向け、関連するシステム・データベース間での情報連携を積極的に進めていくことが望まれる。

【本事業成果等の公表について】

本調査研究により、障害福祉サービス等事業者の経営状況の「見える化」に向けた経営情報のデータベース構築において、留意すべき事項、明確化すべき要件等が把握される。これらの情報は、今後、データベースの具体的な整備のプロセスにおいて、発注、要件定義、基本的な設計等の各場面で活用することができると思われる。

本報告書は、事業実施者である三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社の公式ホームページ (<https://www.murc.jp/>) で公開する。

2 事業目的

障害福祉サービス等の適正な事業運営の促進、従事者の処遇改善等の検討にあたっては、事業の財務・経営状況の情報把握が重要である。こうした経営実態の情報は、従来は「経営実態調査」等の標本調査により収集されており、これらは必要な調査精度をふまえた調査設計のもとで実施されているが、一部、事業所数の少ないサービス等では調査精度を確保することが難しい点や、規模の大きな調査で事業者にかかる回答負担の大きい点など、いくつかの課題を有している。

また、障害福祉サービス等の運営法人は、社会福祉法人、医療法人、営利法人、NPO法人、地方自治体など多岐にわたっており、その準拠する会計基準もさまざまである。さらに、会計区分の粒度も法人単位、事業所単位、サービス単位など多様であり、各事業者で適切な経理事務が行われていても、こうした枠組みの違いを超えて統一的な観点で事業の財務・経営状況を把握することは容易ではないという実態がある。

一方、医療法人や介護事業者の財務状況については、「経済財政運営と改革の基本方針 2021」（骨太の方針 2021）において「経営実態の透明化の観点から、医療法人・介護サービス事業者の経営状況に関する全国的な電子開示システム等を整備するとともに、処遇改善を進めるに際して費用の見える化などの促進策を講ずる」とされたところであり、すでに医療、介護等の分野では経営状況の見える化に向け、データベース構築に向けた調査研究など取組が進められている。障害福祉分野においても「公的価格評価検討委員会」（令和 4 年 12 月 2 日）において、「医療・介護分野で検討が進められている経営情報のデータベース化の状況を踏まえ、医療・介護分野と同様の取組について速やかに検討を進め、必要な措置を講ずるべき」とされ、介護分野等と足並みを揃え、経営情報データベース等の検討を進めることが求められている。

本調査研究は、上記の認識等をふまえ、障害福祉サービス等の運営法人における事業運営に係る財務・経営情報の処理の実態等を把握するとともに、こうした情報を適切に収集・整理し、データベースとして整備していくための必要な項目、プロセス、手法等について検討・明らかにすることで、障害福祉サービス等事業者の経営状況の「見える化」に向けた基盤整備に資することを目的として実施した。

3 事業の実施内容

(1) 調査事業の実施状況

①関連分野等の動向の整理

経営状況の「見える化」に向けた取組に関しては、医療、介護、保育等の分野でも調査研究、データベース整備の検討が行われており、障害福祉の分野においても、これらと足並みを揃えた取組を進めることとされている。そのため、医療、介護、保育等の分野における取組状況、データベース整備における仕様の考え方等について動向を整理するとともに、比較等の検討を行った。また、障害福祉の分野における会計情報の把握等に関する過去の関連調査の整理を行った。

②アンケート調査

経営状況の「見える化」に向けたデータベース整備にあたっては、その情報登録元である障害福祉サービス等を運営する事業者における、会計情報の処理等の現状把握が重要となる。そのため、アンケートによる調査票方式で実態調査を行った。

調査対象は、全国の障害福祉サービスを実施している法人及び障害福祉サービスを直営で実施している自治体とした。標本作成にあたっては、法人調査では法人種別で会計の状況等も異なることが想定されたため、法人種別で調査標本の層化抽出を行い、調査において適切な標本数が確保できるようにした。自治体調査は無作為で抽出を行った。調査標本数はそれぞれ法人調査 4,800 標本、自治体調査 200 標本とした。なお、法人調査の集計にあたっては、法人種別の層化抽出に伴い、全体集計でウェイトバック補正を行っている。

令和5年10月～11月に調査を実施し（郵送による調査票配布、郵送・オンラインによる回収）、有効回答数は法人調査1,817標本（有効回答率41.0%）、自治体調査68標本（有効回答率43.6%）だった。

（調査項目）

- ・法人の基本情報、会計の状況、職員給与管理の状況、情報公表システムへの対応状況 等

（調査の状況）

	発送数	未達数	回収数	回収率	廃止、事業実施なし等	有効回答数	有効回答率
法人調査	4,800	291	1,893	42.0%	76	1,817	41.0%
自治体調査	200	0	112	56.0%	44	68	43.6%

③ヒアリング調査

上記のアンケート調査を補足し、具体的な会計事務の状況や課題などの聞き取りを目的に、障害福祉サービスを実施している法人及び障害福祉サービスを直営で実施している自治体へのヒアリング調査を実施した。ヒアリング調査の対象は、アンケート調査の結果等をふまえて候補先を抽出したうえで選定を行った。また、データベース関連の検討にあたっては、会計ソフトウェア・システムとの連携なども重要になると考えられるため、事業者向けソフトウェアベンダー等へのヒアリングも実施した。

令和6年1月～3月に、法人5か所、自治体5か所、ベンダー5か所からの聞き取りを実施した。

④データベース構築に関する考察及び方向性の検討

上記の調査結果等もふまえ、経営状況の「見える化」に向けたデータベース整備において、データベースを構築するうえで検討が必要な観点について考察し、課題、方向性などの整理を行った。データベースが登録対象とする情報の範囲、そのためにデータベースが構造面で備えるべき事項、情報登録に関するプロセス・手法等について検討し、課題、方向性を取りまとめるとともに、要件定義の形式に反映する形で整理した。

⑤調査結果のとりまとめ

上記の調査結果、検討結果を整理するとともに、経営状況の「見える化」に向けたデータベース整備に関する後述の検討委員会における議論等をふまえ、調査報告書を作成した。

(2) 検討委員会の実施状況

調査研究の実施にあたって、調査内容の検討やデータベース構築に関する方向性等の議論を行うため、有識者等からなる検討委員会を設置した。

検討委員会の開催状況	
令和5年9月29日開催 第1回検討委員会	(議題) ・事業の概要、スケジュールの説明 ・医療・介護・保育等分野の動向、過去関連調査の概要等の説明 ・アンケート調査の調査項目等に関する意見交換
令和6年1月12日開催 第2回検討委員会	(議題) ・アンケート調査結果の報告 ・アンケート調査の分析内容等の検討、調査結果に関する意見交換 ・ヒアリング調査の実施に関する意見交換 ・データベース構築に向けたポイント、留意点等に関する意見交換
令和6年3月27日開催 第3回検討委員会	(議題) ・アンケート調査分析、論点整理等に関する調査結果の報告 ・ヒアリング調査結果の報告 ・データベース構築に向けた項目、プロセス・手法等に関する意見交換 ・調査結果の取りまとめ及び報告書内容に関する意見交換

検討委員会 委員（敬称略、50音順）	
一橋大学大学院 経営管理研究科 教授	荒井 耕
明治大学 経営学部 専任教授	石津 寿恵
兵庫県立大学 社会科学研究科 教授	井出 健二郎
宮内税理士法人・株式会社福祉会計サービスセンター 代表	宮内 眞木子
日本公認会計士協会 非営利法人委員会社会福祉法人専門委員会 専門委員	横溝 知主

4 関連分野等の取組動向

(1) 関連分野等の動向

経営情報のデータベース整備については、障害福祉の分野のみならず、医療、介護、保育の分野でも取組が求められている。これらの分野では先行して検討が行われているものもあり、障害福祉の分野におけるデータベース整備の検討にあたっても有益な情報となる。また、データベースの対象となる事業者は、これらの複数の分野に関わる事業者も少なくないものと見込まれ、各分野の整合を図る視点も重要となる。

情報報告・届出の義務化のスケジュールは医療分野が最も進んでおり、令和5年8月以降に決算期を迎える事業者から報告が義務化されることから、G-MISでのデータベース整備が進められている。一方、対象は医療法人に限定されており、さまざまな法人種別・会計基準が存在する障害福祉分野とは様相が異なっている面もある。

介護分野では、報告単位は介護施設・事業所別とし、複数の会計基準のいずれかで届出可とされている。保育分野では、具体的な検討はこれからとなっているが、施設別に法人種別に応じた会計基準での届出等が提起されている。

医療分野のデータベース整備の動向		
経営情報等の報告・届出の義務化のスケジュール		令和5年8月以降に決算期を迎える事業者から報告が義務化されている
経営情報等の報告・届出を義務付ける施設・事業者		原則、全ての医療法人
	小規模事業者への配慮	法人税制度で社会保険診療報酬の所得計算の特例措置（いわゆる四段階税制）が適用されている法人は報告の対象外
報告・届出を求める情報	報告単位	病院・診療所別
	報告頻度	毎会計年度
	項目	病院・診療所における収益及び費用 任意項目として職種別の給与（給料・賞与）及びその人数
報告方法	報告様式	2種類（病院、診療所）
	報告期限	会計年度終了後、原則3か月以内 （大規模な医療法人は4か月以内）
	報告先	医療法人の主たる事務所の所在地の都道府県知事
	報告方法	・医療機関等情報支援システム（G-MIS） ・郵送
公表方法	全体的な姿の公表	属性等に応じてグルーピングした分析結果の公表
	個別データの公表	個別の医療機関の情報は公表しない

介護分野のデータベース整備の動向		
経営情報等の報告・届出の義務化のスケジュール		令和6年4月以降に決算期を迎える事業者から報告が義務化されている
経営情報等の報告・届出を義務付ける施設・事業者		原則、全ての介護サービス事業者
	小規模事業者への配慮	小規模な事業者等、届出にかかる追加的な負担が大きいと予想される事業者については対象外とされる可能性も考えられる。 (参考) 介護サービス情報公表制度は、年間の介護報酬額が100万円を超える事業所を対象としている
報告・届出を求める情報	報告単位	介護施設・事業所別 (法人単位も認める方向)
	報告頻度	毎会計年度
	項目	介護施設・事業所における収益及び費用 任意項目として職種別の給与(給料・賞与)及びその人数
報告方法	報告様式	損益計算書について、6種類の会計基準及び勘定科目のいずれによっても届出を可能とする ・社会福祉法人会計基準 ・介護老人保健施設会計・経理準則 ・介護医療院会計・経理準則 ・病院会計準則 ・指定老人訪問看護の事業及び指定訪問看護の事業の会計・経理準則 ・届出に当たり別途定める勘定科目 ※按分処理へ使用することのみを目的としたデータ項目の届出は求めず、介護保険総合データベース(介護DB)から把握できる事業所別の給付実績・利用実績のみを用いて按分を行う。
	報告期限	決算後4か月以内
	報告先	都道府県知事
	報告方法	システムを新規構築
公表方法	全体的な姿の公表	属性等に応じてグルーピングした分析結果の公表
	個別データの公表	

保育分野のデータベース整備の動向		
経営情報等の報告・届出の義務化のスケジュール		未定
経営情報等の報告・届出を義務付ける施設・事業者		子ども・子育て支援法に基づく、施設型給付・地域型保育給付を受けるすべての施設・事業者を対象とする。（幼稚園、保育所、認定こども園、小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育）
	小規模事業者への配慮	公表すべき内容・項目を限定する等の一定の配慮を行う方向で検討
報告・届出を求める情報	報告単位	施設別
	報告頻度	毎会計年度
	項目	経営情報（収益・費用） ※人件費等についてはその内訳を、職員配置の状況や職員給与の状況等については、その詳細を把握できる情報も含む。 ※具体的な項目は、「経営実態調査」における調査項目を基礎としつつ、「政策検討への活用性の向上」と「施設・事業者への業務負担」の双方に配慮し決定する。
報告方法	報告様式	各経営主体で採用されている会計基準に応じた様式とする
	報告期限	会計年度に応じた報告・届出期間を設定
	報告先	
	報告方法	子ども・子育て支援情報公表システム「ここdeサーチ」の機能拡充による整備
公表方法	全体的な姿の公表	属性に応じたグルーピングによる集計・分析を公表
	個別データの公表	情報利用者のニーズの高い情報に限って公表する方法を併用することを検討

(2) 関連調査の概要

本調査研究に関連する内容として、平成30年度・令和元年度の障害者総合福祉推進事業において、障害福祉サービスの経営実態把握に関する調査研究が行われている。その中で、障害福祉サービス等事業運営法人の会計等の状況の把握、会計基準の比較・分析、経営データの報告様式等の検討などを行っており、以下に概要をまとめる。

平成30年度事業	障害福祉サービス等事業者における統一的な経営実態把握に関する調査研究
<p>・この調査研究は、平成30年度から障害福祉サービス等事業所の「情報公表システム」の運用が開始され、そこに財務諸表など経営情報も登録されるようになったこと等もふまえ、障害福祉サービス等事業所の経営実態情報の把握に向けた課題や取組方向等を検討したものである。</p> <p>・調査研究の主眼は、事業者の会計実務の状況をふまえたうえで、どのようにサービス単位の収支情報を把握するか（さまざまなサービスを実施する事業者全体の会計情報から、いかにサービス単位の情報を切り分けるか）という点に置かれている。</p> <p>(本調査研究に参考となるポイント)</p> <ul style="list-style-type: none">● 「障害福祉サービス等情報公表システム」においては、財務諸表など経営実態情報の登録のしくみはあるものの、登録割合は低い状況であり、また、サービス単位の情報の登録はほとんどないことから、登録情報のみからサービス単位で実態把握を行うことは難しい。● 障害福祉サービス等の複数サービスを実施している事業者が多いが、アンケート調査によれば、事業者内の会計においてサービス単位で収支データを把握することが難しいという事業者も多い。● 障害福祉サービス等事業は公営（直営）も多いが、普通会計で処理されている場合が多く、サービス単位での収支データ把握は難しい。● アンケート調査によれば、何らかの区分会計を行っている事業者では、人件費などの費用は会計区分間に配分されているが、費用の配分方法は事業者によってさまざまである。また、繰入金処理など区分会計間の収支調整も、事業者によって考え方が異なっている。	

令和元年度事業	障害福祉サービス等事業所の経営実態を把握するための各会計基準の比較・分析及び報告様式の統一化等に関する調査研究
<p>・この調査研究は、会計基準等の違いを超えて統一的な観点から障害福祉サービス等事業所の経営評価・分析を行うための会計データの報告等に関する様式・フォーム等、また、その運用に資するためのマニュアルや計算ツールなどについて検討されたものである。</p> <p>(本調査研究に参考となるポイント)</p> <ul style="list-style-type: none"> ●障害福祉サービス等を実施する事業者の法人種別は多様であり、準拠する会計基準もさまざまである。各会計基準とも特色があり、個々の科目のみならず、構造の面も異なっていることから、収支情報等の把握にあたっては、会計基準の違い等もふまえつつ、適切な様式を検討する必要がある。 ●収益・費用の報告を事業者に求めるにあたり、法人単位の会計で会計データをあまり細かく仕訳していない場合、特に経費項目で負担が大きい事業者も少なくない。こうした負担も想定したうえで、報告様式、支援ツール等を用意する必要がある。 ●法人単位、事業所単位の収支から、サービス単位の収支を抽出するには、按分計算のための指標が必要となる。職員数、利用者数、建物面積等が按分指標となるが、これらの指標データについても適切に把握する必要がある。 ●収支情報や按分指標の情報については、事業者によっては回答にさまざまな計算や、元データの集計等が必要になる場合があり、回答負担も大きくなる。また、情報の整合性（合計値の一致等）を確保することも難しくなる場合がある。こうした負担を軽減することが必要である。 	

5 アンケート調査の結果

(1) 調査概要

①回収状況

障害福祉サービスを実施している法人及び障害福祉サービスを直営で実施している自治体を対象に調査を実施した。

	発送数	未達数	回収数	回収率	廃止、事業実施なし等	有効回答数	有効回答率
法人調査	4,800	291	1,893	42.0%	76	1,817	41.0%
自治体調査	200	0	112	56.0%	44	68	43.6%

②調査結果の概要

【障害福祉サービス事業を実施している法人の状況】

- ・障害福祉サービス事業を実施している法人種別の特色として、社会福祉法人では、多くは障害福祉事業以外の事業も実施しており、法人規模も比較的大きなところが多い。一方、NPO法人や財団法人・社団法人の場合は、障害福祉専業として設立されているところが多く、法人規模も比較的小さい。営利法人は事業実施状況や規模等において多様性が大きくなっている。
- ・法人で使用している会計基準については、おおむね法人種別に基づいた基準が用いられている。財団法人・社団法人では企業会計を用いているところが多い。
- ・法人の会計期間は社会福祉法人やNPO法人では年度単位が多いが、営利法人では年度以外の期間としていくところが多くなっている。決算が確定するまでの期間としては、2か月以内というところが多いが、社会福祉法人や規模の大きな法人では3か月以内というところも多い。3か月超というところはわずかであり、会計期間終了後、おおむね3か月以内で決算が確定する法人がほとんどである。

【障害福祉サービス事業を実施している法人の会計実務】

- ・法人内での会計実務については、一部の実務を外部委託している場合も含め、法人内で行っているところが多いが、営利法人等では、ほぼすべて外部委託しているというところも一定数見られる。
- ・法人内で会計実務を行っている法人では、多くの法人が市販の会計ソフトを利用しており、データもおおむね電子化されているところが多い。一方、会計実務を外部委託している法人では、委託先から電子化された会計データを入手できるというところが多い。
- ・法人で複数の事業所を有し、また、複数のサービスを実施している場合に、損益データを事業所別・サービス別に区分できるかという点については、いずれも区分管理しているという法人が多いが、区分はしていないという法人も一定数見られる。区分管理していない法人は営利法人等が比較的多く、また、市販の会計ソフトを利用していない法人で区分管理していない場合が比較的に見られる。区分管理していない法人

が区分可能かどうかについては、区分できるというところと、作業に必要な労力等の問題で区分困難というところが比較的分散している。

- ・ 損益データをモデル的な勘定科目に合わせて集計可能かどうかという点については、おおむね対応可能という法人が多いが、営利法人等で、収益に関し、給付費・措置費・運営費収益、利用者負担金等の収益についてサービス別に集計が困難というところが一定数見られる。

【障害福祉サービス事業を実施している法人の職員給与管理】

- ・ 職員給与に関するデータは、おおむね電子化されているという法人が多い。職員給与管理については市販の給与計算ソフトを利用しているところが多いが、営利法人等では、Excel 等を使って管理している場合や、ソフトは使っていないというところも一定数見られる。職種別の1人あたり給与額の算出については、対応可能というところが多い。

【「障害福祉サービス等情報公表システム」への情報の登録】

- ・ 「障害福祉サービス等情報公表システム」への情報の登録については、法人本部で一括して登録しているという法人が多いが、規模の大きな法人等では、各事業所で登録しているというところも多くなっている。
- ・ 「障害福祉サービス等情報公表システム」への法人財務情報の登録に関しては、登録しているところと登録していないところが拮抗している。NPO法人では登録しているところが比較的多い。登録していない場合の理由としては、「特に理由はない」というところが多く、登録しない積極的な理由があるわけではないと思われる。「障害福祉サービス等情報公表システム」への情報登録に負担を感じている法人も多くなっており、こうした負担感も一因ではないかと推察される。

【障害福祉サービス等事業を直営で実施している自治体の状況】

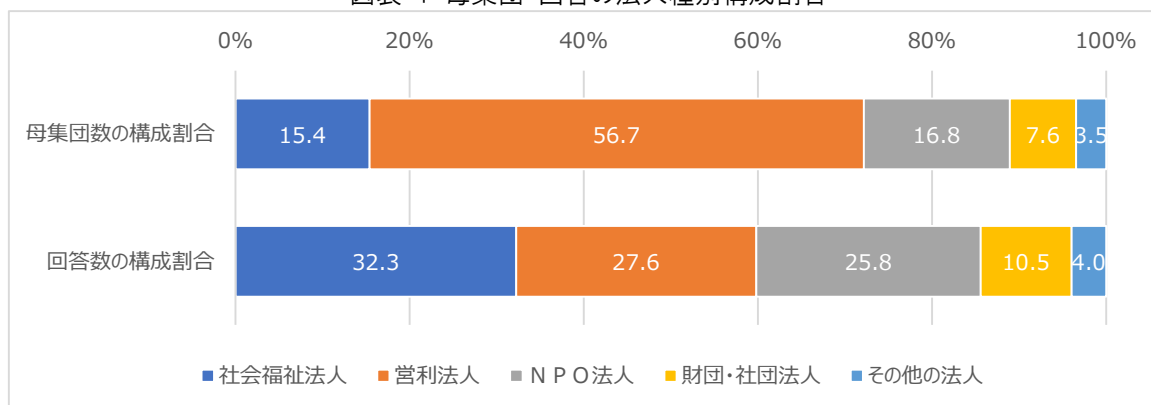
- ・ 障害福祉サービス等事業を直営実施している自治体において、事業の会計情報を管理する部署については、事業を実施する事業所の担当部署が多くなっているが、本庁の事業管轄部門等も一定数見られる。
- ・ 直営事業の会計について、公営事業会計を行っているところは少なくなっている。公営事業会計を行っている場合も、減価償却費などの科目は把握できないとするところが多い。
- ・ 直営事業の「障害福祉サービス等情報公表システム」への情報の登録については、事業を実施する事業所で登録しているところが多い。法人財務情報の登録に関しては、登録していないところが多くなっており、登録しない理由としては、自治体の場合は登録不要と考えているところが比較的多い。

(2) 法人調査の結果

法人調査では、標本作成にあたり、以下の法人種別の区分による層化無作為抽出をしている。法人調査の集計値は、すべて法人種別によるウェイトバックを行ったものである。

法人種別	母集団数	有効回答数	加重係数
社会福祉法人	6,537	586	1.00
営利法人	24,054	501	4.30
NPO法人	7,119	468	1.36
財団・社団法人	3,218	190	1.52
その他の法人	1,467	72	1.83
合計	42,395	1,817	

図表 1 母集団・回答の法人種別構成割合



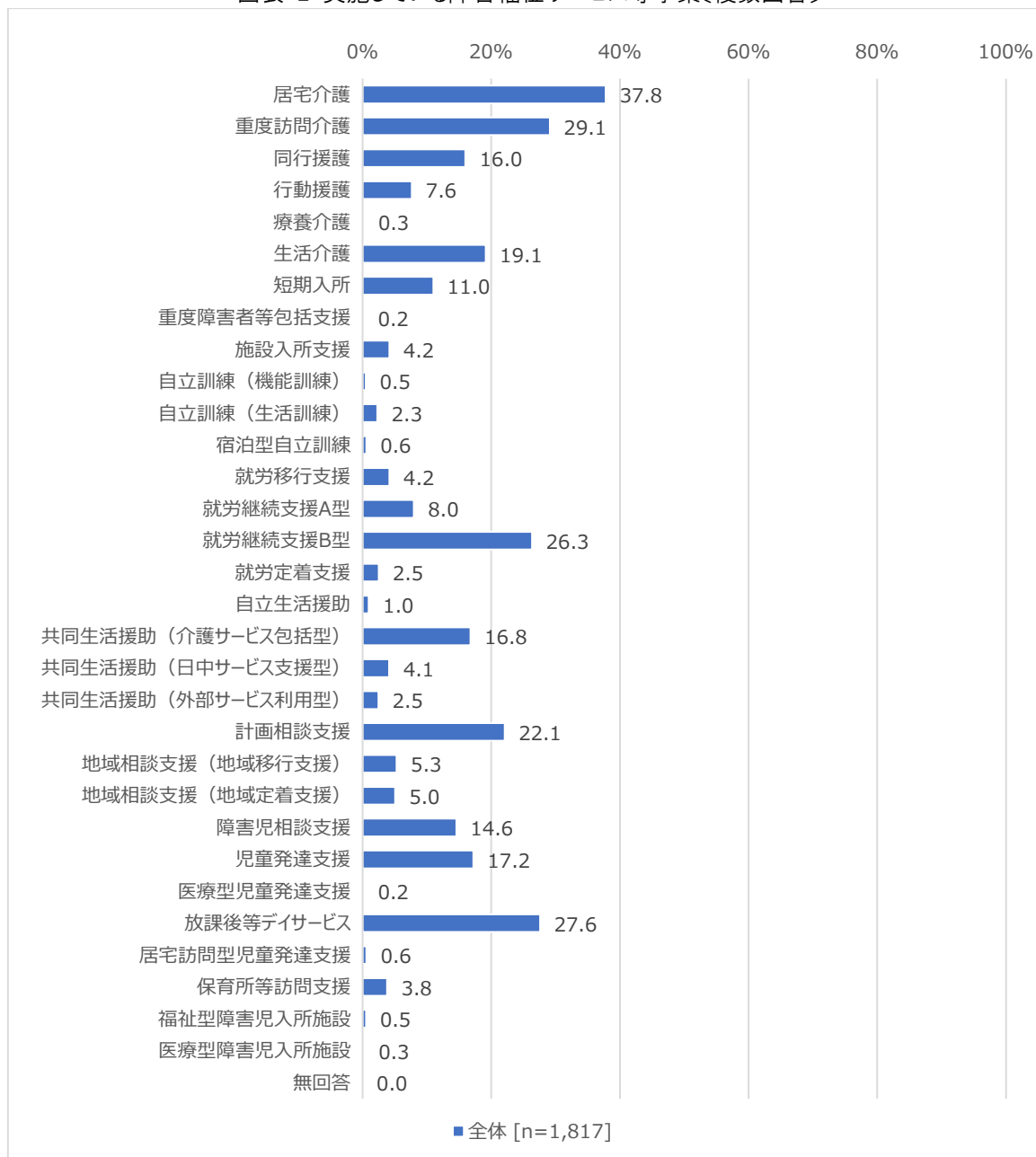
※調査の母集団：令和4年10月1日時点で障害福祉サービス等事業を実施する（サービスの報酬請求実績のある）事業所を運営する法人（地方自治体を除く）

①法人の基本情報

■ 実施している障害福祉サービス等事業

回答のあった法人が実施している障害福祉サービス等事業を聞いたところ、「居宅介護」が37.8%、「重度訪問介護」が29.1%、「放課後等デイサービス」が27.6%、「就労継続支援B型」が26.3%等となっている。

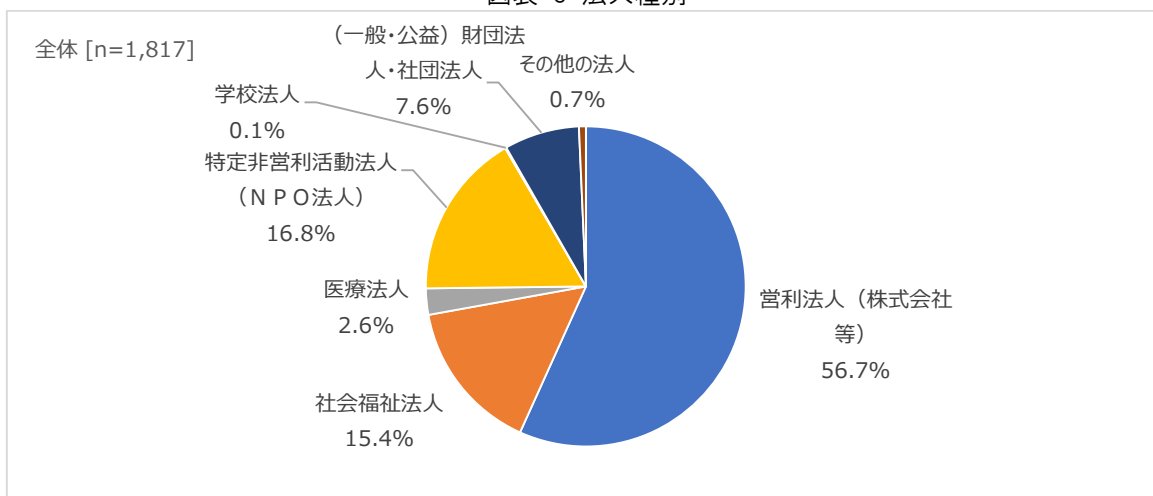
図表 2 実施している障害福祉サービス等事業〔複数回答〕



■ 法人種別

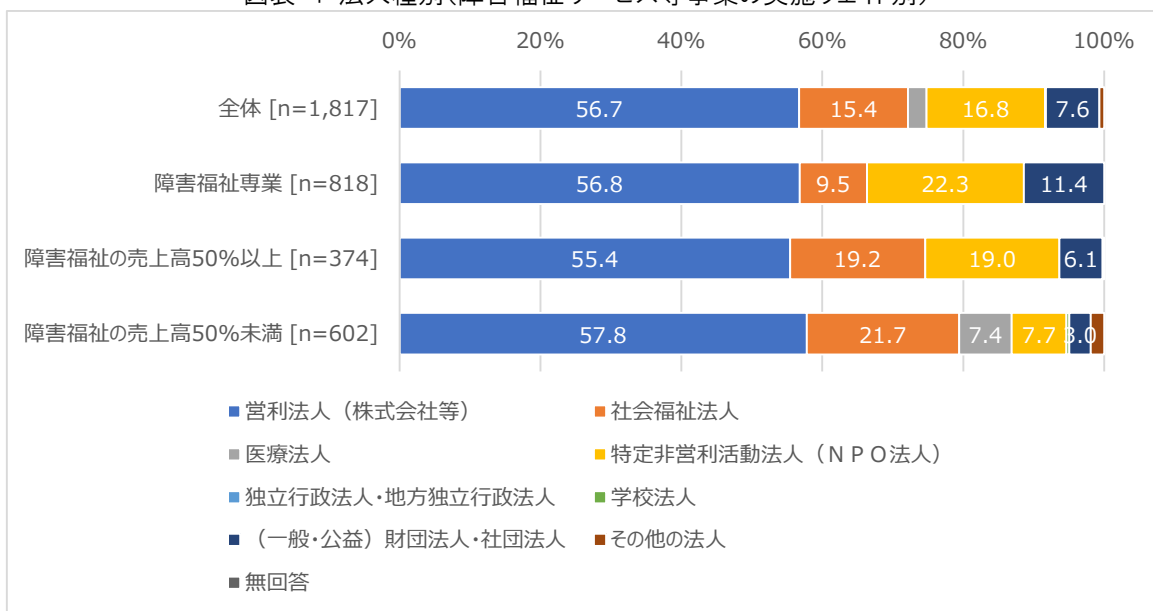
法人の種別は、「営利法人（株式会社等）」が 56.7%、「特定非営利活動法人（NPO法人）」が 16.8%、「社会福祉法人」が 15.4%となっている。

図表 3 法人種別



法人種別について、障害福祉サービス等事業の実施ウエイト別（障害福祉サービス等事業の専業の法人、専業ではないが障害福祉事業の売上が全体の 50%以上の法人、専業ではなく障害福祉事業の売上が全体の 50%未満の法人の 3 区分）で見た場合、それぞれで「営利法人」の割合にそれほど差はない一方、障害福祉専業では、「社会福祉法人」が少なく、「特定非営利活動法人（NPO法人）」「（一般・公益）財団法人・社団法人」が多くなっている。

図表 4 法人種別（障害福祉サービス等事業の実施ウエイト別）



■ 法人の事業所数、障害福祉サービス等事業を実施している事業所数

法人全体の事業所数は平均で 3.9 か所、うち、障害福祉サービス等事業を実施している事業所数は平均で 2.6 か所となっている。法人種別では、社会福祉法人で障害福祉サービス等事業を実施している事業所数が多くなっている。

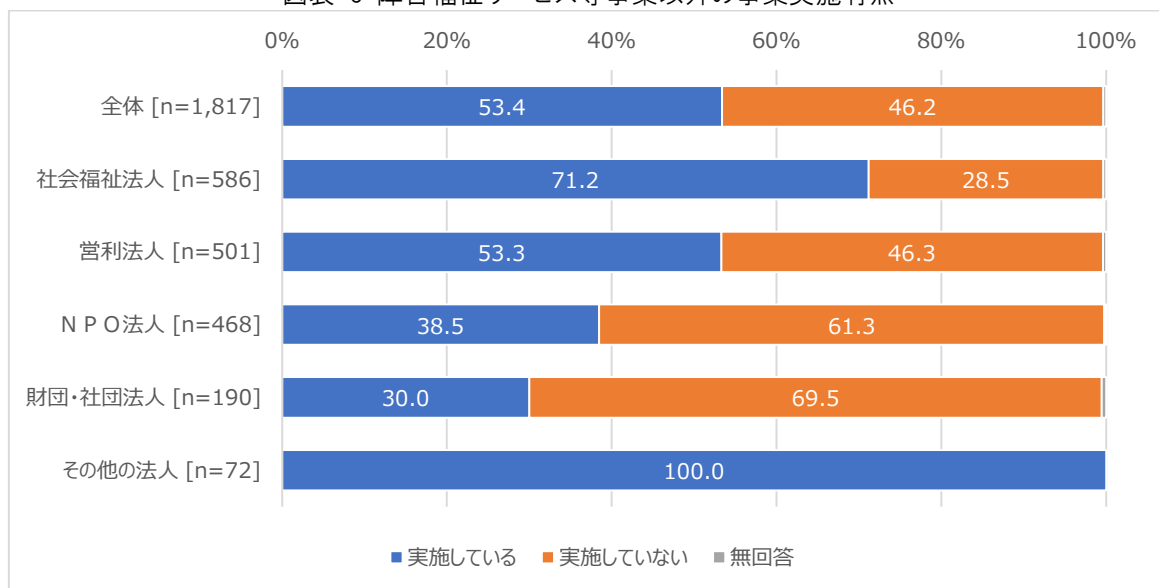
図表 5 法人の事業所数、障害福祉サービス等事業を実施している事業所数

(単位：か所)	全体 [n=1,812]	社会福祉法人 [n=585]	営利法人 [n=499]	NPO法人 [n=467]	財団・社団法人 [n=189]	その他の法人 [n=72]
法人全体の事業所数	3.9	7.7	3.2	2.4	2.5	9.6
うち、障害福祉サービス等事業を実施している事業所数	2.6	4.3	2.4	2.0	2.0	2.2

■ 障害福祉サービス等事業以外の事業実施有無

法人で、障害福祉サービス等事業以外の事業を実施しているかどうかを聞いたところ、「実施している」が 53.4%、「実施していない」が 46.2%となっている。社会福祉法人では、障害福祉サービス等事業以外の事業を実施しているところが多い。

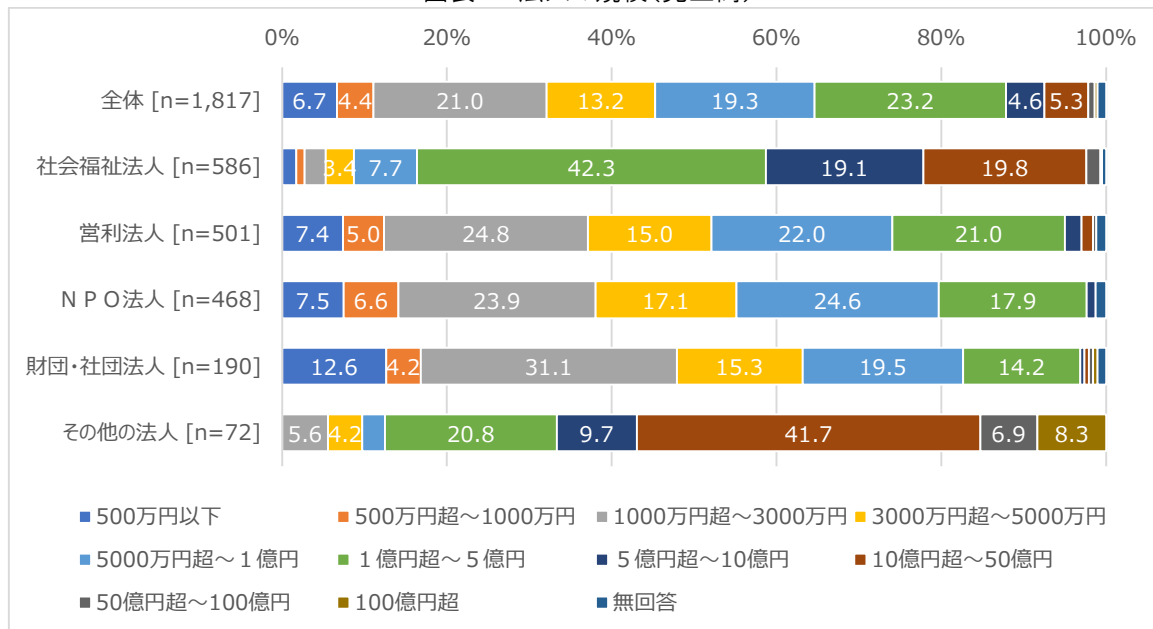
図表 6 障害福祉サービス等事業以外の事業実施有無



■ 法人の規模（売上高）

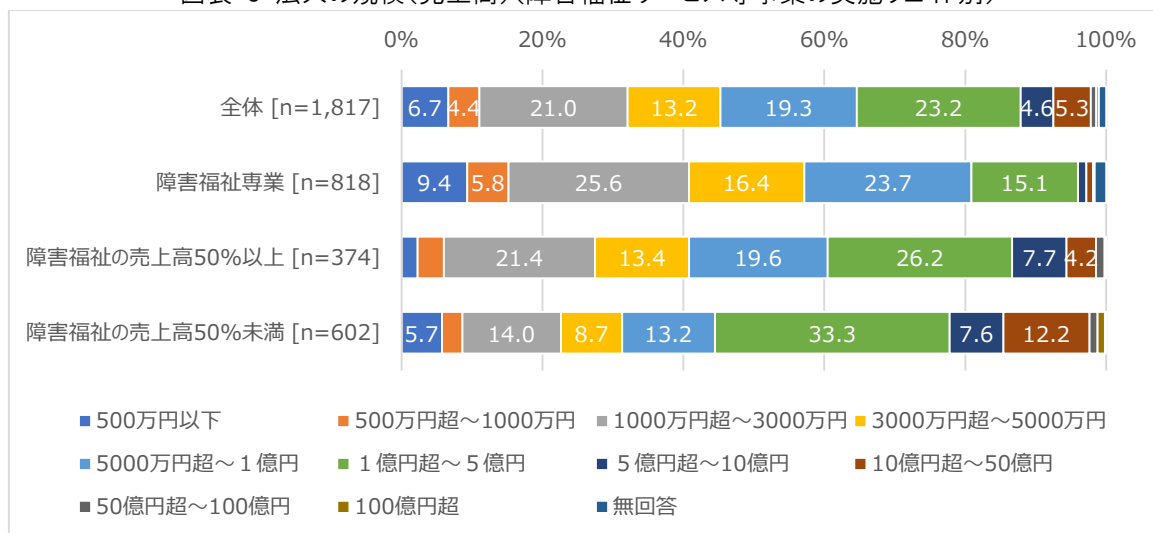
法人の規模について売上高を聞いたところ、「1億円超～5億円」が23.2%と最も多く、次いで、「1000万円超～3000万円」が21.0%、「5000万円超～1億円」が19.3%等となっている。法人種別では、営利法人等と比べて、社会福祉法人で規模の大きいところが多い。

図表 7 法人の規模(売上高)



法人の規模を障害福祉サービス等事業の実施ウェイト別で見た場合、障害福祉専門の法人では規模（売上高）の小さい法人が比較的多い一方、障害福祉の売上高50%未満の法人では規模の大きな法人が多くなっている。

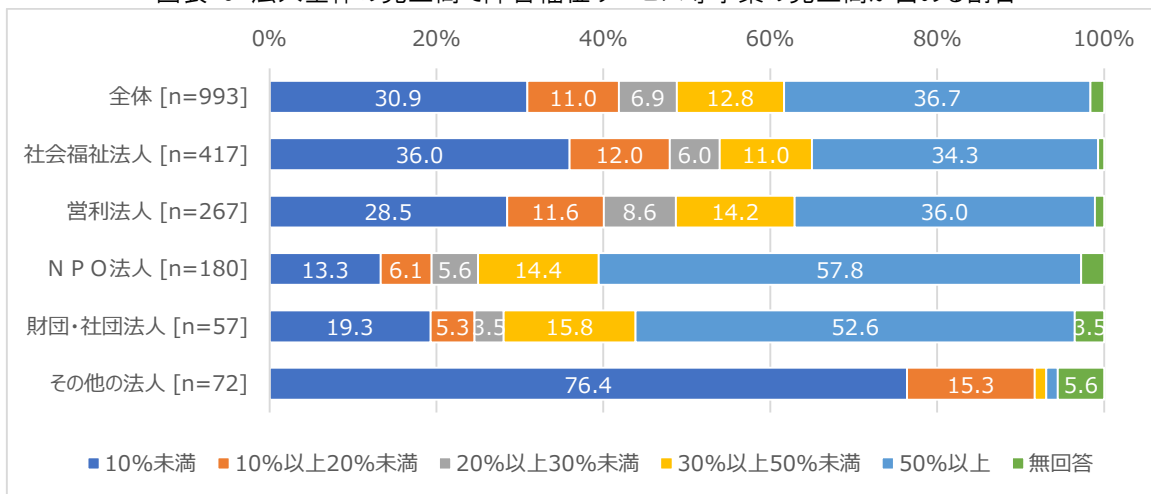
図表 8 法人の規模(売上高)(障害福祉サービス等事業の実施ウェイト別)



■ 法人全体の売上高で障害福祉サービス等事業の売上高が占める割合

法人で、障害福祉サービス等事業以外の事業を実施しているところに、法人全体の売上高で障害福祉サービス等事業の売上高が占める割合を聞いたところ、障害福祉サービス等事業がメインである「50%以上」の法人が36.7%である一方、障害福祉サービス等事業のウェイトの小さい「10%未満」である法人も30.9%となっている。法人種別では、NPO法人、財団・社団法人で「50%以上」が多くなっている。

図表 9 法人全体の売上高で障害福祉サービス等事業の売上高が占める割合

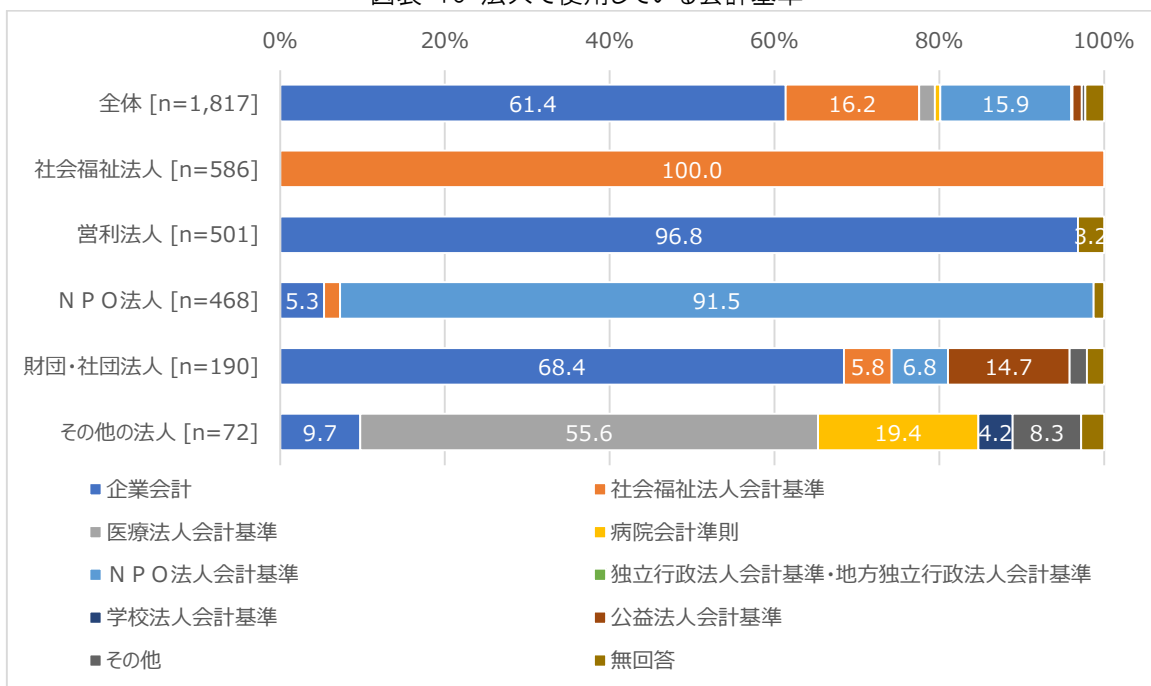


②法人における会計の状況について

■ 法人で使用している会計基準

法人で使用している会計基準は、全体で見ると、「企業会計」が61.4%、「社会福祉法人会計基準」が16.2%、「NPO法人会計基準」が15.9%等となっている。法人種別では、おおむね各法人の会計基準を使用しているところが多いが、財団・社団法人では「企業会計」が多く使われている。（なお、財団・社団法人の種別は一般法人が大半で、公益法人の回答は4法人のみ。公益法人はすべて「公益法人会計基準」を使用。）

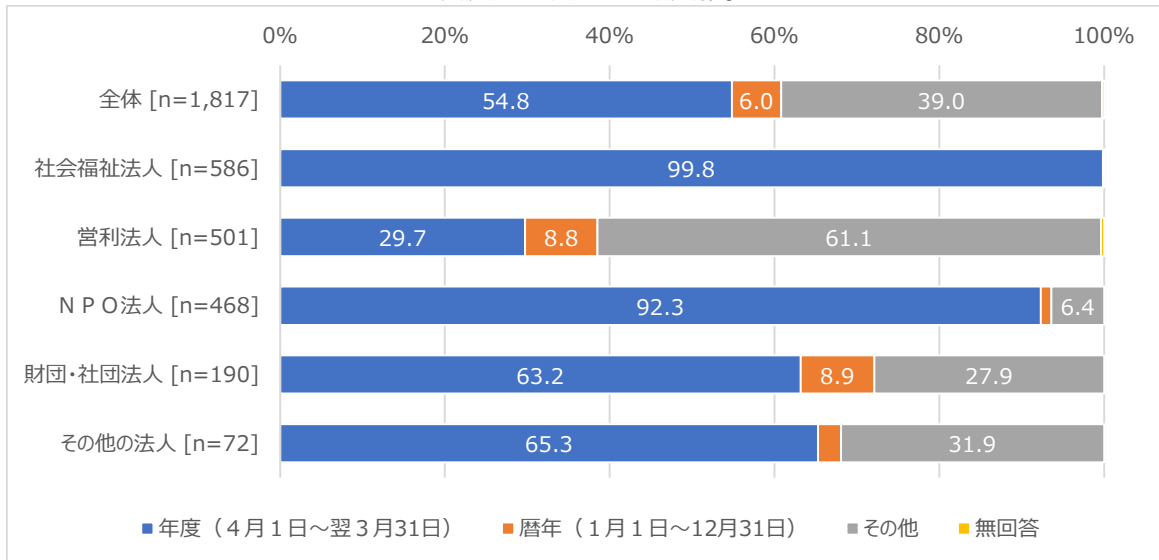
図表 10 法人で使用している会計基準



■ 法人の会計期間

法人の会計期間は、「年度（4月1日～翌3月31日）」が54.8%、「その他」が39.0%、「暦年（1月1日～12月31日）」が6.0%となっている。法人種別では、営利法人で「その他」が多い。

図表 11 法人の会計期間

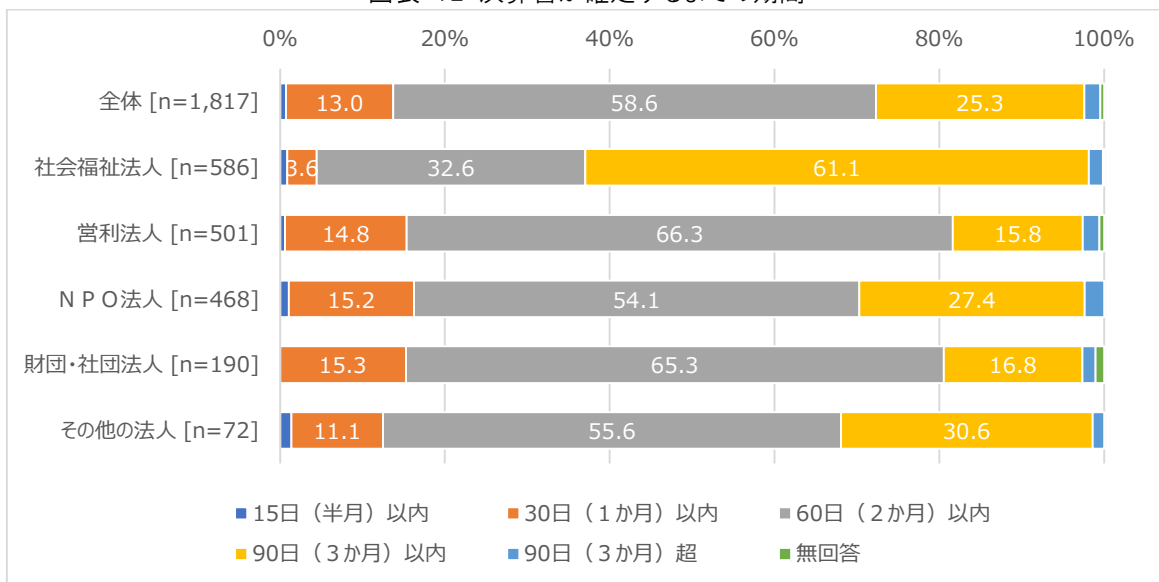


■ 決算書が確定するまでの期間

会計期間終了から決算書が確定するまでの期間について聞いたところ、「60日（2か月）以内」が58.6%と最も多く、次いで、「90日（3か月）以内」が25.3%となっている。法人種別では、社会福祉法人で「90日（3か月）以内」が多い。

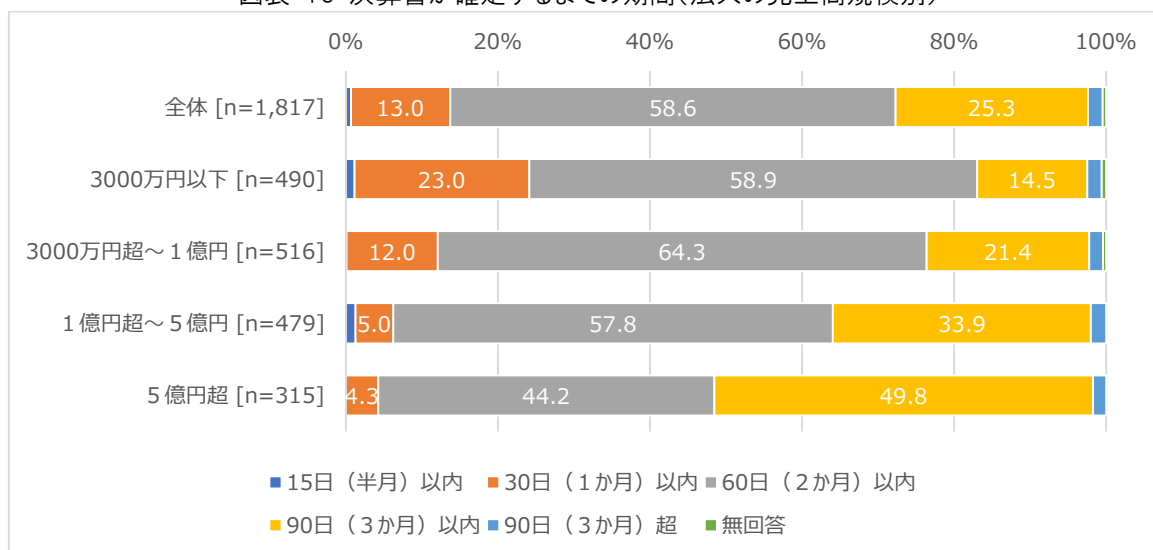
※「決算書が確定するまでの期間」は、決算月の後、決算書が確定するまでの作業期間について聞いたもの。

図表 12 決算書が確定するまでの期間



決算書が確定するまでの期間を、法人の規模（売上高）別に見た場合、規模の大きな法人の方が、決算書が確定するまでの期間の長い傾向が見られる。

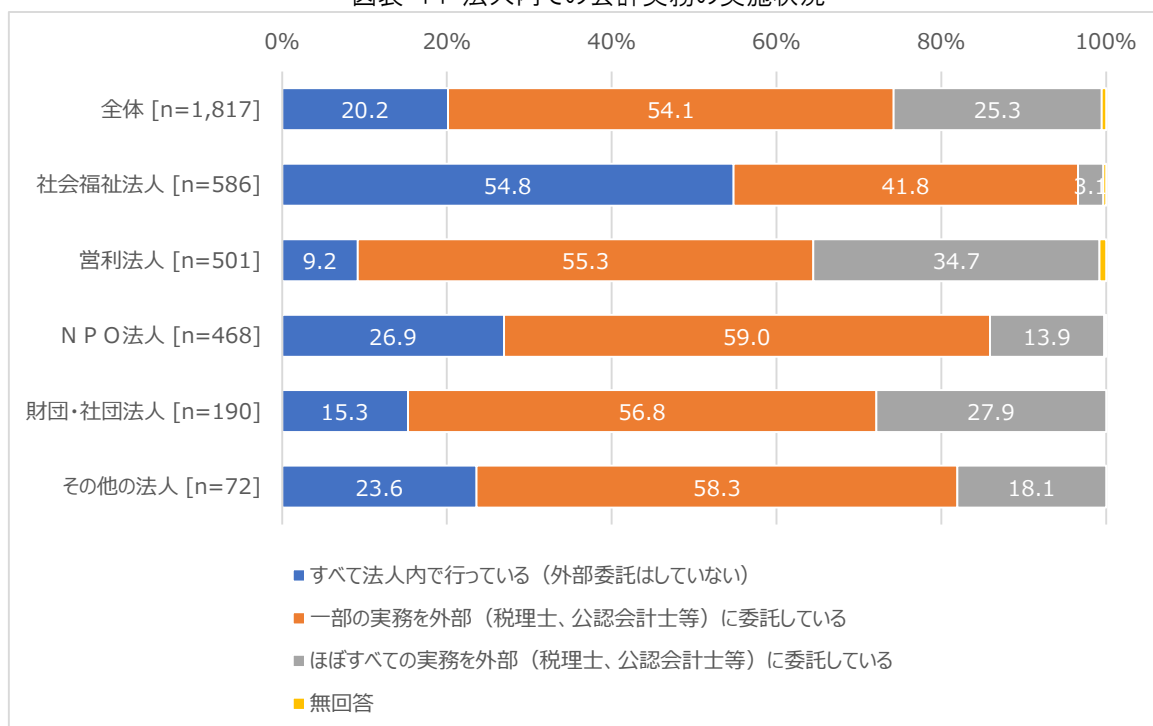
図表 13 決算書が確定するまでの期間(法人の売上高規模別)



■ 法人内での会計実務の実施状況

法人内での会計実務について、委託等を含めた実施状況を聞いたところ、「一部の実務を外部（税理士、公認会計士等）に委託している」が 54.1%、「すべて法人内で行っている（外部委託はしていない）」が 20.2%、「ほぼすべての実務を外部（税理士、公認会計士等）に委託している」が 25.3%となっている。法人種別では、社会福祉法人で「すべて法人内で行っている（外部委託はしていない）」が多くなっている。

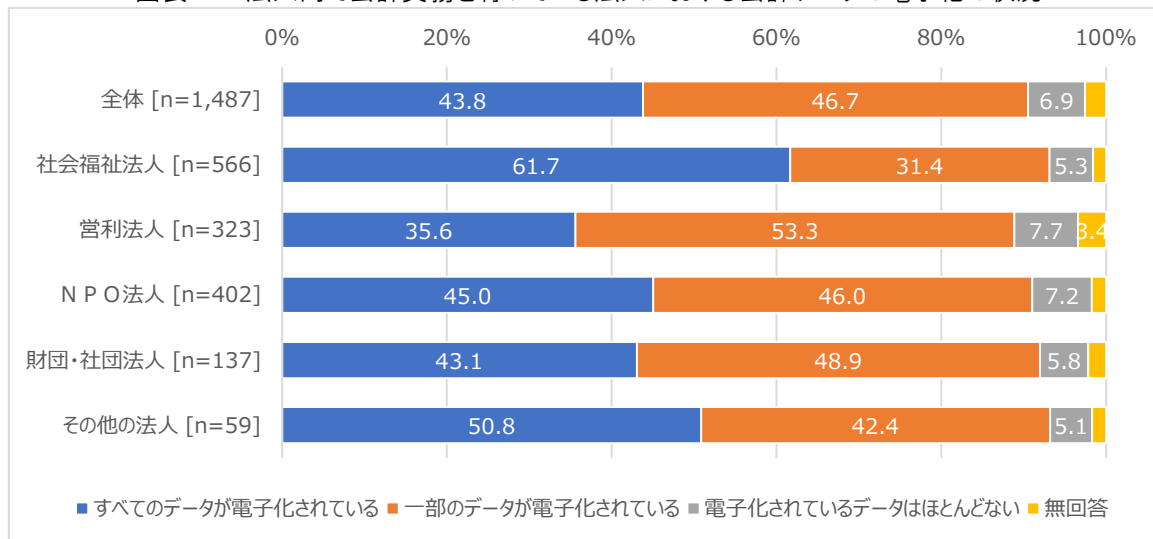
図表 14 法人内での会計実務の実施状況



■ 法人内で会計実務を行っている法人の状況

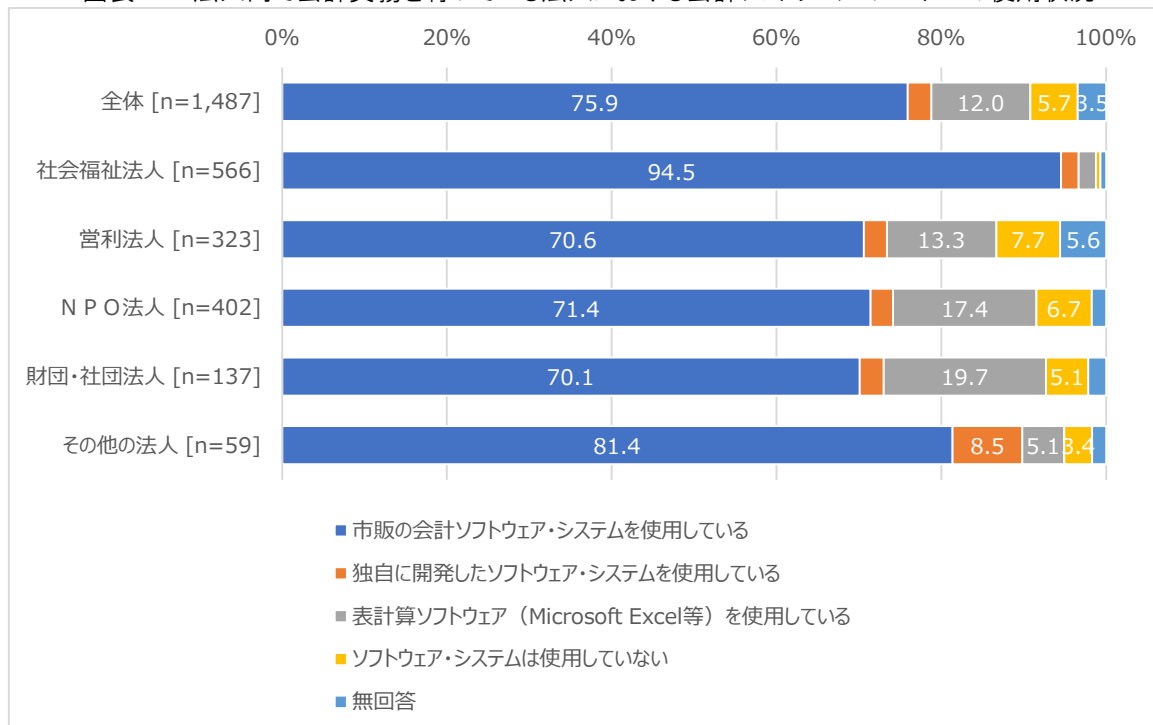
会計実務を「すべて法人内で行っている」「一部の実務を外部に委託している」と回答した法人に、会計データの電子化の状況を聞いたところ、「すべてのデータが電子化されている」が43.8%、「一部のデータが電子化されている」が46.7%となっている。

図表 15 法人内で会計実務を行っている法人における会計データの電子化の状況



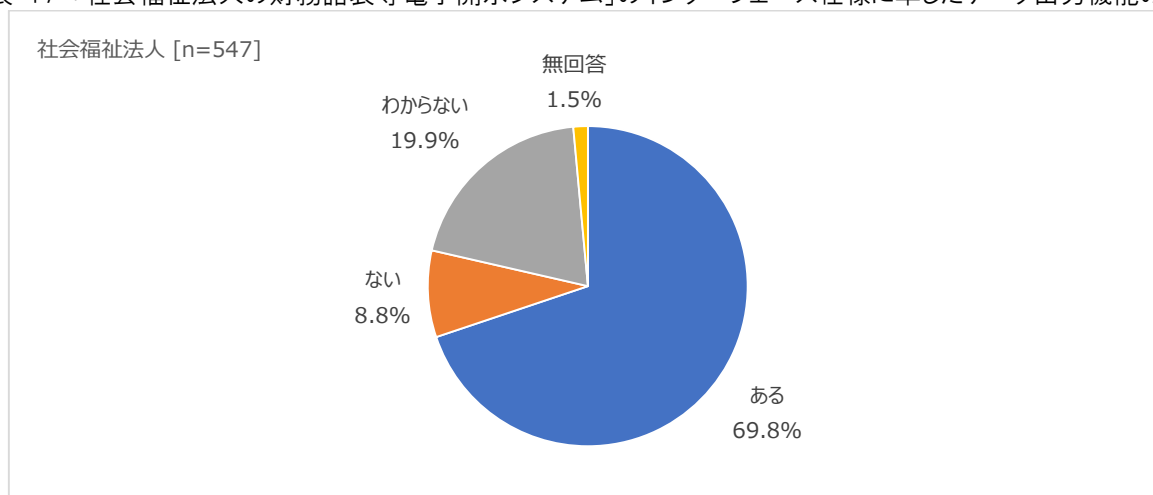
会計実務における会計ソフトウェア・システムの使用状況については、「市販の会計ソフトウェア・システムを使用している」が75.9%と多くを占めている。

図表 16 法人内で会計実務を行っている法人における会計ソフトウェア・システムの使用状況



法人種別が社会福祉法人で、会計ソフトウェア・システムの使用状況として「市販の会計ソフトウェア・システムを使用している」「独自に開発したソフトウェア・システムを使用している」と回答したところに、使用している会計ソフトウェア・システムにおける「社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム」のインターフェース仕様に準じたデータ出力機能の有無を聞いたところ、「ある」が69.8%と多くなっている。

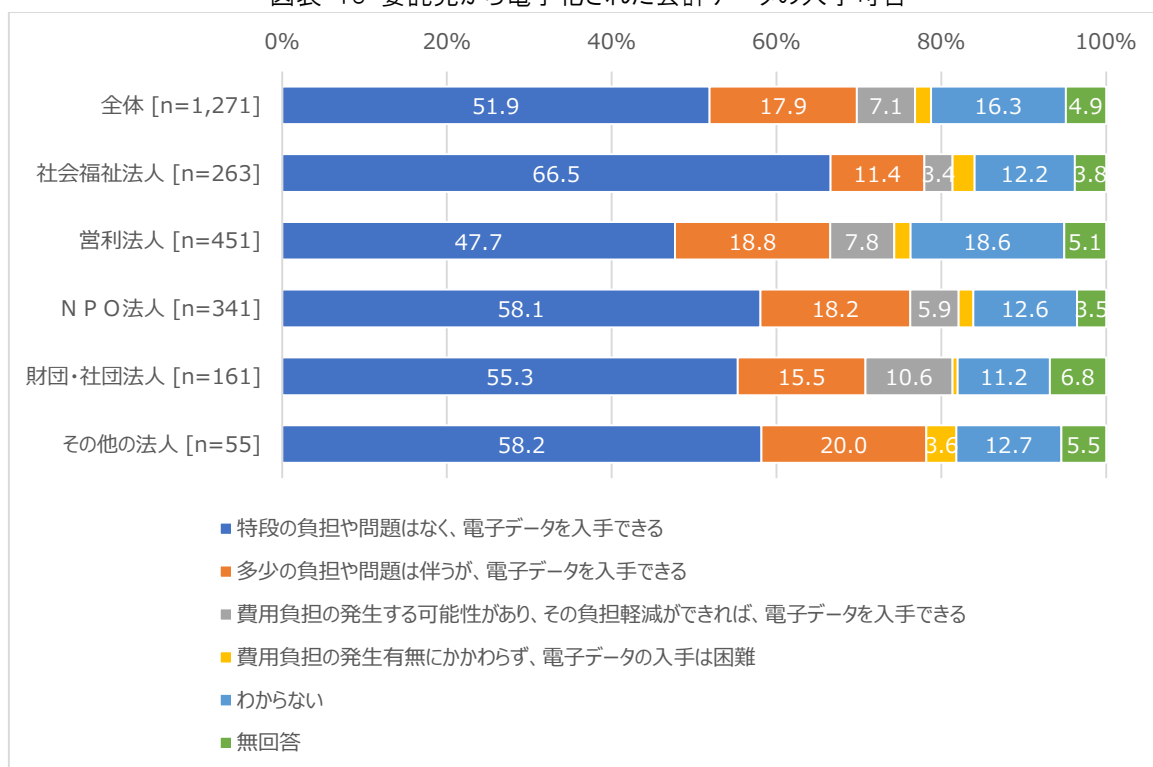
図表 17 「社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム」のインターフェース仕様に準じたデータ出力機能の有無



■ 委託先から電子化された会計データの入手可否

会計実務を「一部の実務を外部に委託している」「ほぼすべての実務を外部に委託している」と回答した法人に、委託先から電子化された会計データを入手できるかどうかを聞いたところ、「特段の負担や問題はなく、電子データを入手できる」が51.9%と多くなっている。「費用負担の発生有無にかかわらず、電子データの入手は困難」というところはわずかである。

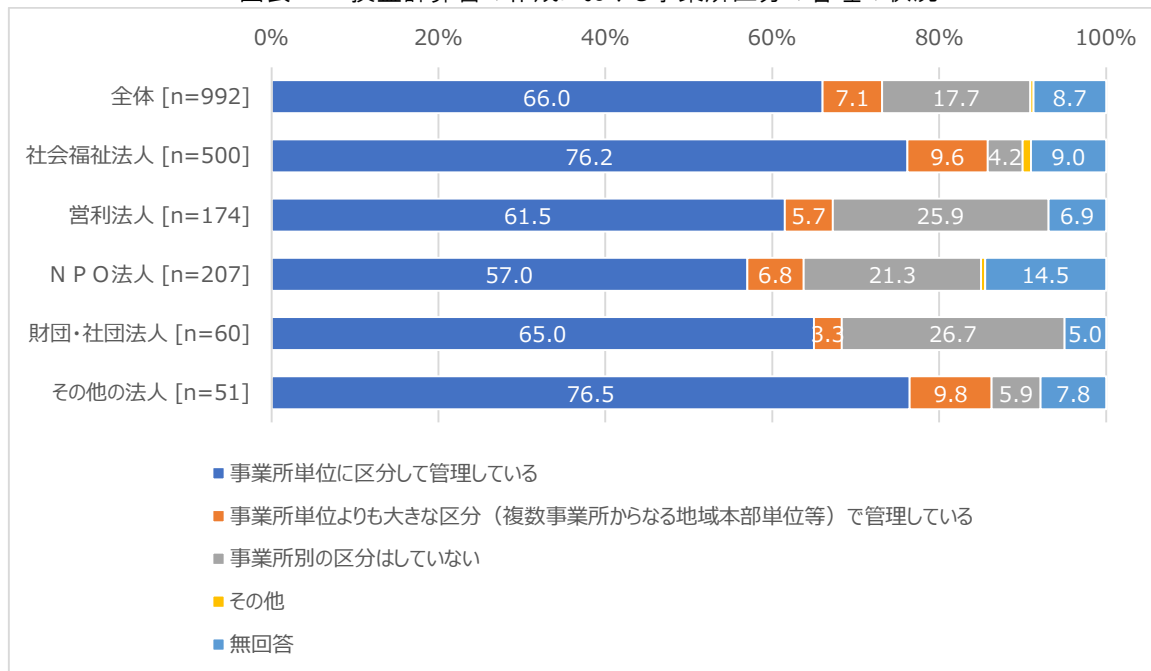
図表 18 委託先から電子化された会計データの入手可否



■ 損益計算書の作成における事業所区分・サービス区分の管理

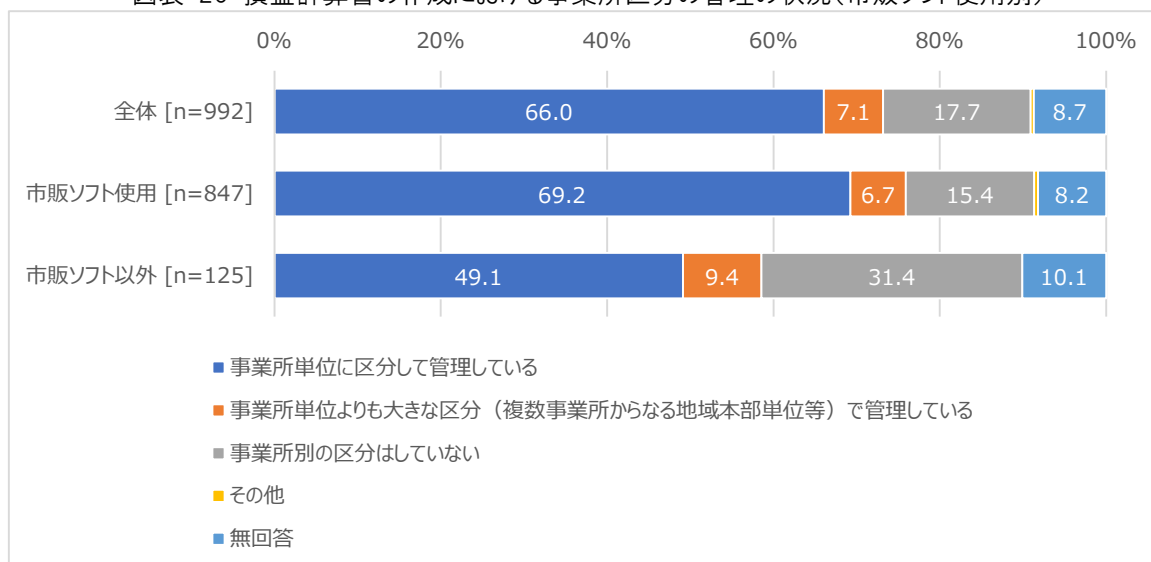
損益計算書の作成における事業所区分・サービス区分の管理の状況について聞いたところ、事業所別の区分は、「事業所単位に区分して管理している」が66.0%と多くなっている。法人種別で見ると、営利法人、NPO法人、財団・社団法人では、「事業所別の区分はしていない」ところも2～3割程度見られる。

図表 19 損益計算書の作成における事業所区分の管理の状況



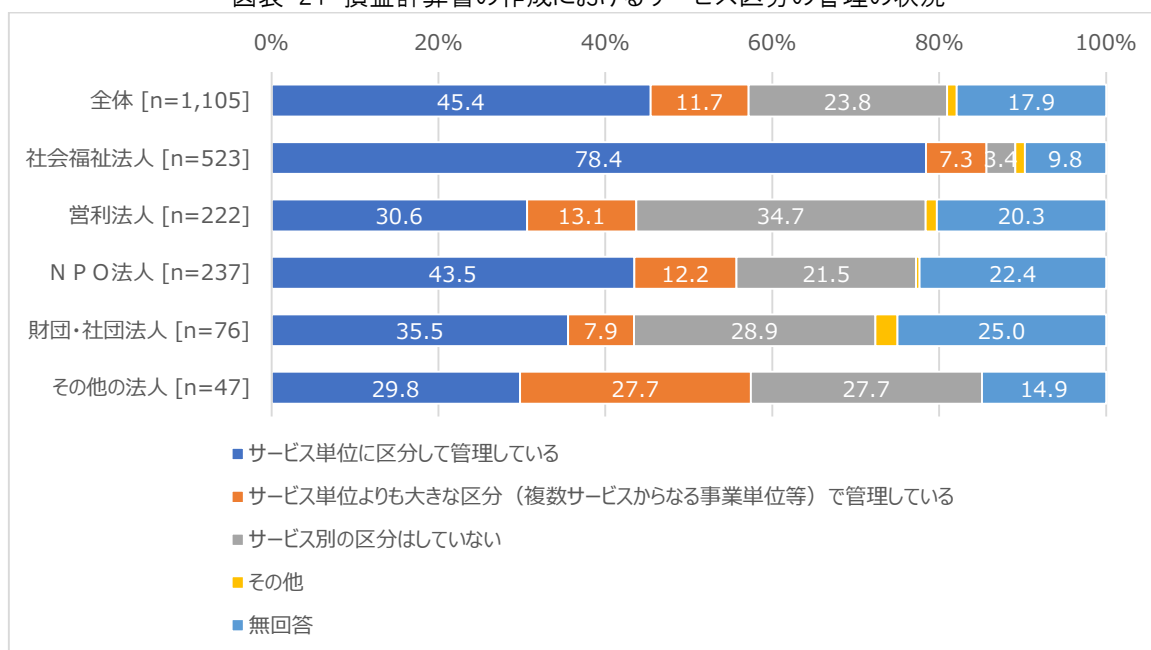
会計実務における会計ソフトウェア・システムの使用状況で、「市販の会計ソフトウェア・システムを使用している」法人と、それ以外の法人の別で見た場合、市販ソフトを使用していない法人では、「事業所別の区分はしていない」ところが比較的多くなっている。

図表 20 損益計算書の作成における事業所区分の管理の状況(市販ソフト使用別)



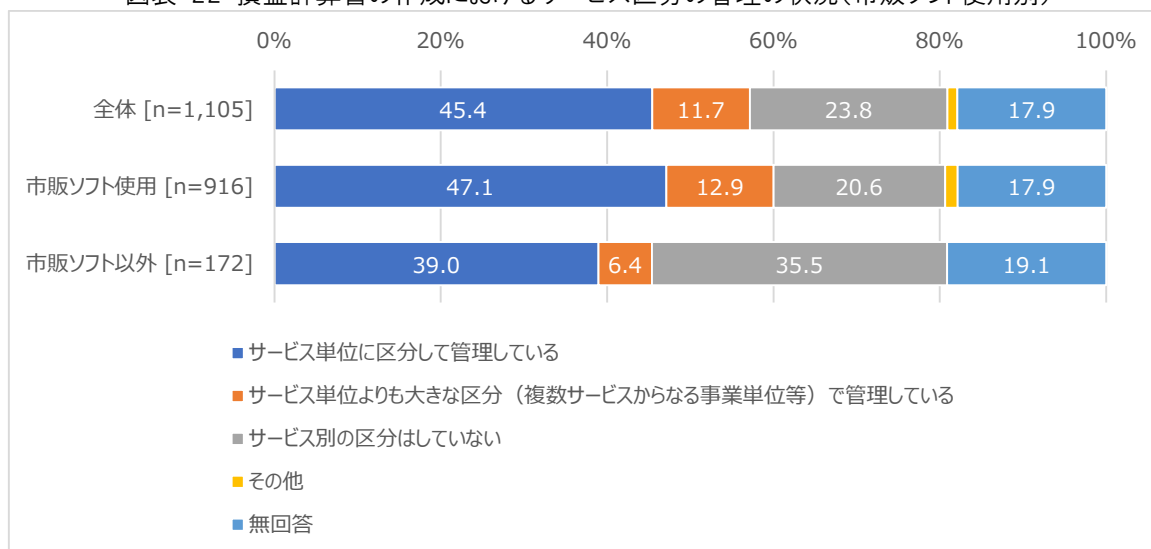
サービス別の管理については、「サービス単位に区分して管理している」が45.4%と多くなっている。法人種別で見ると、営利法人では、「サービス別の区分はしていない」が「サービス単位に区分して管理している」よりも多くなっている。

図表 21 損益計算書の作成におけるサービス区分の管理の状況



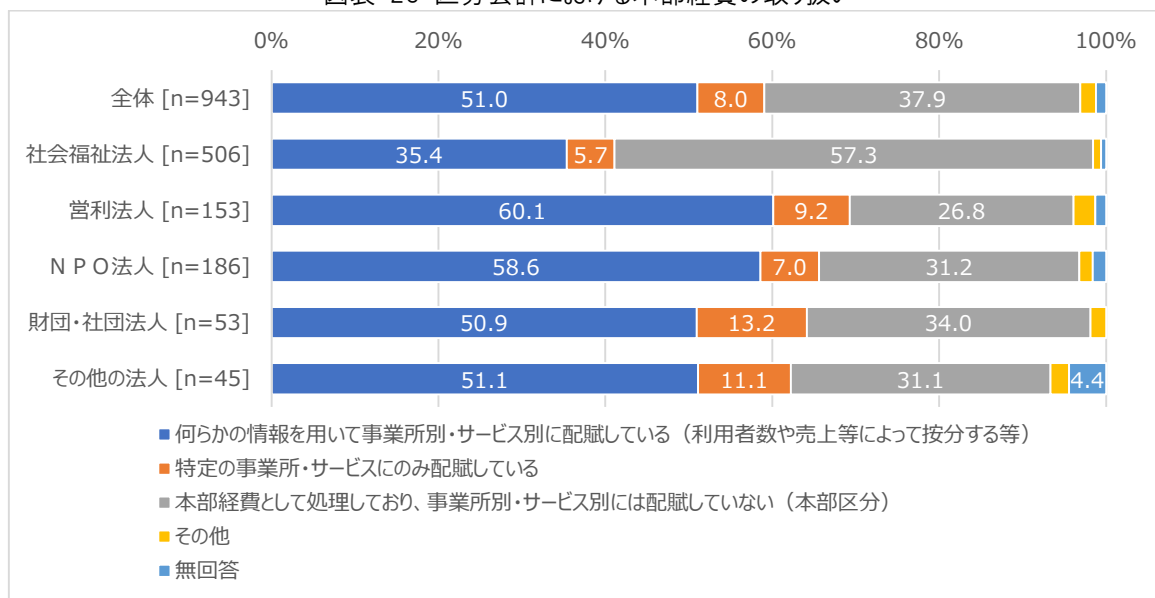
会計実務における会計ソフトウェア・システムの使用状況で、「市販の会計ソフトウェア・システムを使用している」法人と、それ以外の法人の別で見た場合、市販ソフトを使用していない法人では、「サービス別の区分はしていない」ところが比較的多くなっている。

図表 22 損益計算書の作成におけるサービス区分の管理の状況(市販ソフト使用別)



損益計算書の作成において何らかの事業所区分・サービス区分の管理を行っている法人に、区分会計における本部経費の取り扱いについて聞いたところ、「何らかの情報を用いて事業所別・サービス別に配賦している（利用者数や売上等によって按分する等）」が51.0%、「本部経費として処理しており、事業所別・サービス別には配賦していない（本部区分）」が37.9%となっている。法人種別で見ると、社会福祉法人では「本部経費として処理しており、事業所別・サービス別には配賦していない（本部区分）」が多く、その他の法人種別では「何らかの情報を用いて事業所別・サービス別に配賦している（利用者数や売上等によって按分する等）」が多い。

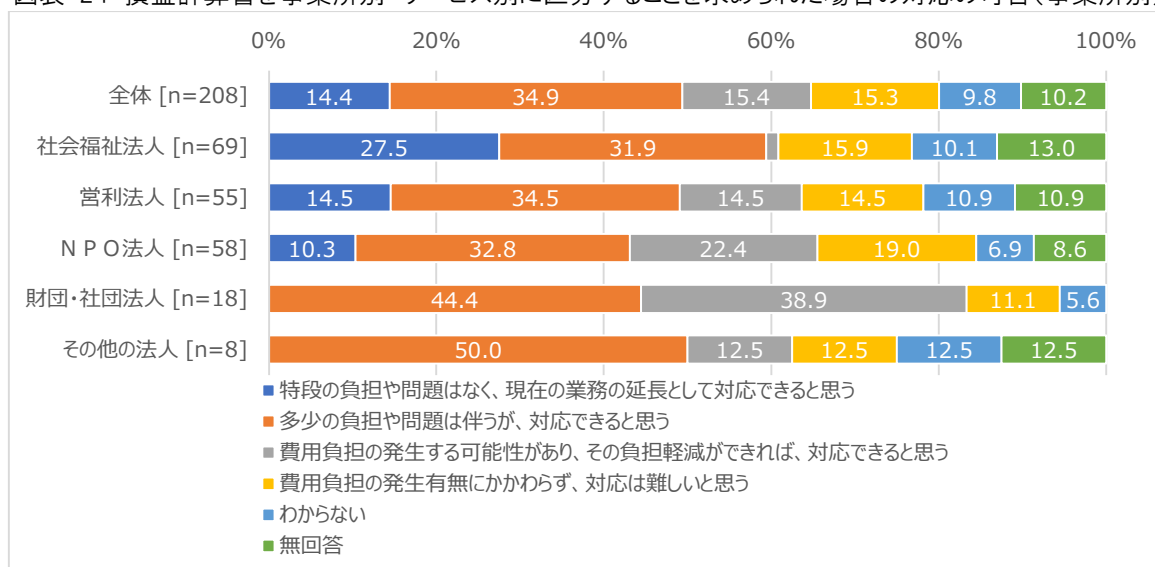
図表 23 区分会計における本部経費の取り扱い



■ 損益計算書を事業所別・サービス別に区分することの対応可否

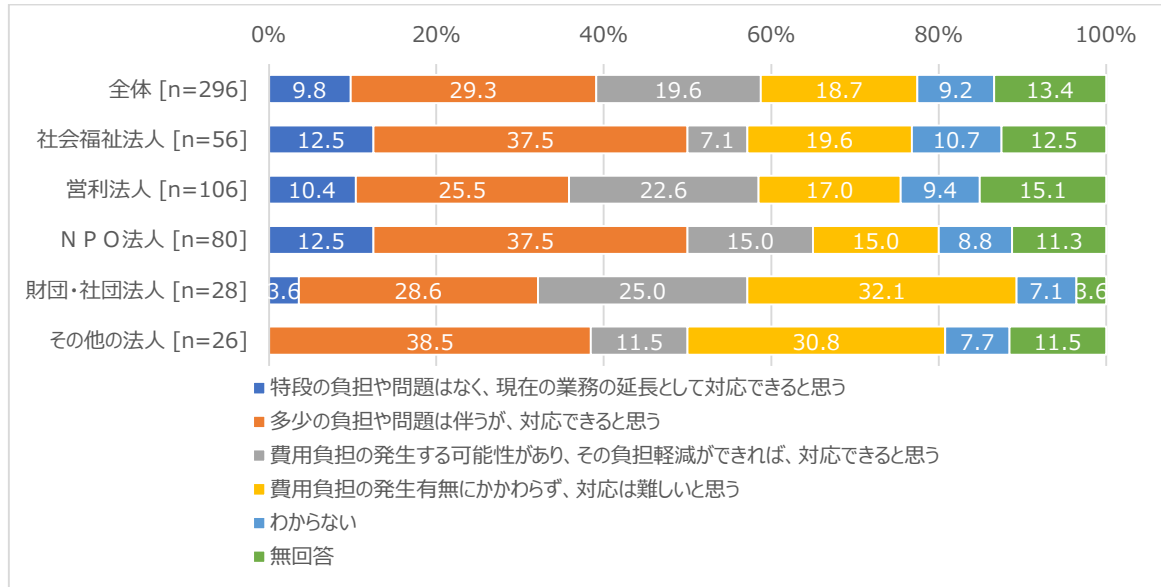
損益計算書の作成において事業所単位・サービス単位での区分管理を行っていない法人に、事業所別・サービス別に区分することを求められた場合に対応が可能かどうかを聞いたところ、事業所別については、「多少の負担や問題は伴うが、対応できると思う」が34.9%である一方、「費用負担の発生有無にかかわらず、対応は難しいと思う」が15.3%となっている。

図表 24 損益計算書を事業所別・サービス別に区分することを求められた場合の対応の可否(事業所別)



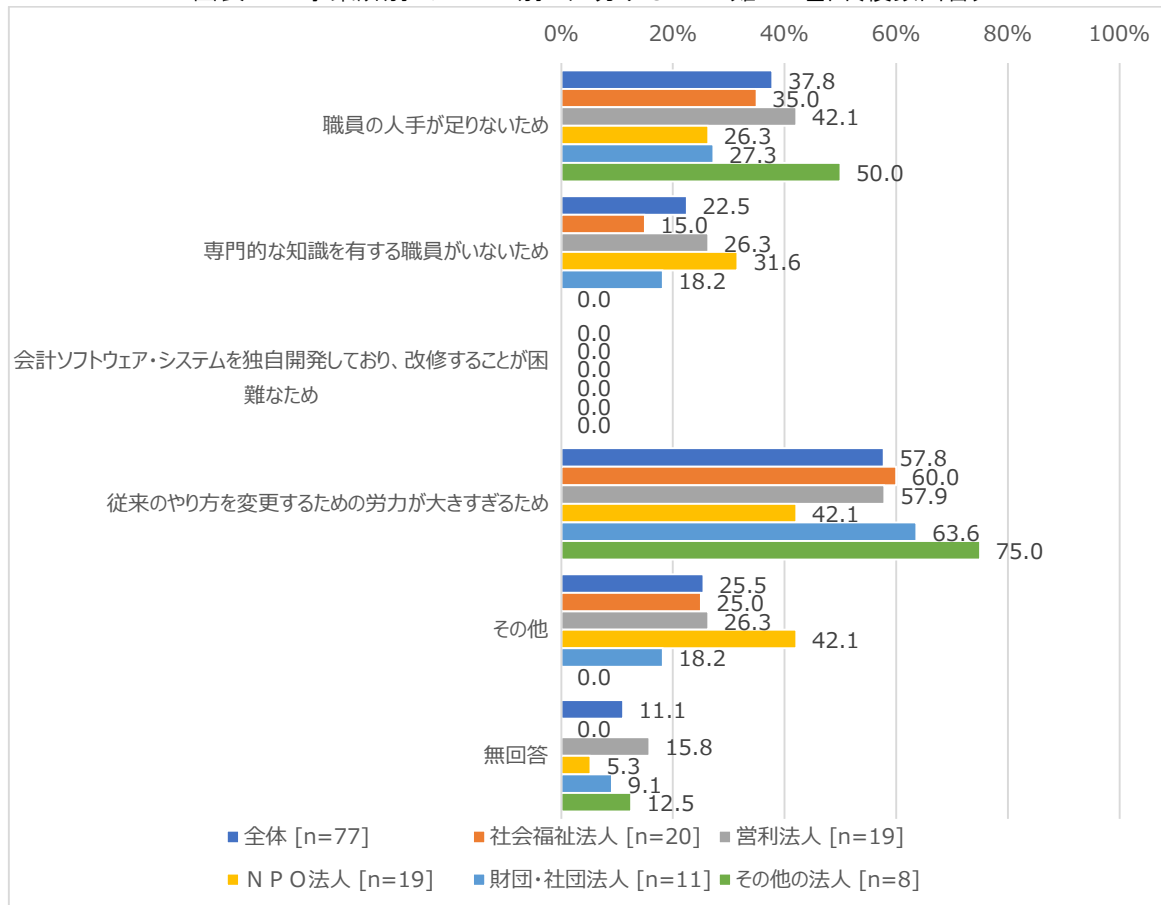
サービス別については、「多少の負担や問題は伴うが、対応できると思う」が29.3%である一方、「費用負担の発生有無にかかわらず、対応は難しいと思う」が18.7%となっている。

図表 25 損益計算書を事業所別・サービス別に区分することを求められた場合の対応の可否(サービス別)



「費用負担の発生有無にかかわらず、対応は難しいと思う」と回答した法人に、その理由を聞いたところ、「従来のやり方を変更するための労力が大きすぎるため」が57.8%と最も多くっており、次いで、「職員の人手が足りないため」が37.8%となっている。

図表 26 事業所別・サービス別に区分することが難しい理由[複数回答]

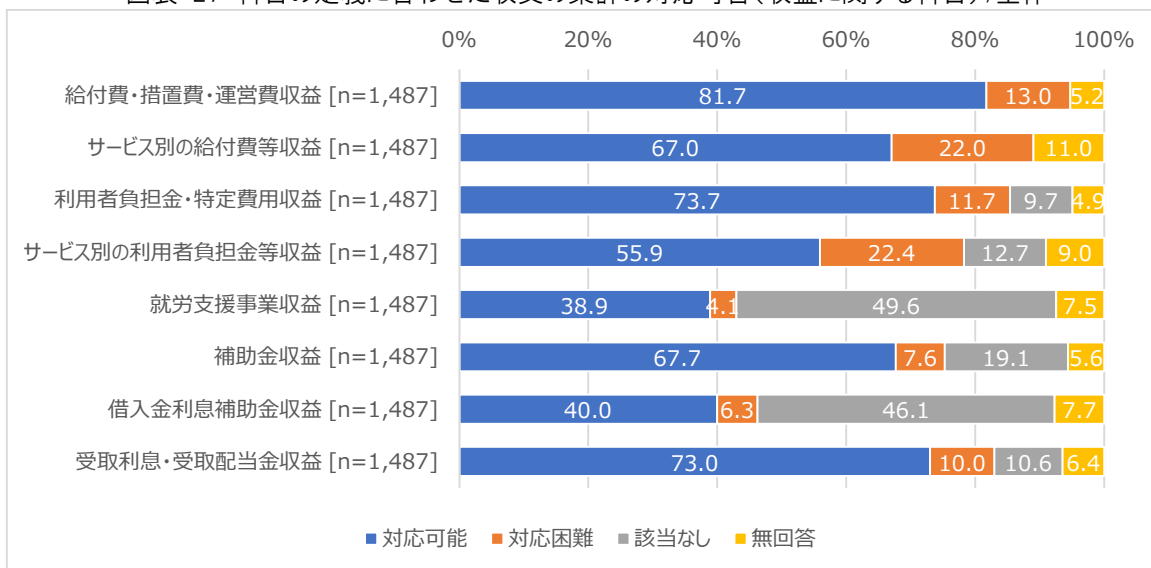


■ 科目の定義に合わせた収支の集計の対応可否

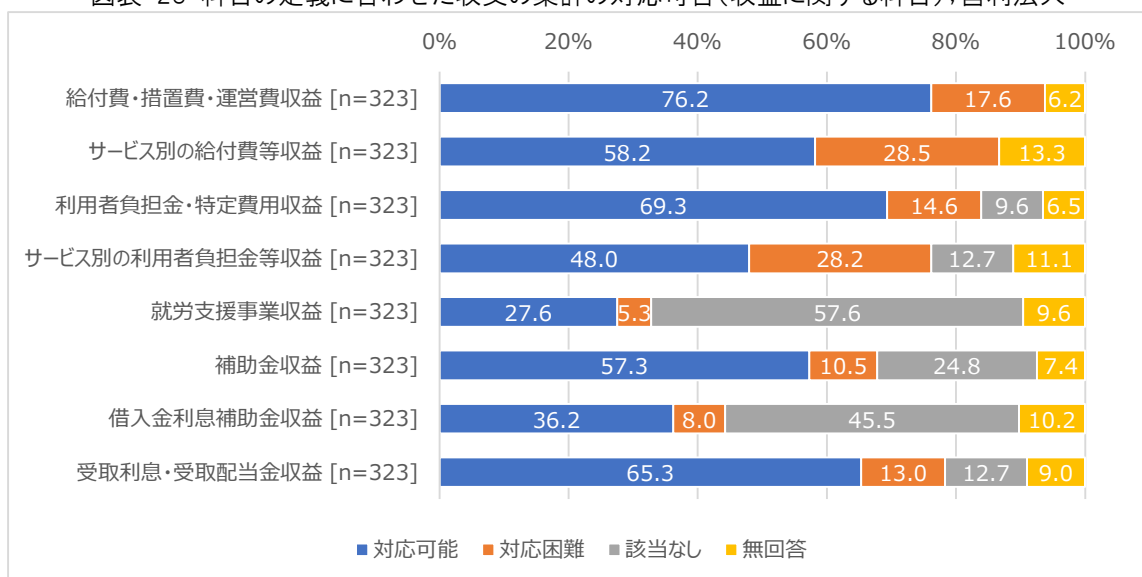
法人の経理で使用している勘定科目を基に、例示した科目の定義に合わせた収支の集計をすることが可能かどうかを聞いたところ、収益に関する科目では、「給付費・措置費・運営費収益」等の主な科目で「対応可能」が多くなっている。

法人種別で、営利法人に限定して集計対応可否を見た場合、全体と比較して、「サービス別の給付費等収益」「サービス別の利用者負担金等収益」等で「対応困難」の多い傾向が見られる。

図表 27 科目の定義に合わせた収支の集計の対応可否(収益に関する科目);全体



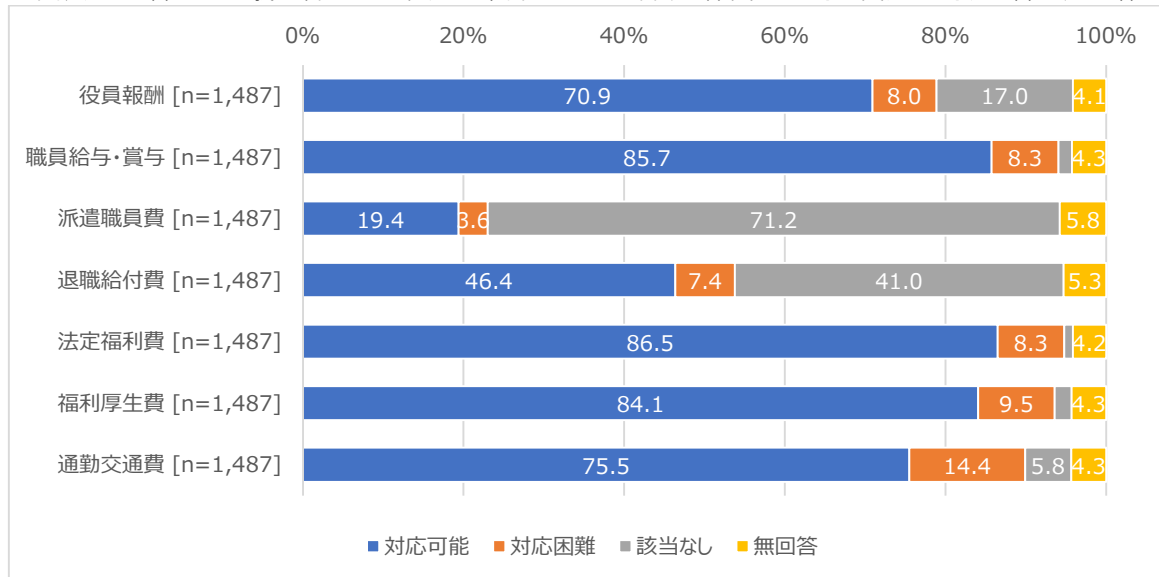
図表 28 科目の定義に合わせた収支の集計の対応可否(収益に関する科目);営利法人



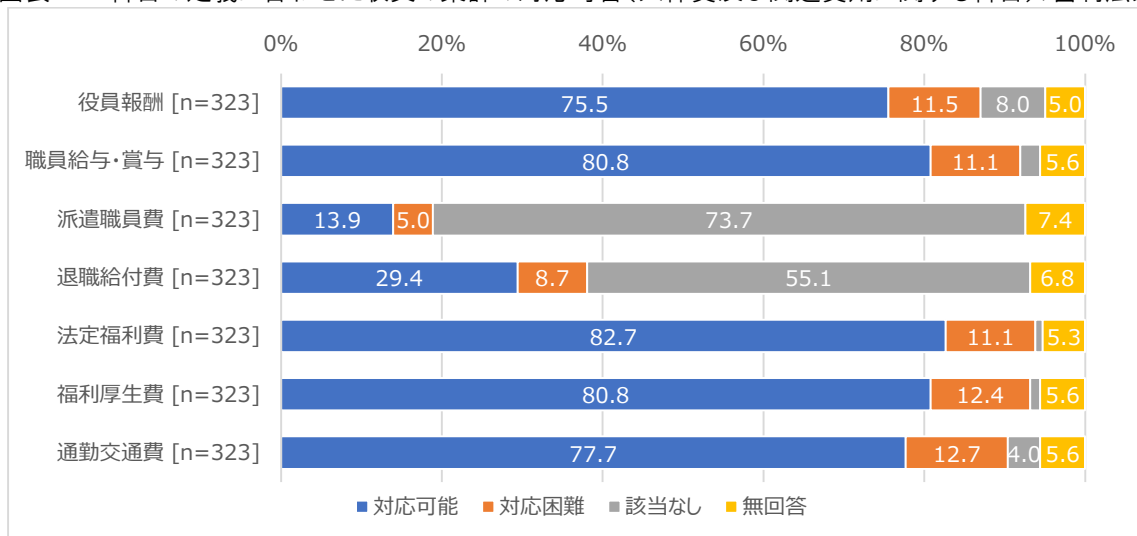
人件費及び関連費用に関する科目については、おおむね「対応可能」とする科目が多くなっている。「派遣職員費」については「該当なし」が多い。

法人種別で、営利法人に限定して集計対応可否を見た場合、全体と比較して、特に「対応困難」の多い科目等は見られない。

図表 29 科目の定義に合わせた収支の集計の対応可否(人件費及び関連費用に関する科目);全体

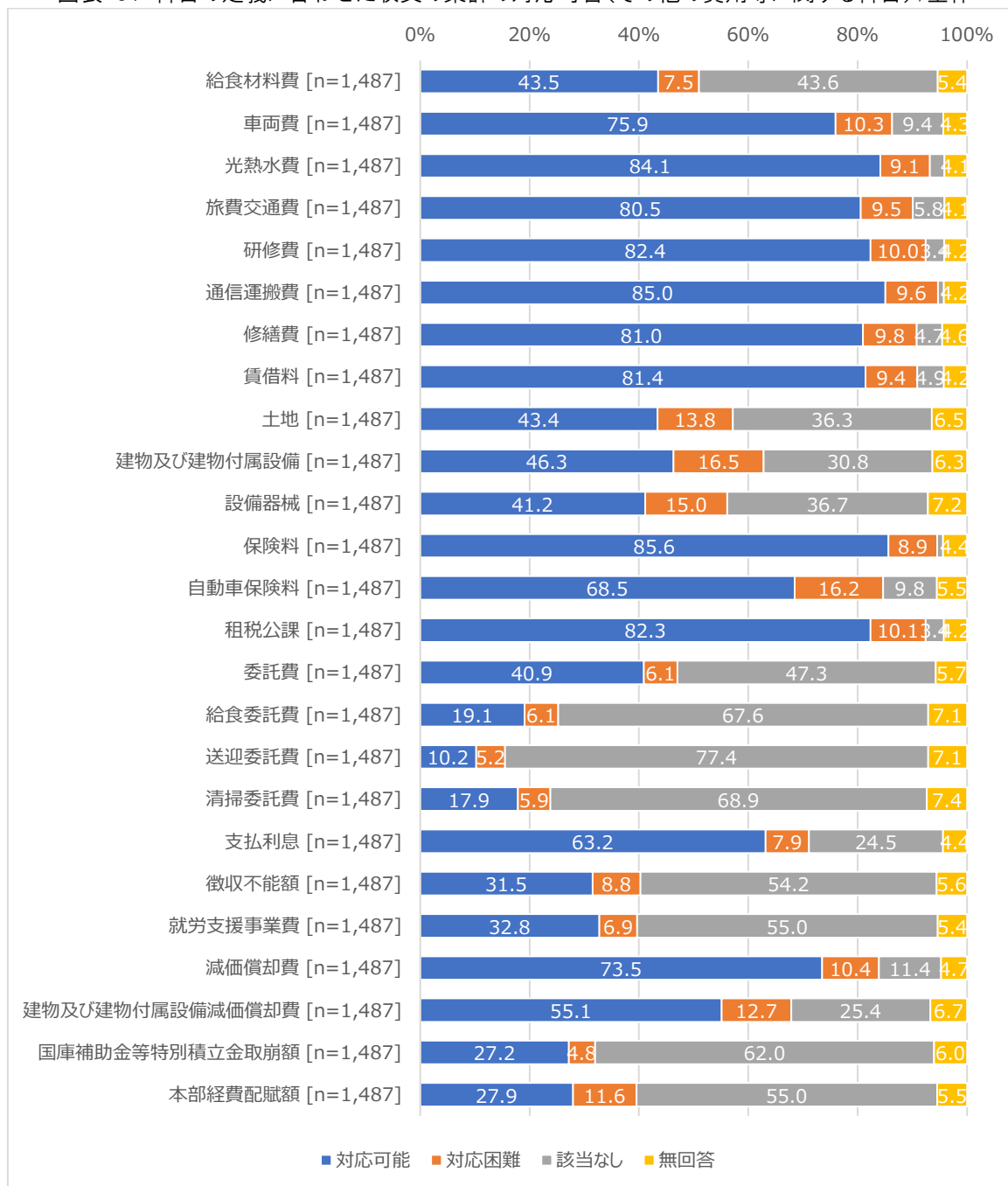


図表 30 科目の定義に合わせた収支の集計の対応可否(人件費及び関連費用に関する科目);営利法人



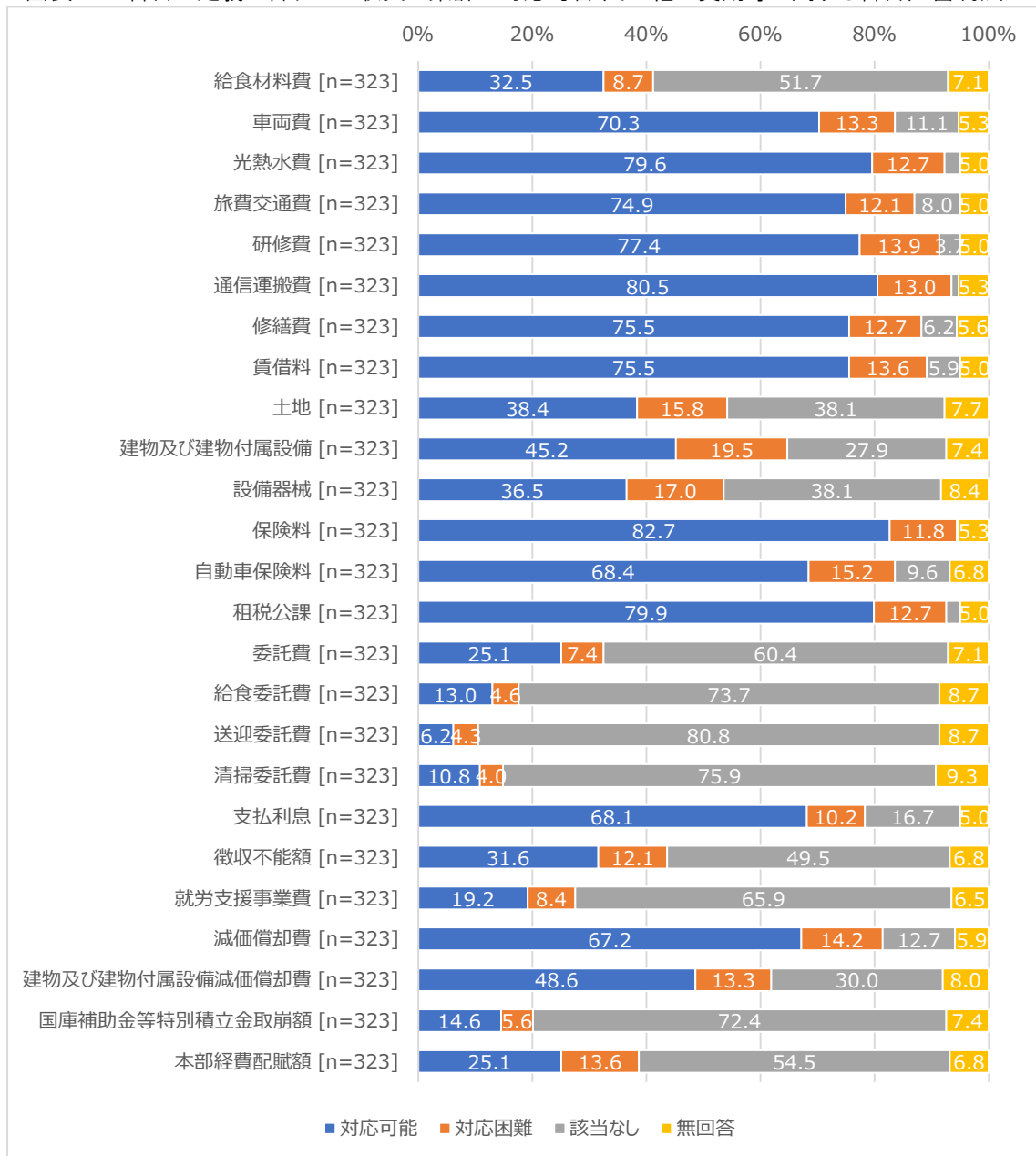
その他の費用等に関する科目については、おおむね「対応可能」とする科目が多くなっている。個別の「委託費」等は「該当なし」が多い。

図表 31 科目の定義に合わせた収支の集計の対応可否(その他の費用等に関する科目);全体



法人種別で、営利法人に限定して集計対応可否を見た場合、全体と比較して、特に「対応困難」の多い科目等は見られない。

図表 32 科目の定義に合わせた収支の集計の対応可否(その他の費用等に関する科目);営利法人

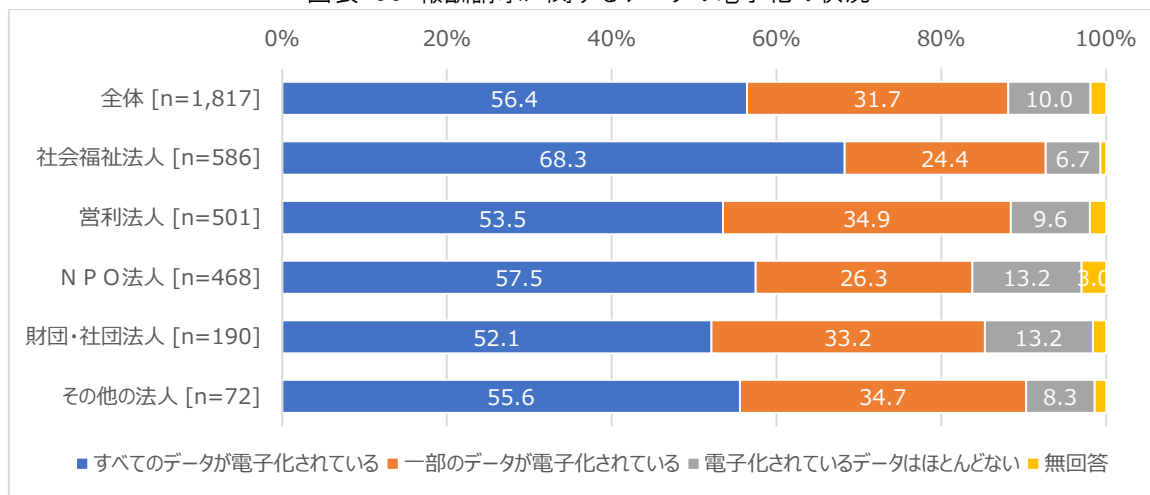


③報酬請求事務、給与管理事務等について

■ 報酬請求に関するデータの電子化の状況

障害福祉サービス等事業の報酬請求事務に関し、報酬請求に関するデータの電子化の状況を聞いたところ、「すべてのデータが電子化されている」が56.4%と多く、次いで、「一部のデータが電子化されている」が31.7%となっている。

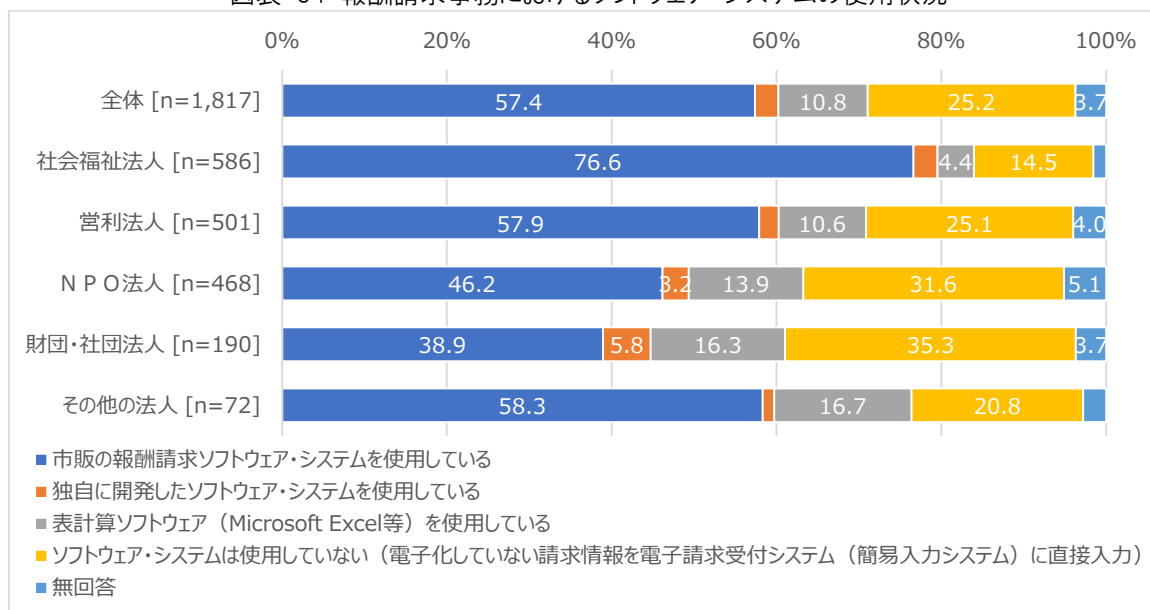
図表 33 報酬請求に関するデータの電子化の状況



■ 報酬請求事務におけるソフトウェア・システムの使用状況

報酬請求事務におけるソフトウェア・システムの使用状況については、「市販の報酬請求ソフトウェア・システムを使用している」が57.4%と多くなっている。一方、「ソフトウェア・システムは使用していない（電子化していない請求情報を電子請求受付システム（簡易入力システム）に直接入力）」も25.2%見られる。法人種別では、NPO法人、財団・社団法人で「ソフトウェア・システムは使用していない（電子化していない請求情報を電子請求受付システム（簡易入力システム）に直接入力）」というところが比較的多くなっている。

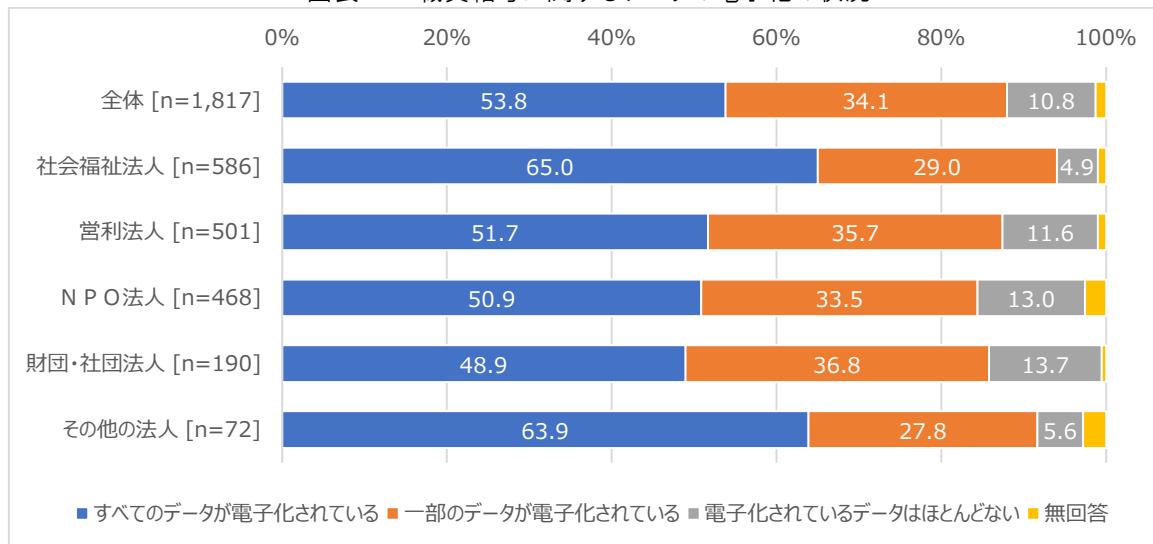
図表 34 報酬請求事務におけるソフトウェア・システムの使用状況



■ 職員給与に関するデータの電子化の状況

職員給与の管理事務に関し、職員給与に関するデータの電子化の状況について聞いたところ、「すべてのデータが電子化されている」が 53.8%と多く、次いで、「一部のデータが電子化されている」が 34.1%となっている。

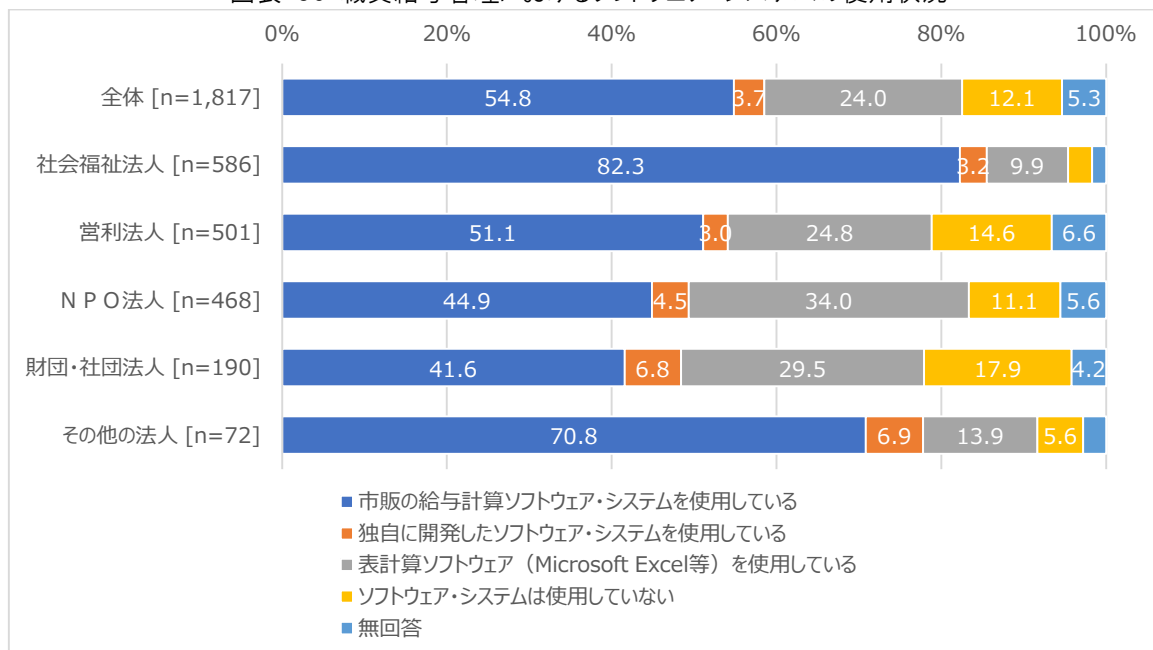
図表 35 職員給与に関するデータの電子化の状況



■ 職員給与管理におけるソフトウェア・システムの使用状況

職員給与管理におけるソフトウェア・システムの使用状況については、「市販の給与計算ソフトウェア・システムを使用している」が 54.8%と多く、次いで、「表計算ソフトウェア（Microsoft Excel 等）を使用している」が 24.0%となっている。

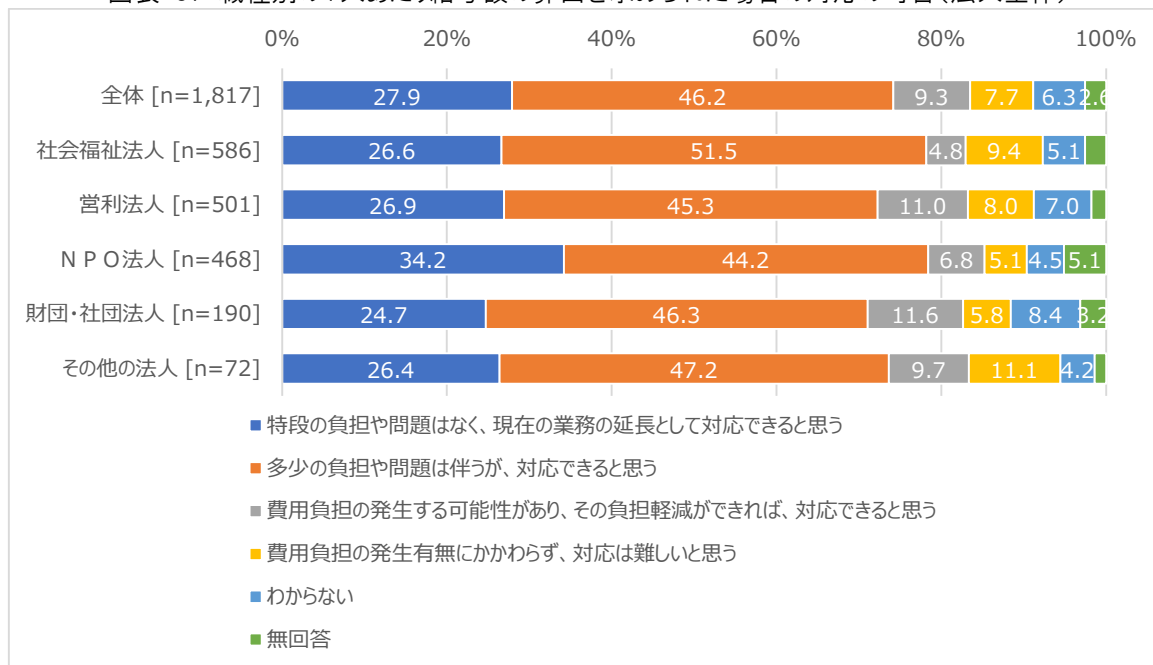
図表 36 職員給与管理におけるソフトウェア・システムの使用状況



■ 職種別の1人あたり給与額の算出を求められた場合の対応の可否

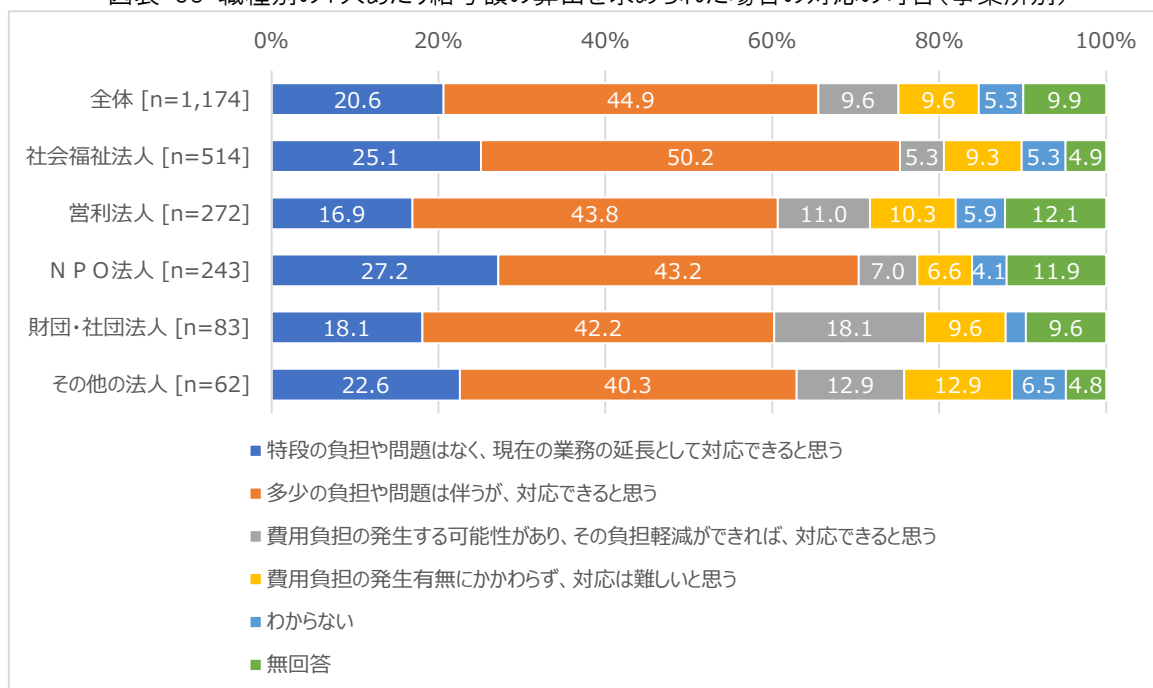
職種別の1人あたり給与額の算出を求められた場合に対応が可能かどうかを聞いたところ、法人全体での職種別の給与額については、「多少の負担や問題は伴うが、対応できると思う」が46.2%、「特段の負担や問題はなく、現在の業務の延長として対応できると思う」が27.9%となっており、対応可能とするところが多い。

図表 37 職種別の1人あたり給与額の算出を求められた場合の対応の可否(法人全体)



また、事業所別に区分した職種別の給与額についても、「多少の負担や問題は伴うが、対応できると思う」が44.9%、「特段の負担や問題はなく、現在の業務の延長として対応できると思う」が20.6%となっており、対応可能とするところが多い。

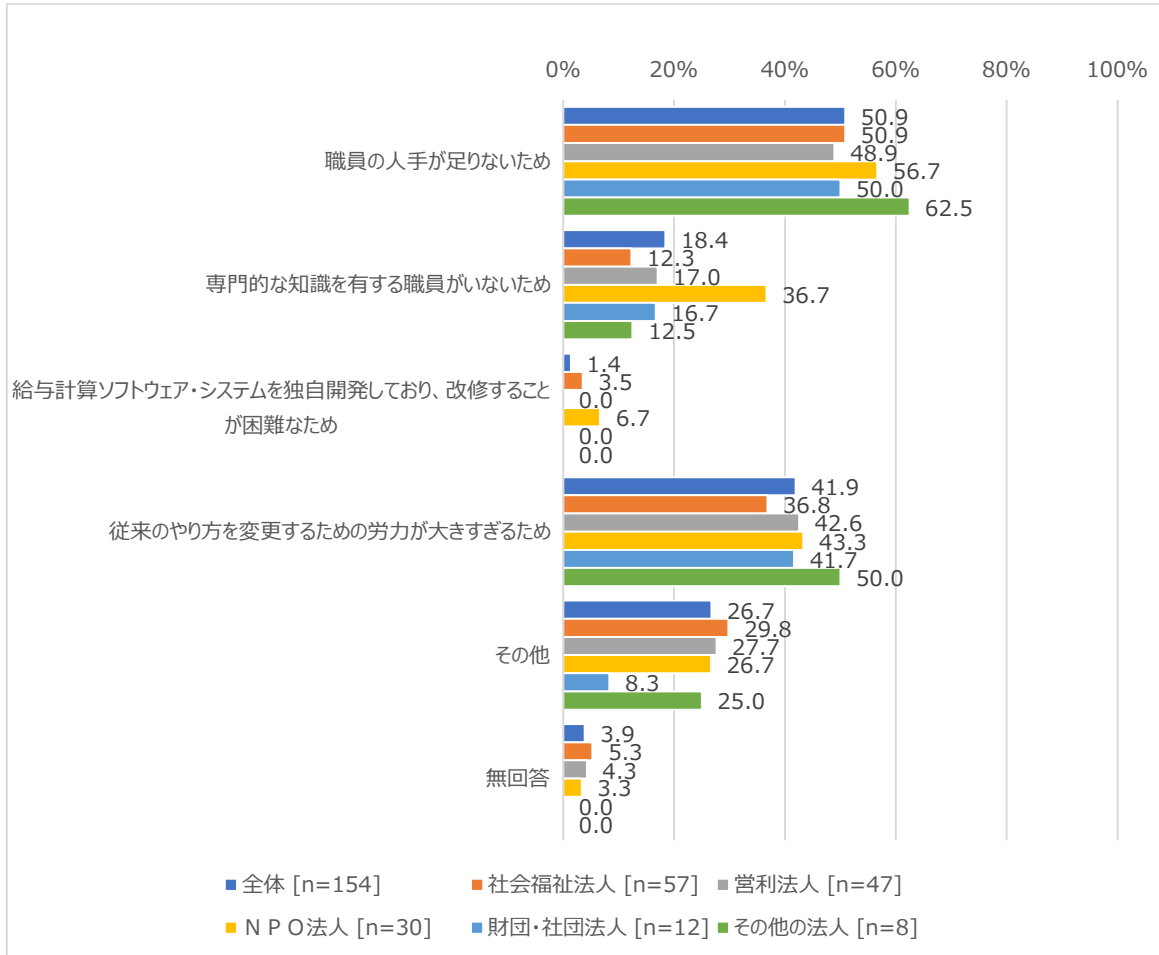
図表 38 職種別の1人あたり給与額の算出を求められた場合の対応の可否(事業所別)



■ 職種別の1人あたり給与額の算出が難しい理由

職種別の1人あたり給与額の算出で、「費用負担の発生有無にかかわらず、対応は難しいと思う」と回答した法人に、その理由を聞いたところ、「職員の人手が足りないため」が50.9%と最も多く、次いで、「従来のやり方を変更するための労力が大きすぎるため」が41.9%となっている。

図表 39 職種別の1人あたり給与額の算出が難しい理由〔複数回答〕

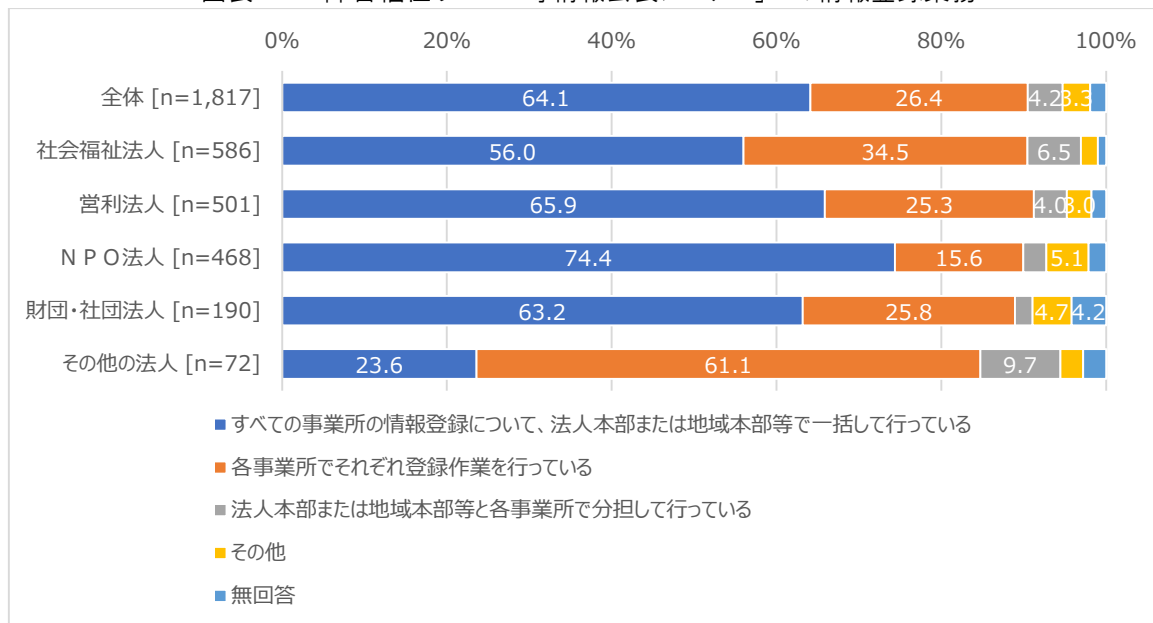


④障害福祉サービス等情報公表システムについて

■「障害福祉サービス等情報公表システム」への情報の登録業務

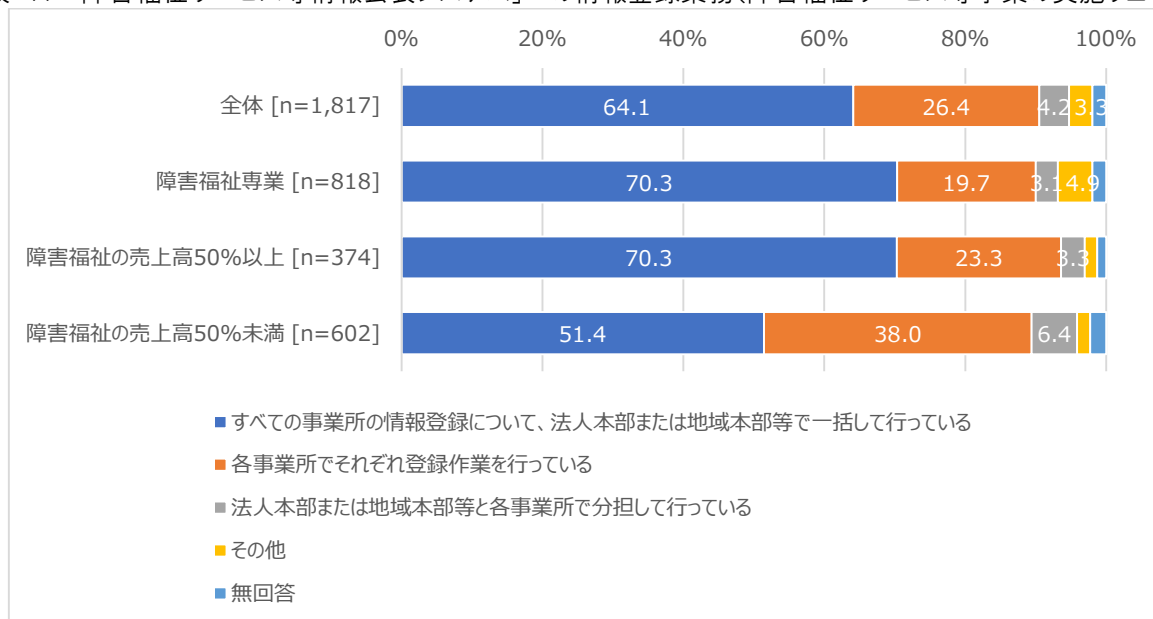
「障害福祉サービス等情報公表システム」への情報の登録業務の状況を聞いたところ、「すべての事業所の情報登録について、法人本部または地域本部等で一括して行っている」が64.1%と多くなっている。

図表 40 「障害福祉サービス等情報公表システム」への情報登録業務



障害福祉サービス等事業の実施ウエイト別に、「障害福祉サービス等情報公表システム」への情報の登録業務の状況を見た場合、障害福祉専業、障害福祉の売上高50%以上の法人では、「すべての事業所の情報登録について、法人本部または地域本部等で一括して行っている」が多くなっている一方、障害福祉の売上高50%未満の法人では、「各事業所でそれぞれ登録作業を行っている」が比較的多くなっている。

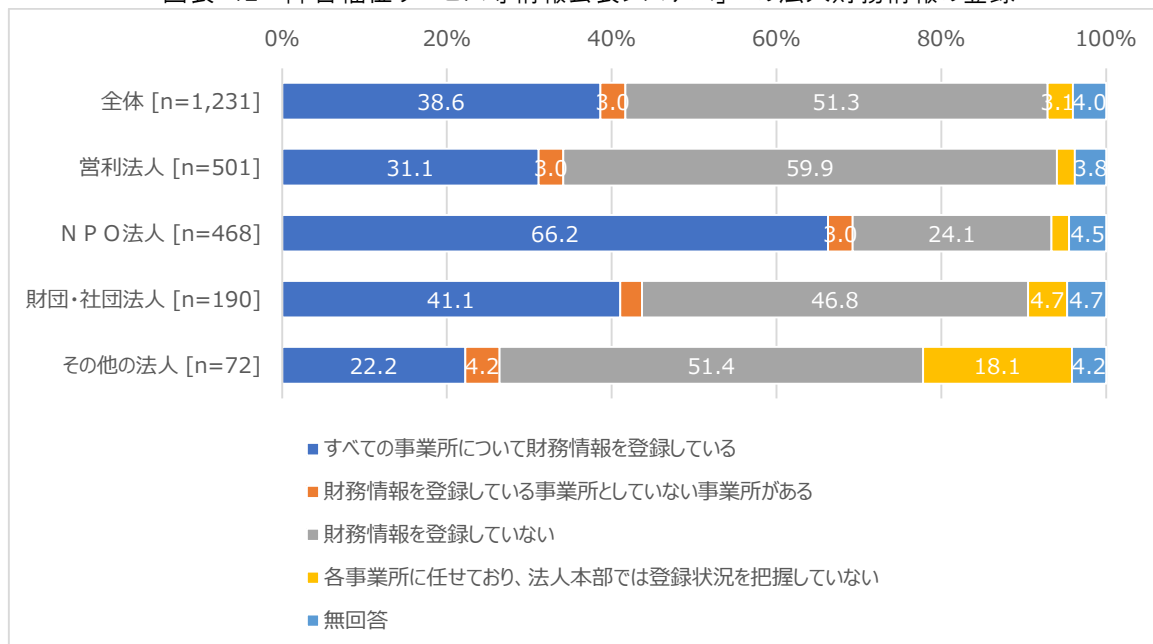
図表 41 「障害福祉サービス等情報公表システム」への情報登録業務(障害福祉サービス等事業の実施ウエイト別)



■ 「障害福祉サービス等情報公表システム」への法人の財務情報の登録

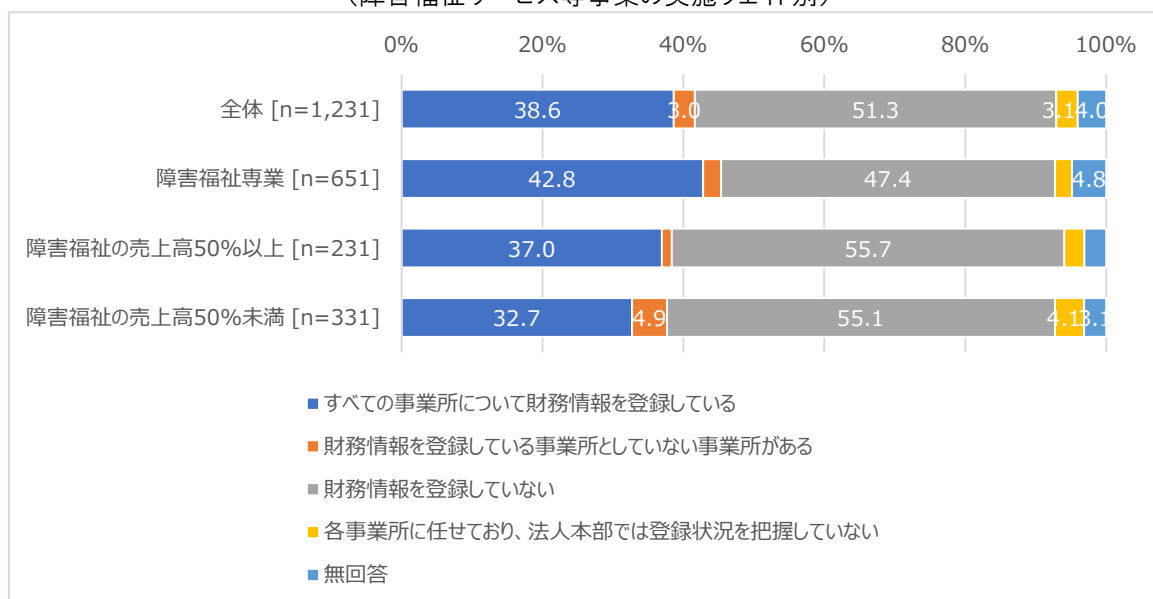
「障害福祉サービス等情報公表システム」の法人財務情報の登録状況（社会福祉法人を除く）については、「財務情報を登録していない」が51.3%、「すべての事業所について財務情報を登録している」が38.6%となっている。法人種別では、NPO法人で「すべての事業所について財務情報を登録している」が多くなっている。

図表 42 「障害福祉サービス等情報公表システム」への法人財務情報の登録



障害福祉サービス等事業の実施ウェイト別に、「障害福祉サービス等情報公表システム」への法人財務情報の登録業務の状況を見た場合、障害福祉専門の法人では、他と比べて「すべての事業所について財務情報を登録している」というところが多くなっている。

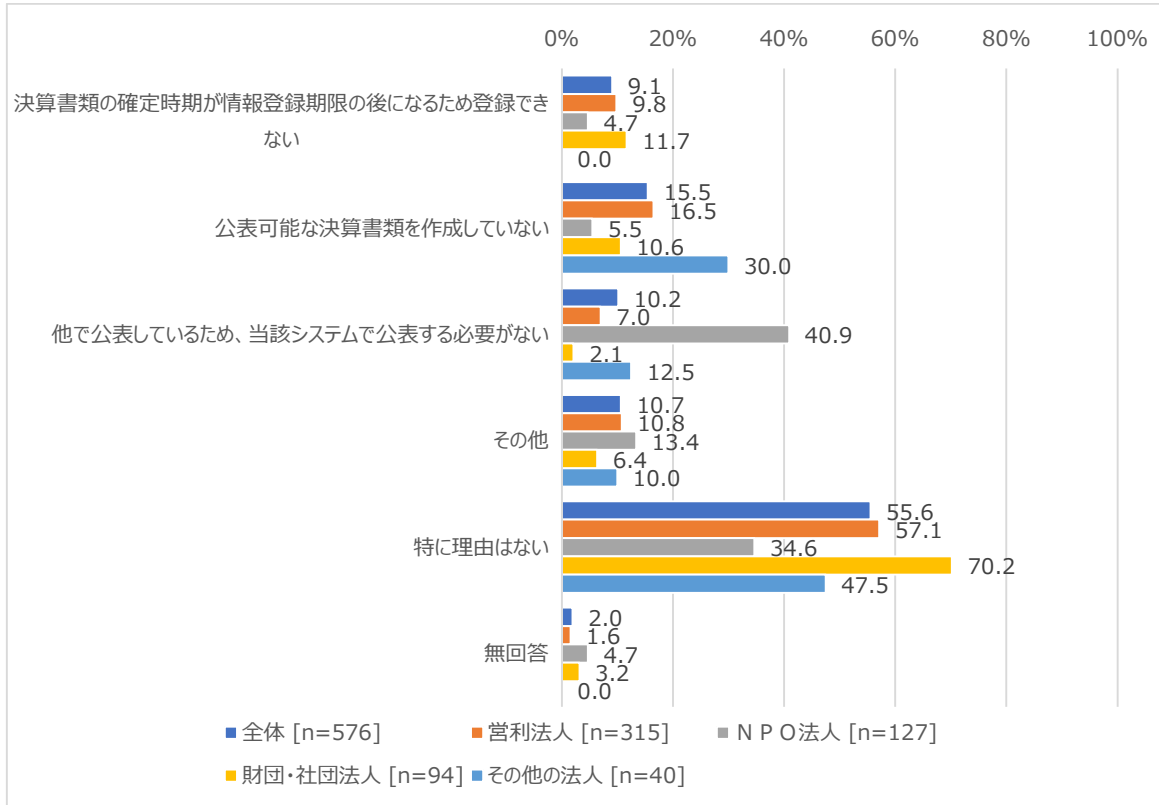
図表 43 「障害福祉サービス等情報公表システム」への法人財務情報の登録
(障害福祉サービス等事業の実施ウェイト別)



■ 財務情報の登録をしていない理由

「障害福祉サービス等情報公表システム」に財務情報の登録をしていない法人に、その理由を聞いたところ、「特に理由はない」が55.6%とほぼ半数を占め、明確な理由なく登録をしないところの多い様子がうかがえる。

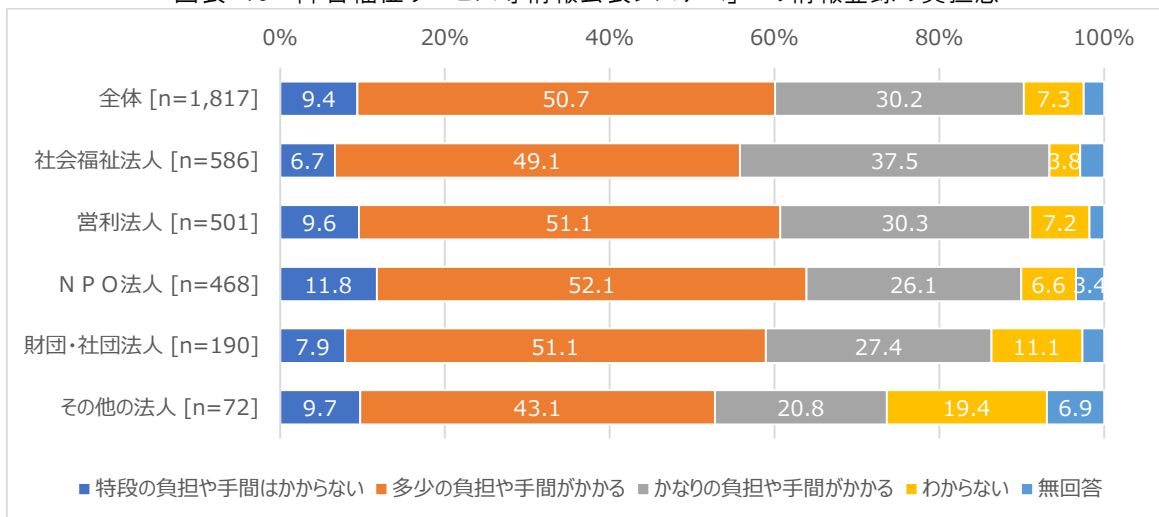
図表 44 「障害福祉サービス等情報公表システム」に財務情報の登録をしていない理由〔複数回答〕



■ 「障害福祉サービス等情報公表システム」への情報登録の負担感

「障害福祉サービス等情報公表システム」への情報登録の負担感について聞いたところ、「多少の負担や手間がかかる」が50.7%、「かなりの負担や手間がかかる」が30.2%となっており、何らかの負担を感じているところが多くなっている。

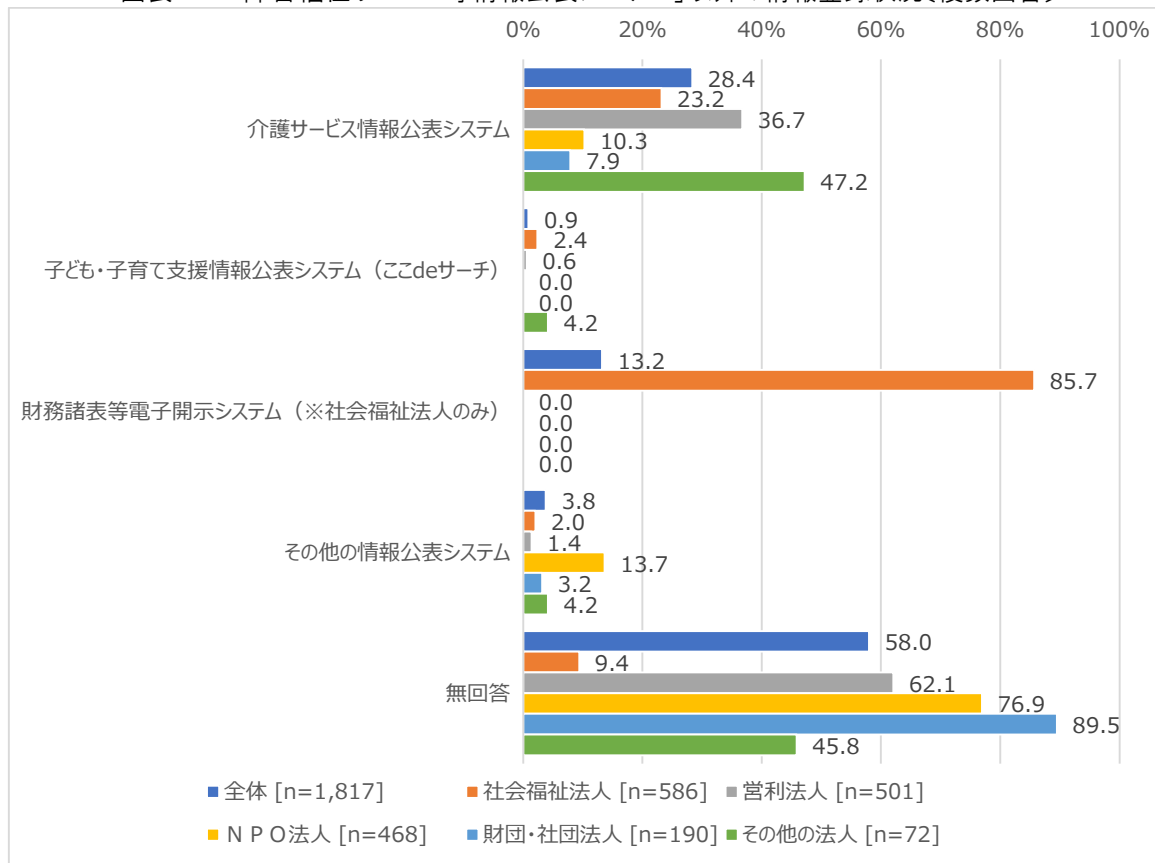
図表 45 「障害福祉サービス等情報公表システム」への情報登録の負担感



■ 「障害福祉サービス等情報公表システム」以外の情報登録状況

「障害福祉サービス等情報公表システム」以外の情報公表システムへの情報登録状況を聞いたところ、「無回答」（他の情報公表システムへの登録なし）が58.0%となっている。登録を行っている法人の登録先としては、「介護サービス情報公表システム」が28.4%等となっている。

図表 46 「障害福祉サービス等情報公表システム」以外の情報登録状況〔複数回答〕



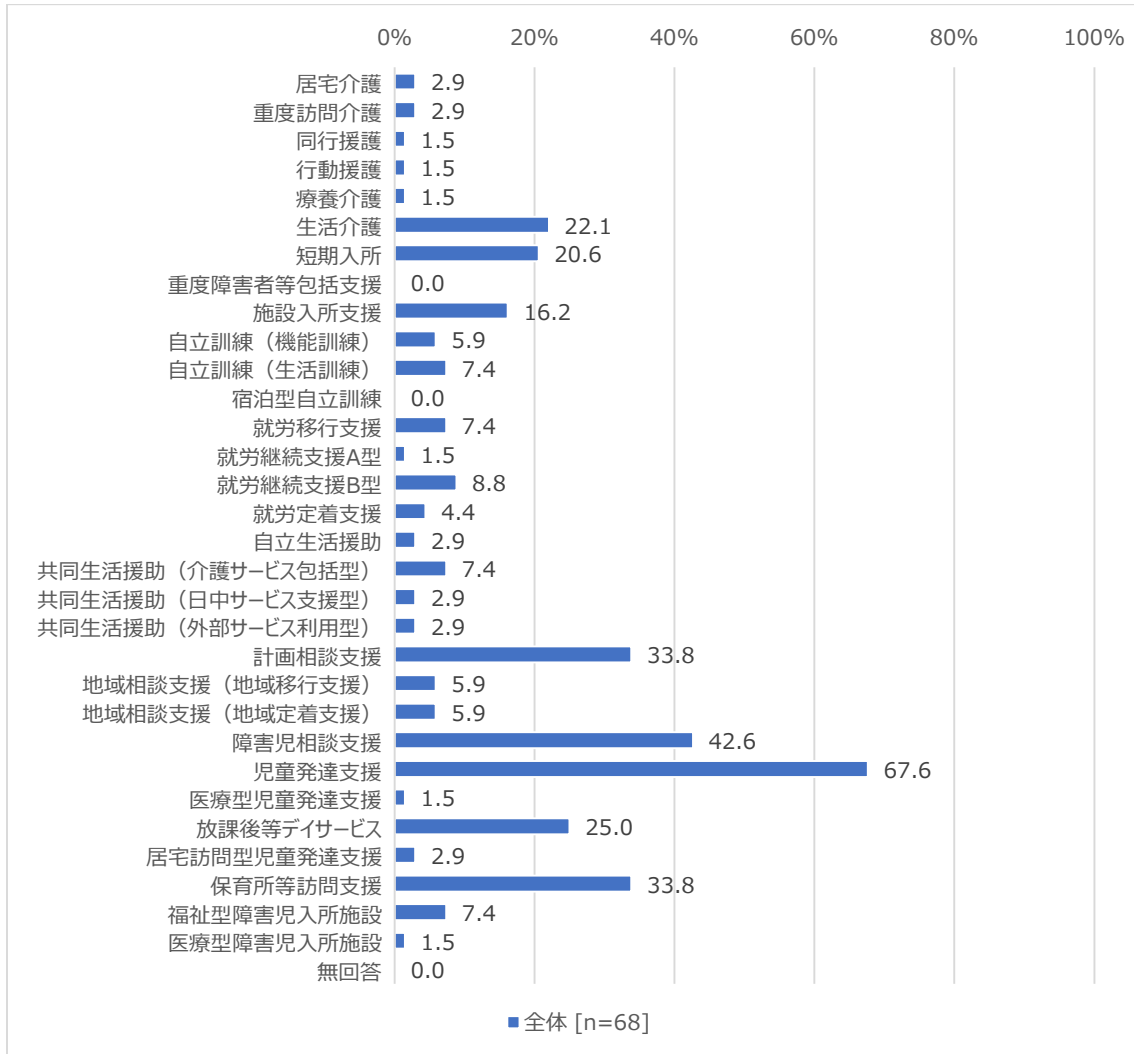
(3) 自治体調査の結果

①法人の基本情報

■ 直営で実施している障害福祉サービス等事業

自治体が直営で実施している障害福祉サービス等事業について聞いたところ、「児童発達支援」が67.6%、「障害児相談支援」が42.6%、「計画相談支援」「保育所等訪問支援」がいずれも33.8%等となっている。直営事業としては障害児サービスや相談支援サービス等が多くなっている。

図表 47 直営で実施している障害福祉サービス等事業〔複数回答〕



■ 直営サービス事業を実施している事業所数

直営サービス事業を実施している事業所数は、自治体あたり平均で2.0か所となっている。

図表 48 直営サービス事業を実施している事業所数

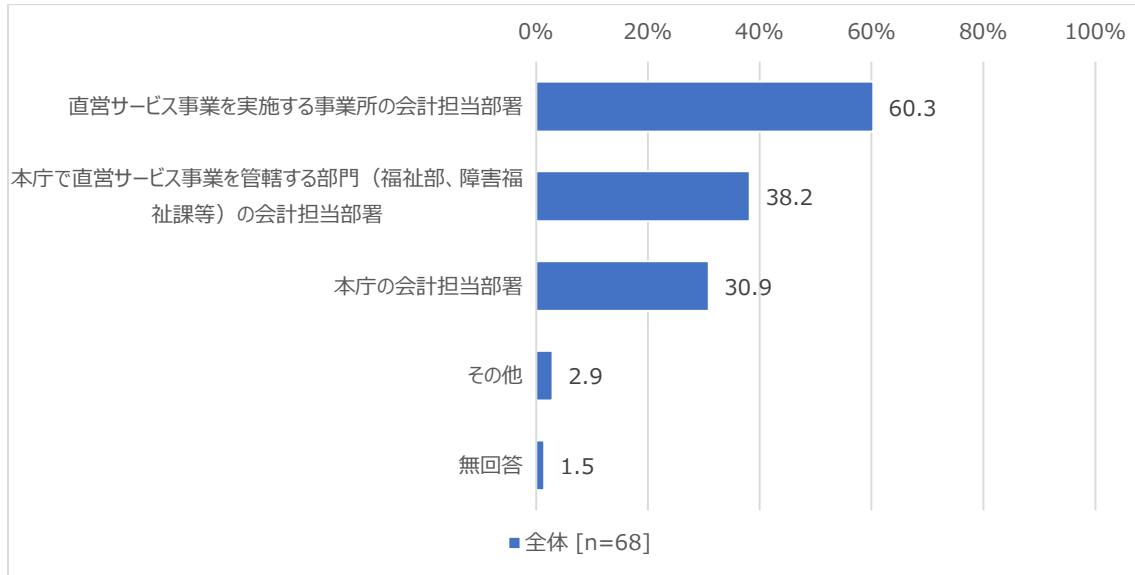
(単位：か所)	全体 [n=66]
平均値	2.0

②直営サービス事業の会計の状況について

■ 直営サービス事業の会計情報を管理する部署

直営サービス事業の会計情報を管理する部署は、「直営サービス事業を実施する事業所の会計担当部署」が60.3%、「本庁で直営サービス事業を管轄する部門（福祉部、障害福祉課等）の会計担当部署」が38.2%、「本庁の会計担当部署」が30.9%となっている。

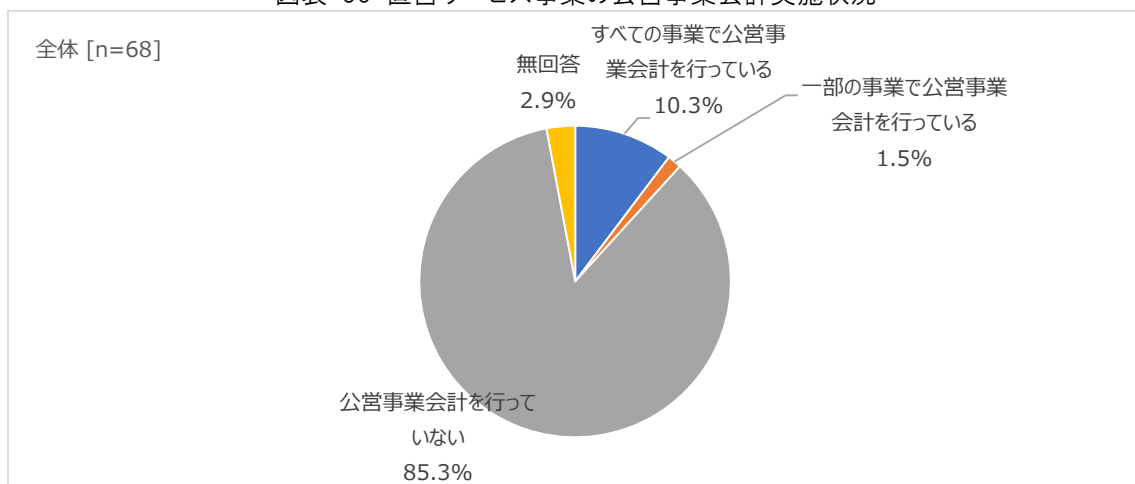
図表 49 直営サービス事業の会計情報を管理する部署〔複数回答〕



■ 直営サービス事業の公営事業会計実施状況

直営サービス事業の公営事業会計の実施状況は、「公営事業会計を行っていない」が85.3%と多くになっている。「すべての事業で公営事業会計を行っている」「一部の事業で公営事業会計を行っている」は合わせて11.8%（8自治体）と少ない。

図表 50 直営サービス事業の公営事業会計実施状況



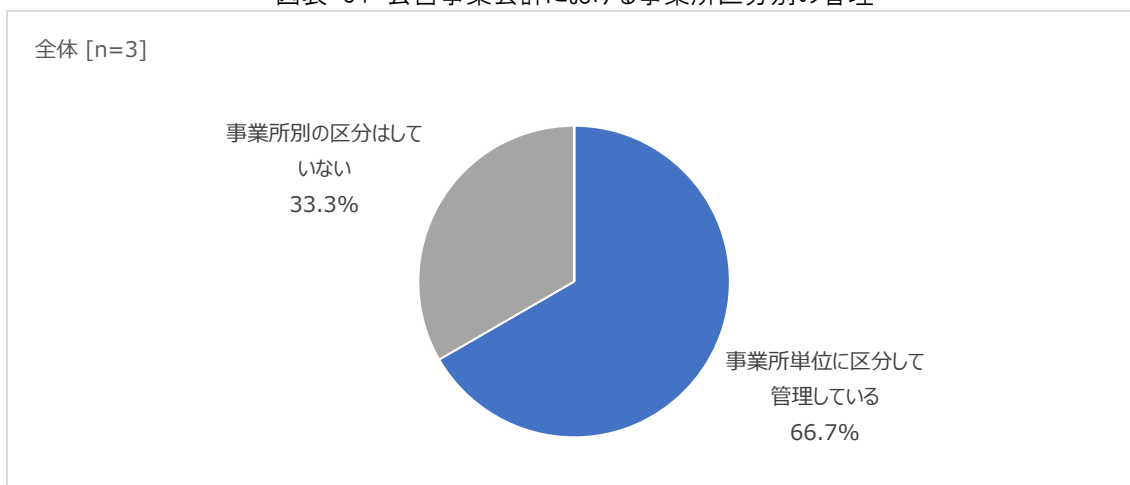
■ 公営事業会計の状況

公営事業会計について、「すべての事業で公営事業会計を行っている」「一部の事業で公営事業会計を行っている」と回答した8自治体に、公営事業会計の状況について聞いた。

公営事業会計の事業所区分・サービス区分別の管理状況を聞いたところ、事業所別管理については、「事業所単位に区分して管理している」が66.7%、「事業所別の区分はしていない」が33.3%となっている。

なお、「事業所別の区分はしていない」と回答した自治体（1か所）に、事業所別の区分が可能かどうかを聞いたところ、「費用負担の発生有無にかかわらず、対応は難しいと思う」との回答だった。

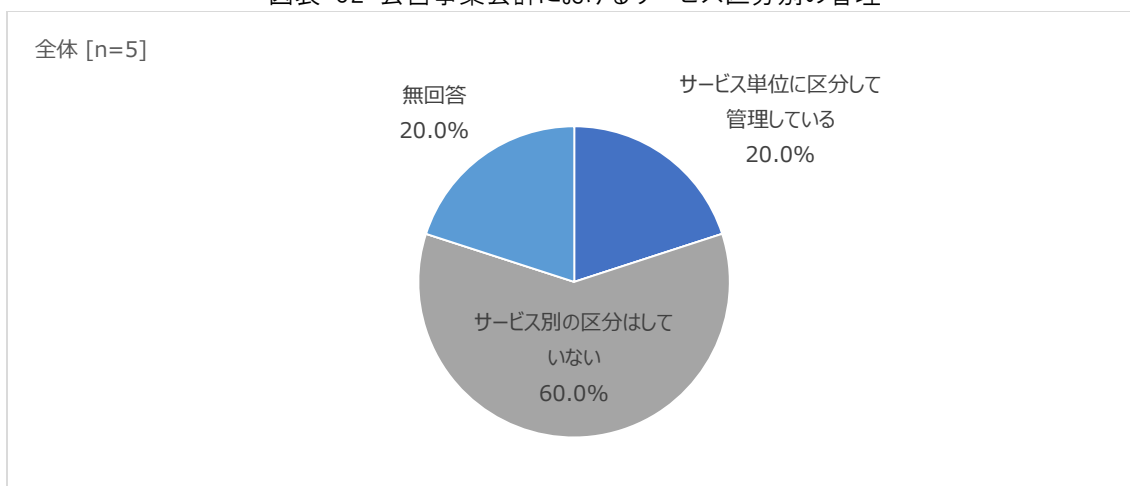
図表 51 公営事業会計における事業所区分別の管理



サービス区分別管理については、「サービス別の区分はしていない」が60.0%、「サービス単位に区分して管理している」が20.0%となっている。

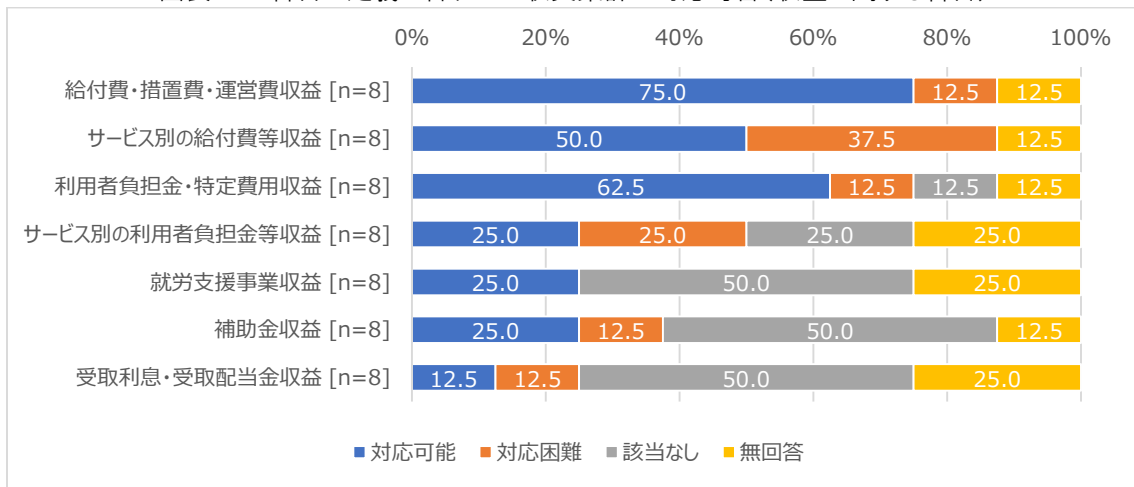
なお、「サービス別の区分はしていない」と回答した自治体（3か所）に、サービス別の区分が可能かどうかを聞いたところ、すべて「多少の負担や問題は伴うが、対応できると思う」との回答だった。

図表 52 公営事業会計におけるサービス区分別の管理



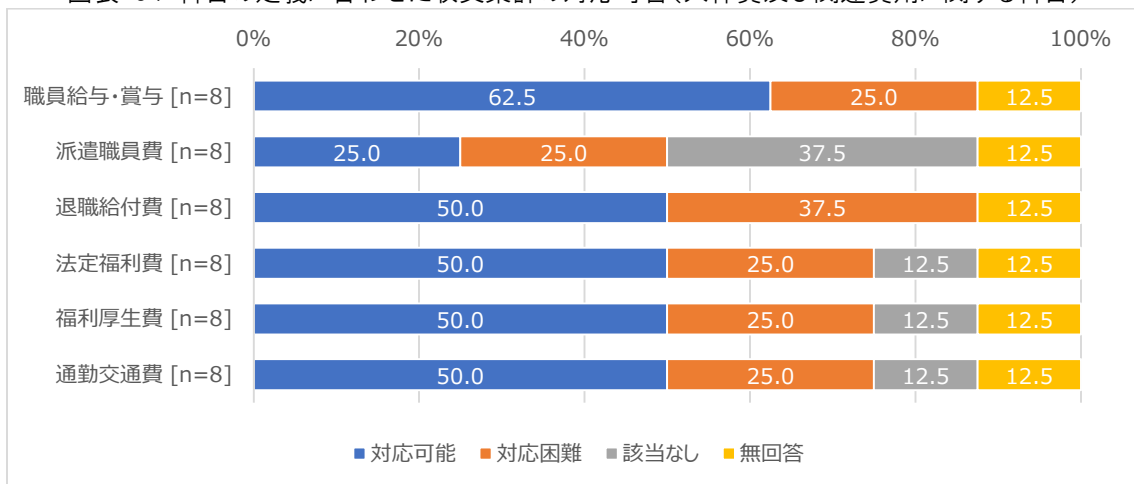
公営事業会計について、科目の定義に合わせた収支集計の対応が可能かどうかを聞いたところ、収益に関する科目では、「給付費・措置費・運営費収益」で「対応可能」が多くなっている。

図表 53 科目の定義に合わせた収支集計の対応可否(収益に関する科目)



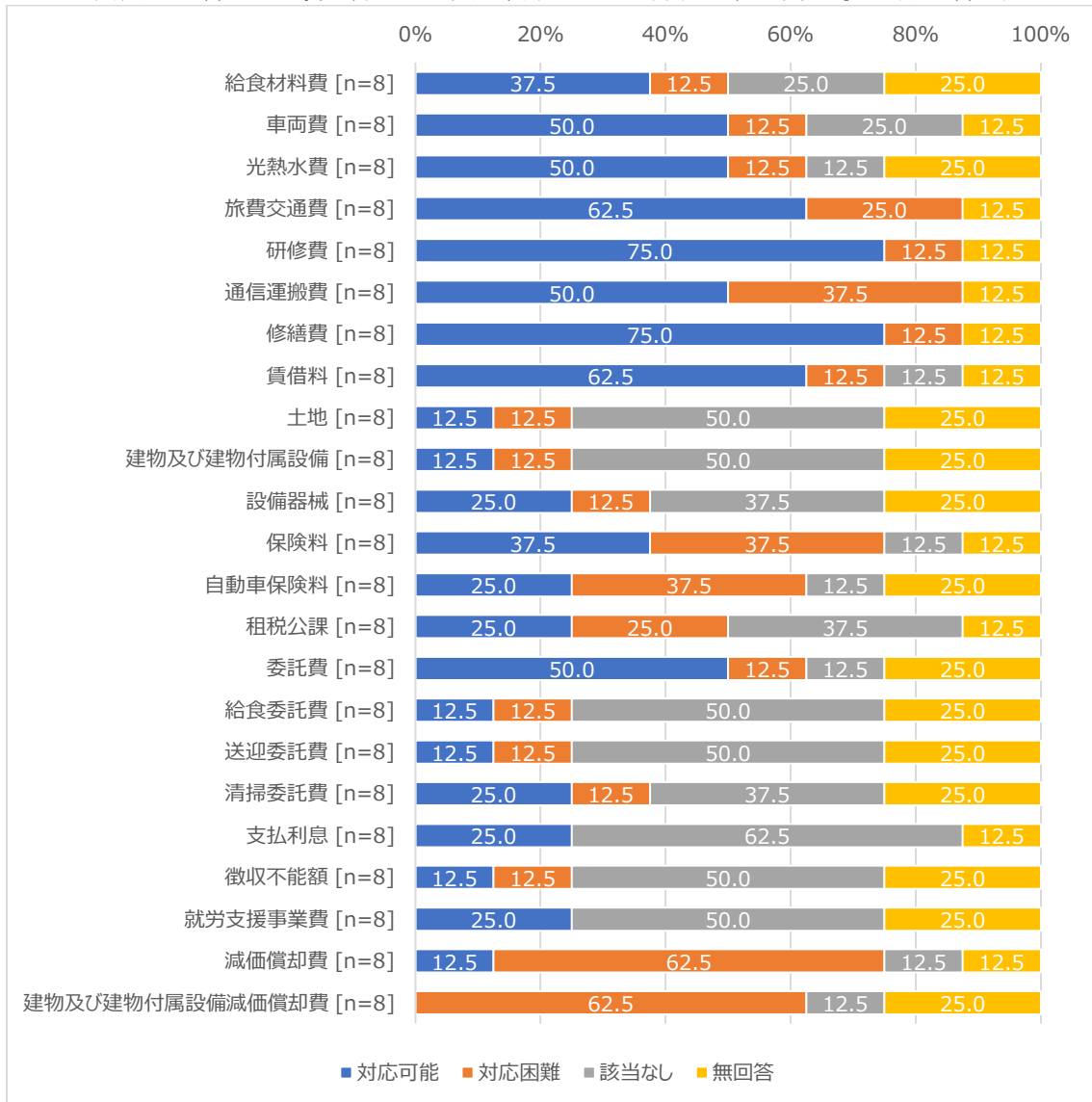
人件費及び関連費用に関する科目については、おおむね「対応可能」とする科目が多い。

図表 54 科目の定義に合わせた収支集計の対応可否(人件費及び関連費用に関する科目)



その他の費用等に関する科目については、おおむね「対応可能」または「該当なし」という科目が多いが、「減価償却費」については「対応困難」が多くなっており、キャッシュフローベースの収支把握が多いものと思われる。

図表 55 科目の定義に合わせた収支集計の対応可否(その他の費用等に関する科目)



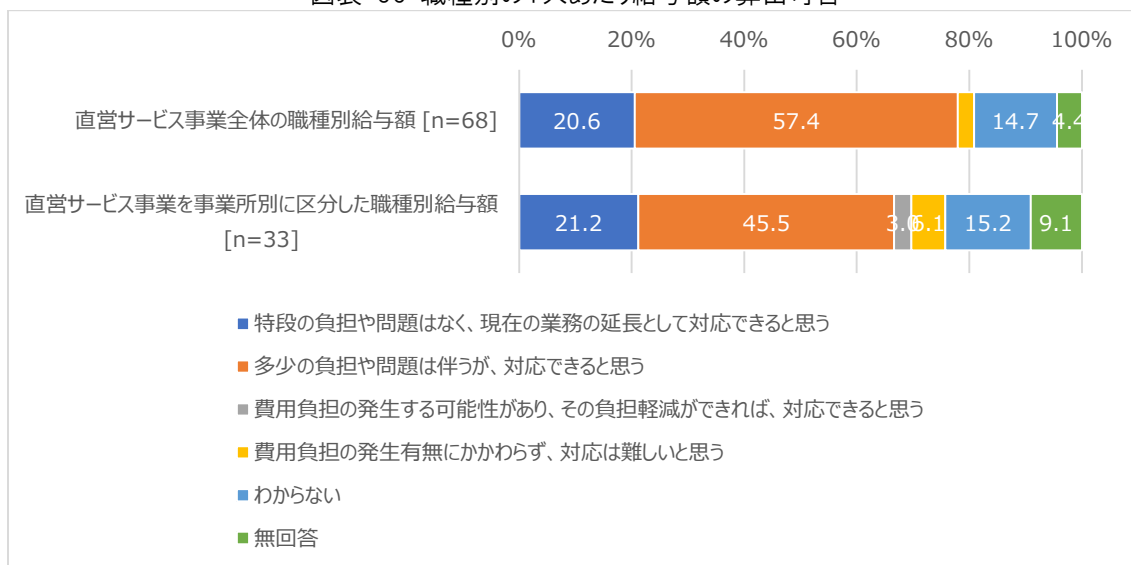
③直営サービス事業の職員給与の管理について

■ 職種別の1人あたり給与額の算出可否

直営サービス事業に関し、職員の職種別1人あたり給与額の算出が可能かどうかを聞いたところ、直営サービス事業全体では、「多少の負担や問題は伴うが、対応できると思う」が57.4%、「特段の負担や問題はなく、現在の業務の延長として対応できると思う」が20.6%となっており、可能とする自治体が多い。直営サービス事業を事業所別に区分した場合でも、算出可能とする自治体が多くなっている。

なお、「費用負担の発生有無にかかわらず、対応は難しいと思う」と回答した自治体（2か所）に、その理由を聞いたところ、「職員の人手が足りないため」「従来のやり方を変更するための労力が大きすぎるため」がそれぞれ1自治体だった。

図表 56 職種別の1人あたり給与額の算出可否

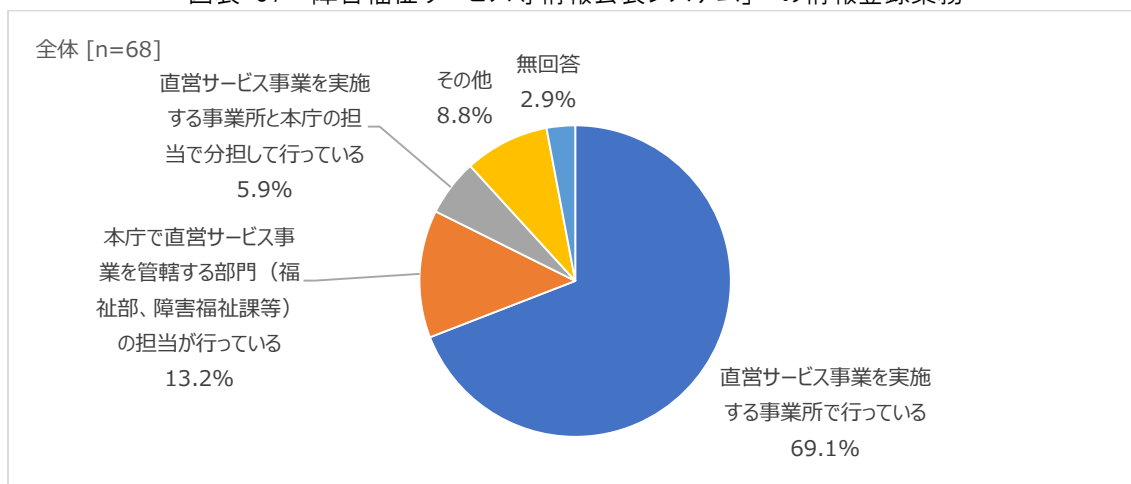


④障害福祉サービス等情報公表システムについて

■ 「障害福祉サービス等情報公表システム」への情報登録業務

直営サービス事業の「障害福祉サービス等情報公表システム」への情報登録業務について聞いたところ、「直営サービス事業を実施する事業所で行っている」が69.1%と多くなっている。

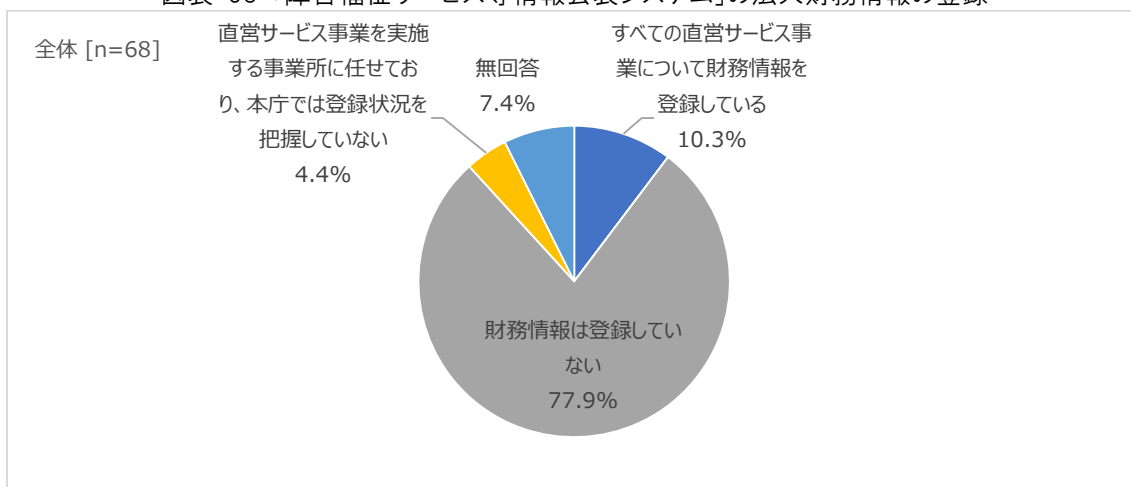
図表 57 「障害福祉サービス等情報公表システム」への情報登録業務



■ 「障害福祉サービス等情報公表システム」の法人財務情報の登録

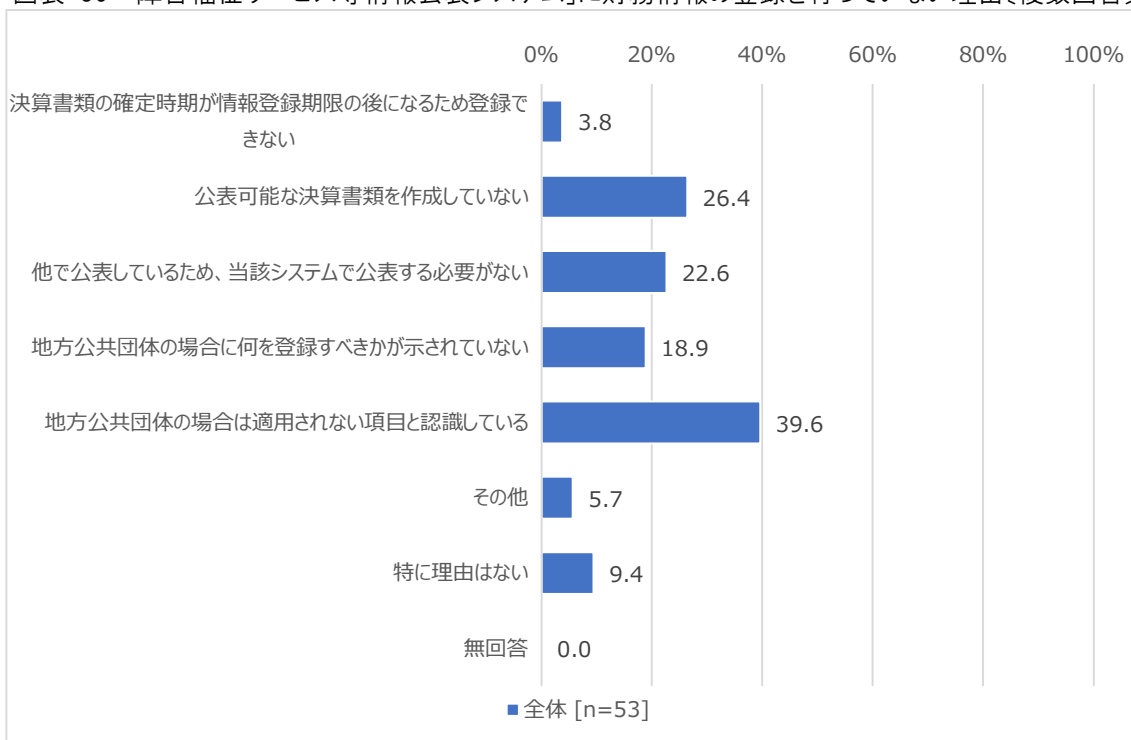
「障害福祉サービス等情報公表システム」の法人財務情報の登録状況を聞いたところ、「財務情報は登録していない」が77.9%と多くなっている。

図表 58 「障害福祉サービス等情報公表システム」の法人財務情報の登録



「障害福祉サービス等情報公表システム」の法人財務情報の登録に関し、「財務情報は登録していない」と回答した自治体に、その理由を聞いたところ、「地方公共団体の場合は適用されない項目と認識している」が39.6%と最も多く、次いで、「公表可能な決算書類を作成していない」が26.4%、「他で公表しているため、当該システムで公表する必要がない」が22.6%等となっている。

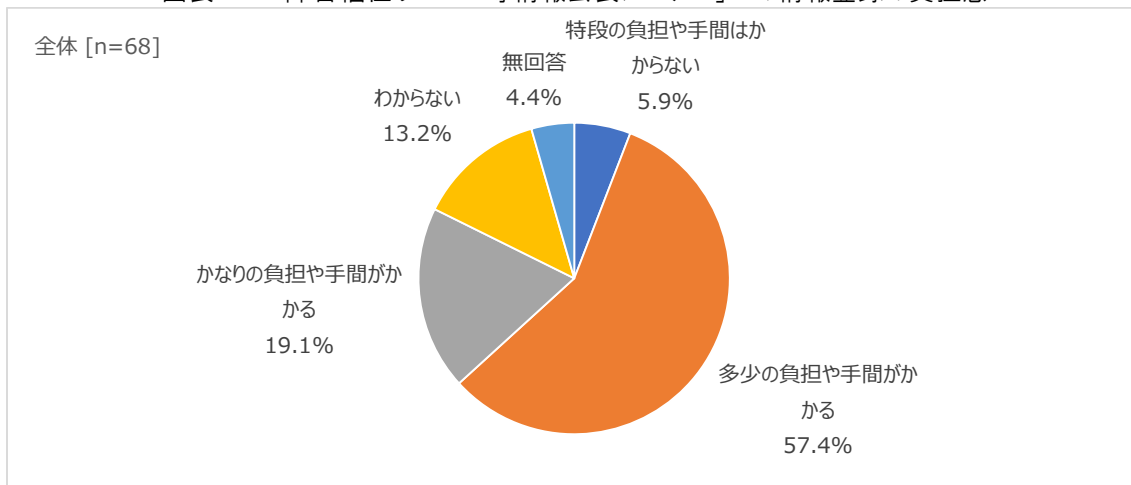
図表 59 「障害福祉サービス等情報公表システム」に財務情報の登録を行っていない理由〔複数回答〕



■ 「障害福祉サービス等情報公表システム」 への情報登録の負担感

「障害福祉サービス等情報公表システム」 への情報登録の負担感を聞いたところ、「多少の負担や手間がかかる」が 57.4%、「かなりの負担や手間がかかる」が 19.1%となっており、何らかの負担を感じているところが多い。

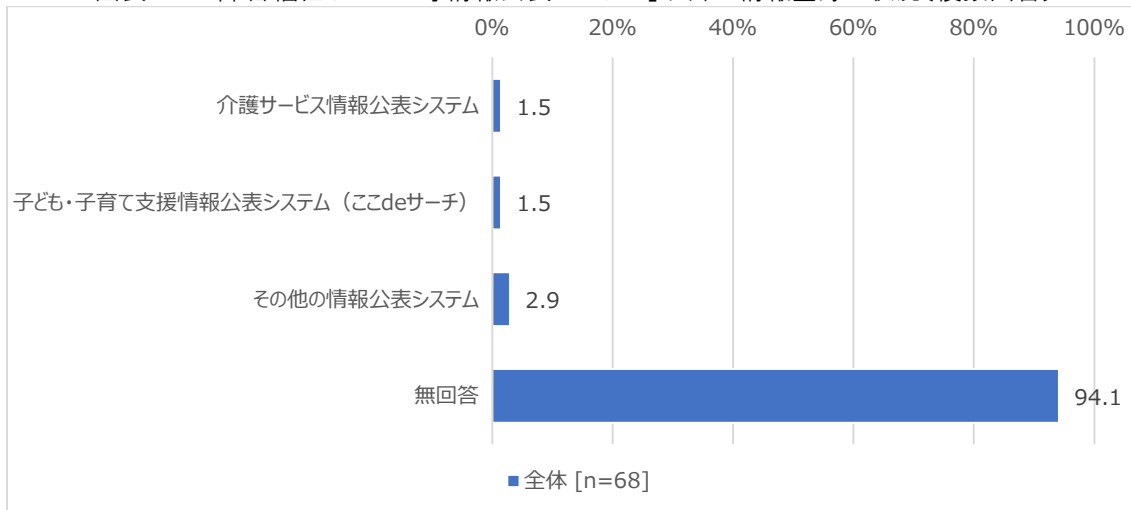
図表 60 「障害福祉サービス等情報公表システム」への情報登録の負担感



■ 「障害福祉サービス等情報公表システム」 以外の情報登録の状況

「障害福祉サービス等情報公表システム」 以外の情報公表システムへの情報登録の状況について聞いたところ、「無回答」(他の情報公表システムへの登録なし) が 94.1%と多くなっている。

図表 61 「障害福祉サービス等情報公表システム」以外の情報登録の状況〔複数回答〕



6 ヒアリング調査の結果

(1) 調査概要

具体的な会計事務の状況や課題などの聞き取りを目的に、障害福祉サービス等事業を実施している法人及び障害福祉サービスを直営で実施している自治体へのヒアリング調査を実施した。自治体が都道府県の場合は情報登録を所管する役割も想定されるため、事業の実施者の立場と情報登録所管者の立場の双方について聞き取りを行った。また、会計ソフトウェア・システムとの連携なども想定し、会計ソフトのベンダーへのヒアリングも実施した。

調査対象	<ul style="list-style-type: none">・ 障害福祉サービス等事業を実施する法人：営利法人 3 か所、NPO法人 2 か所※調査対象の法人は、会計が法令等で定められており、事務が比較的均質であると想定される社会福祉法人を除いて選定を行った。・ 障害福祉サービス等事業を直営で実施する自治体：都道府県 3 か所、市区町村 2 か所・ 会計ソフトのベンダー：5 か所
------	--

【障害福祉サービス等事業を実施する法人】

- ・ 障害福祉サービス等事業の収益については、おおむね事業単位で管理をしているところが多くなっている。障害福祉サービス等事業以外に介護保険事業等も行っている法人もあり、こうした事業も含めて、事業ごとの管理が行われている。
- ・ 費用については、事業単位に区分しているというところもあるが、事業単位よりも大きな事業拠点等の単位で管理している場合など、さまざまな状況が見られる。複数事業にまたがる費用も多く、細かく区分することが難しいという意見も見られる。また、普段の管理では区分していないが、決算時に按分するという場合もある。
- ・ 財務情報の登録については、事業所単位や事業単位での細かい勘定科目での登録は難しいというところが多く見られた。登録業務の作業負担を心配する意見もある。情報登録の必要性や意義、効果等について示してほしいといった意見も出されている。

【障害福祉サービス等事業を直営で実施する自治体】

- ・ 障害福祉サービス等事業を直営実施している自治体において、会計は事業を実施している事業所で管理しているという場合が多くなっているが、財務情報の把握については、可能というところと困難というところの双方が見られる。可能というところでも、一般会計に含まれる部分もあり、正確な把握は難しいという意見が見られる。
- ・ 「障害福祉サービス等情報公表システム」の情報登録については、行っているところが多いが、登録していないところもあった。財務情報の登録も含め、公営事業について登録の意義が見いだせないという意見も見られる。

- ・都道府県について、情報登録の所管者としての立場としては、登録必須となったときの事業者の反発等を心配する意見、登録情報の適正性の判断が困難といった意見が見られた。

【会計ソフトのベンダー】

- ・主に福祉分野を対象とした会計ソフトのベンダーとして、既存の商品は、「社会福祉法人会計基準に対応」「拠点別・サービス単位の収入・支出の把握ができる」「本社経費等を配賦するしくみがある」等の仕様をほとんどのソフトが備えている。
- ・財務情報データベースが整備された場合のデータ連携等については、ニーズがあれば機能追加を検討するところが多い。データファイル（CSV等）によるシステム連携が望ましいといった具体的な意見も聞かれた。

(2) 調査結果（聴取内容のまとめ）

①障害福祉サービス等事業を実施する法人への調査

障害福祉サービス等事業に関する収入・支出の管理の具体的な方法

（営利法人）

- ・障害福祉サービス等事業の収入（給付費、利用者負担金等）は、事業所・サービスごとに管理している。介護保険事業も行っており、支出は介護と障害を合わせた形で管理をしている。兼務の部分などは細かく配分できていない状況である。
- ・本部経費は労務費、諸経費などの大きな括りで管理しているが、勘定科目ごとの管理はできていない。事業所を跨って業務を行っている社員が多く、細かく分けるには煩雑となり、事務担当者の負担がかなり増加してしまう。
- ・現在、特定の期間（半期、四半期等）や範囲（事業所別、サービス別等）で収支などの管理をしているが、介護と障害を合わせた事業所単位での管理が基本である。

（営利法人）

- ・収入については、一般的な会計ソフトの収入（売上高）で補助コードを設定し、障害福祉サービス等事業を含む事業別の収入で分類して計上している。就労支援事業も補助コードで分けて管理している。
- ・販売費・一般管理費については、事業拠点を単位として、同じ勘定科目で原価として管理している。会計上、これ以上細かい単位では管理していないので、区分するには何らかの按分が必要になる。

（NPO法人）

- ・収入は事業ごとに、給付費、利用者負担金、事業収入を管理している。支出も事業ごとに、人件費、一般管理費ほかの支出、本部経費と区分したサービス勘定科目での管理を行っている。
- ・簡易課税事業所であるため、課税区分の管理等に注意が必要であり、会計実務としては、インボイスや電子帳票の管理に時間がかかることなど難しく感じている。
- ・収支についての管理は、毎月管理者会議を行い、顧問税理士に月次監査の際、総評を確認し、事業運営に必要な点があれば指導いただける環境にある。

(NPO法人)

- ・収入はサービス毎に分けて管理する。相談支援の事業収入は受託相談支援/計画相談支援と分け、そのうち計画相談支援の給付費を児童と区別する。介護派遣の給付費収入は障害福祉と介護保険に分ける。このうち障害福祉サービスの給付費は居宅介護/重度訪問/同行援護/移動支援と4つに分ける。
- ・利用者負担金等も居宅介護/重度訪問/同行援護/介護保険と4つに分ける。
- ・支出は部門ごとに分けて管理する。本部経費は管理費として分けて管理する。相談支援の受託相談支援/計画相談支援の共通する支出は決算時に按分する。介護派遣の事業支出は、居宅介護/重度訪問/同行援護/移動支援/介護保険で分け、決算時に按分する。

「障害福祉サービス等情報公表システム」への情報登録の状況

(営利法人)

- ・手順としては、訪問系サービス事業所宛に案内が届く ⇒ 相談支援系、日中活動系サービスの担当者へ情報提供 ⇒ 各担当が情報公表システムの登録サイトを開く ⇒ 事業所ごとに情報の入力を行う。
- ・手間や負担としては、更新の案内が、法人に1通しか届かないので全事業所に通知してほしい。情報が行きわたらない可能性がある。また、カテゴリごとのボタンを押して登録（入力）することが大変手間である。法人に関する事項のように共通の項目は法人で1回登録（入力）する形にしてほしい。全事業所分入力するのが大変手間である。
- ・入力する項目も実施している事業に関する項目だけが表示されるようにしてほしい。全事業の項目が表示されているため、入力する場所が分かりづらい。

(NPO法人)

- ・毎年のごとであるが、登録の際には事業管理者が登録（更新）を行い、本部で確認をしている。具体的な手順等、あまり手間に感じることはない。

事業者の財務情報登録が求められた場合に想定される課題

(営利法人)

- ・訪問系、日中活動系サービス、介護保険事業を行っており、個別に正確な金額を出すことが困難である。できるとすれば按分での対応となる。
- ・法人全体では細かい勘定科目ごとの財務情報管理できているが、事業所ごとに細かい科目に分けることが困難である。兼務の部分など煩雑であり、分けるとすると事務員の負担が大きい。
- ・売上高などは国保連の情報を収集すればわかるのではないか。

(営利法人)

- ・収入について、国保連への請求業務は福祉、社会保険関係の専門知識が必要で、会計とは別部門になる。連携はしているが、会計の担当者がすべての請求内容を把握しているわけではなく、細かい情報となると出すことが難しくなる場合もある。また、すべての事業拠点に専門性の高い人材を置くことも困難。
- ・現状、国や都道府県等からさまざまな情報・資料の提出を求められることが多く、こうしたことが統一され簡略化されるのであれば、情報登録に意義が見いだせると思う。

(NPO法人)

- ・財務情報については法人の重要情報であり、登録が必要ということであれば、その必要性は何であるのか、どの程度の情報が何のために必要なのかをわかるようにしてほしい。

②直営事業を実施する自治体への調査

直営で実施している障害福祉サービス等事業の収入・支出の管理の状況

(A県)

- ・事務に関しては外部業者等への委託は無く、全て自治体職員で実施している。報酬請求、利用料徴収、物件・財産管理、職員研修等における報償費支出などの管理を行っている。
- ・サービス等利用料については、施設職員が、電子請求システムにより国保連へ、納入通知書により利用者へ請求する。
- ・人件費・物件費等の管理については、常勤職員の人件費を除き、施設職員が予算額をもとに執行管理を行っている。なお、予算額については、施設職員が見込んだ利用料等の収入額や、必要経費の積み上げにより積算した支出額を計上し、施設所管課職員が財政担当課と協議し決定している。

(B県)

- ・収入は、総務部門において各サービス部門から実績を取りまとめ、請求額を整理している。支出は、総務部門において執行を管理している。

(C県)

- ・報酬請求、サービス利用料徴収については、事業所のサービス管理担当部署がまとめた実績に基づき、会計担当部署が請求・徴収事務を行っている。人件費の管理は、給与担当部署が県職員の給料表等諸規定に基づき支払事務を行っている。維持修繕費は、事業所の管財担当部署が執行するものについて会計担当部署が支払事務を行っている。物件費の管理は、事業所の各セクションが執行するものについて会計担当部署が支払事務を行っている。

(D市)

- ・報酬請求については、事業所職員が記録・請求システムへの入力により行っている。
- ・サービス利用料の徴収については、事業所が作成した請求資料をもとに市から利用者宛に利用料のお知らせと納付書を送付している。
- ・人件費・物件費の管理については市の担当者が随時行っている。

(E市)

- ・報酬請求は直営の各事業所が算出し、国保連にシステムを利用し各自が行っている。同時に直営事業所を取りまとめるセクションに実績記録表の写しを提出し、請求に間違いがないかのチェックを行っている。その後、国保連より各事業所に歳入として振り込まれる。
- ・歳出は、人件費、施設運営・維持管理費等に係る費用について各事業所で予算を立て、予算に基づいて支出を行っている。

直営事業の「障害福祉サービス等情報公表システム」への情報登録の状況
<p>(A県)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「障害福祉サービス等情報公表システム」の情報は、毎年、更新している。事務手順は、更新期間中に施設職員が事業所詳細情報を編集し、所属長含む複数人で内容を確認した後、承認申請を行うこととしている。 <p>(B県)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総務部門において各サービス部門の状況を取りまとめ、年に1度、登録内容の更新を行っている。 <p>(C県)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・直営施設について、システムへの登録をしていない。 <p>(D市)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市の担当者と事業所で登録状況を確認のうえ適宜修正を加えながら最新の状況を登録している。 <p>(E市)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所管部署から連絡を受けた後、各直営事業所で各自更新している。
事業者の財務情報登録が求められた場合に想定される課題
<p>(A県)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・収入・支出や財産管理については、提供することが可能である。人件費などについては、事業所としての計上がないため、民間の事業所に比べて不均衡なデータとなる可能性がある。 ・収支の情報の登録は不可能ではないが、自治体直営事業であることで施設運営費に公費を充当しているため、報酬改定や職員の処遇改善の検討等における基礎資料として活用可能か疑問がある。 ・施設全体の収支の登録はできると思うが、診療所併設の施設であり、部門共通経費をどのように仕分けるか整理が必要となる。 <p>(B県)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運営経費等は県の一般会計で処理しているため、施設の財務状況を正確に抽出することが難しい。 <p>(C県)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・直営施設については、県全体の一般会計の財務状況の公開に含まれており、事業の公共性は十分に確保されていると考えている。財務情報の登録は、民間事業者による障害福祉サービスが適切に推進されるために必要な各種施策の検討にあたり、必要な情報ということで求められているものと思うが、その対象に自治体直営施設を加えることに、意義が見出せないように感じる。 <p>(E市)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・予算・決算は一般会計として公表しており、同じものを情報公表システムに財務情報として掲載する必要性は低いと感じる。財務諸表を直営施設のみについて作成する場合は、財政当局との調整や相当な手間のかかることが予想され、かなり困難ではないかと思う。
「障害福祉サービス等情報公表システム」への情報登録に関する事業者指導等の具体的な内容
<p>(A県)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新規指定申請受付時に、事業者へ登録するよう案内しており、未登録の事業者にも、事業者へ架電のう

え登録するよう案内している。

- ・事業者からの入力内容や操作方法などの問い合わせは日々、多数受けており、情報公表システム全般を担当する専任の非常勤職員を配置している。

(B県)

- ・新規指定事業所へ情報公表システム登録の案内を送付し、登録を促している。
- ・未登録事業所については、メール、郵送、電話により登録を促している。
- ・事業所からの問い合わせについては、「ID、パスワードを忘れた」、「誤って申請ボタンを押してしまった」という内容がほとんどである。

(C県)

- ・新規指定事業者に対し、指定時に情報公表システムに対応するよう周知している。
- ・法人内で未登録事業所がある場合は登録するよう注意喚起している。
- ・日常的に問合せはあるが、福祉医療機構から事業者に対し通知等があると、県への問合せも増加するよう思う。

「障害福祉サービス等情報公表システム」の情報登録プロセスにおける課題

(A県)

- ・初めて情報公表システムに事業所情報を登録する際、基本情報などの登録は都道府県等が実施し、その後、詳細情報などを事業者が入力するプロセスとなっているが、初めて「情報公表システム」を知る新規指定の事業者などは、このプロセスにより「自ら入力・登録しなければならないもの」という意識が低下し、詳細情報を入力しない（放置する）事業者が多く出ており、その対応に苦慮している。基本情報から事業者側で実施するものとなれば、「自ら入力・登録する」ことを認識しやすく、都道府県側の作業量も軽減できるのではないかと感じている。
- ・「この項目を入力しなければ事業者が申請ボタンを押下できない」などを自治体独自で設定できる機能、事業所が策定しているBCP等のデータをファイルで公表できる機能を実装してほしい。

(B県)

- ・申請ボタンを押した場合に確認の画面等が表示されないため、誤って押してしまう事業所が非常に多く、県で差し戻し登録を行う事務負担が大きいと感じる。
- ・情報公表システムへの事業所登録の方法が自治体職員の手入力のみとなっており、件数が多いと公表まで時間を要する。事業所台帳システムなどのcsvやExcelデータをインポートする機能があると良いと思う。

(C県)

- ・事業者の入力後から公表までは、事業者から県に対する承認依頼の承認と、県から福祉医療機構への公表依頼の2段階の作業が必要となっているが、一度の操作で完了する形であればより早く公表が可能になると思う。

財務情報データベースへの情報登録プロセスにおいて都道府県等が担う機能・役割についての考え方、データベース整備にあたり留意すべきと考えられること等
<p>(A県)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現状、情報公表システムへの財務関係書類の添付についても、事業者からの反発が非常に大きいため、データベースへの財務情報登録が「必須」となった場合、苦情や登録率の低下などが懸念される。 ・新たに財務情報の登録を求めた場合には、事業者に更なる負担を課すこととなるため、シンプルで負担感の少ないデータベースの整備について考慮願いたい。 <p>(B県)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都道府県は指定権者として、事業者への周知・注意喚起等は担うべきと思うが、都道府県における取りまとめ・入力・内容確認などは極力避けるべきものとする。財務情報の個々の内容の判断等は困難である。 <p>(C県)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害福祉サービス事業者は運営の中で既に多くの書類作成やデータ入力、記録作業を行っており、安易に事務負担を増やすことは避けた方がよい。情報登録は事業者が直接行うこととし、既存のシステムや決算等の資料からのデータ連携を可能にすることでワンストップ化を進めることが望ましい。

③会計ソフトのベンダーへの調査

会計ソフトの仕様について
<ul style="list-style-type: none"> ・主に福祉事業を実施する事業者を対象とした会計ソフトについて、ベンダーに商品の概要を聞いたところ、以下のような基本的な仕様はほとんどのソフトが備えている。 <ul style="list-style-type: none"> ◆社会福祉法人会計基準に対応 ◆拠点別・サービス単位の収入・支出の把握ができる ◆本社経費等を配賦するしくみがある ◆制度改正には都度対応している ◆就労支援事業の明細書作成に対応している
財務情報データベースが整備された場合のデータ連携等について
<ul style="list-style-type: none"> ・財務状況データの国への提出が必須となるのであれば、連携機能の追加について検討することになると思う。 ・これまでも「社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム」へのファイル出力にも対応するなどしており、同様に連携機能の追加について検討することになると思う。 ・ソフトの利用者が必要とする機能であれば追加することになるだろう。 ・一般的なデータ連携のための機能は既存のソフトに備わっている。何かに特化した連携機能を新たに付加するかどうかは、その必要性の程度で判断することになる。 ・さまざまなシステムとの連携を考慮するのであれば、データファイル(CSV等)によるシステム連携(会計システム→CSV→財務状況データベース)がよいと思う。ネットワーク経由で外部とシステム接続できない法人も存在するので、こうした可能性も考慮した方法を用意することが望まれる。

7 データベース構築に関する考察及び方向性

(1) データベース構築に関する論点整理

①財務・経営情報データベースが扱う登録の範囲について

■ データ登録を求める法人の範囲

他分野のデータベース整備の動向を見ると、医療分野では、原則、すべての医療法人を登録対象とし、病院・診療所別に財務・経営情報のデータ登録をするものとされている。介護分野、保育分野においても、原則、すべての介護サービス事業者（介護）、子ども・子育て支援法に基づく施設型給付・地域型保育給付を受けるすべての施設・事業者（保育）とされているが、小規模な事業者など届出にかかる負担が大きいと予想される事業者については、対象外、あるいは公表すべき内容・項目を限定する等の一定の配慮を行う可能性も検討されている。

障害福祉分野においても、対象は原則として、すべての障害福祉サービス等事業者とすることが望ましいと考えられる。小規模事業者の免除に関しては、介護分野では「年間の介護報酬額が100万円以下」等の例示があげられており、障害福祉分野においてもこの基準であれば対象はかなり少ないものと想定されるが、障害福祉分野では事業規模に関してサービス別の差異が大きく、一律の免除とした場合、情報が十分に集まらないサービスの生じるおそれがある（次ページ図表参照）。そのため、一定の配慮はしつつ、基本的に小規模事業者の登録免除はしないものとするか、免除の条件を細かく設定する等の対応が必要と考えられる。

障害福祉サービス等事業の場合、地方自治体の直営事業が比較的多くなっている。自治体直営の実施サービスとしては、医療系などで事業所数の少ない事業（自立訓練（機能訓練）、医療型児童発達支援等）、地域で基幹的な役割を担う事業（児童発達支援センター等）、運営法人が限定される事業（障害者支援施設等）などが多い。

自治体調査の結果を見ると、直営サービスにおいて、公営事業として区分会計を行っているところは少なく、直営サービスの損益データを把握することが難しい場合も多いものと推察される。そのため、自治体直営については登録を任意とする（義務とはしない）という形も考えられるが、その場合、自治体直営が多いサービスでは、情報が十分に集まらない可能性がある。したがって、地方自治体も原則として対象にした方がよいと考えられるが、民間法人与会計構造がかなり異なることから、財務・経営情報の登録にあたっては各種の配慮（一般会計を前提とした登録項目の簡素化など）が必要と考えられる。

なお、他分野のデータベース整備の動向では、医療分野のシステムは医療法人が登録対象であり、医療法人ではない公立病院等は対象に含まれていない。一方、介護分野のシステムでは、特に自治体直営事業を登録対象外にする方向は示されておらず、自治体直営事業も登録対象であると考えられる。

- ✓ 財務・経営情報データベースへの情報登録を求める対象は、すべての障害福祉サービス等事業者（障害福祉サービス等事業を実施する事業者）とする。
- ✓ 小規模事業者（障害福祉サービス等事業の給付額が少額の事業者）も原則対象とする。
- ✓ 障害福祉サービス等事業を直営で実施している地方自治体も原則対象とする。

【障害福祉サービス等事業の請求事業所数・給付費（令和3年度）】

	全事業所		年間給付費が100万円以下の事業所		年間給付費が100万円以下の事業所の比率	
	請求事業所数	給付費合計 (百万円)	請求事業所数	給付費合計 (百万円)	請求事業所数	給付費合計
居宅介護	22,550	226,364	3,778	1,689	16.8%	0.7%
重度訪問介護	8,696	112,914	3,071	1,183	35.3%	1.0%
行動援護	2,100	16,452	502	207	23.9%	1.3%
重度障害者等包括支援	11	445	0	0	0.0%	0.0%
同行援護	6,467	19,388	2,994	1,211	46.3%	6.2%
療養介護	258	68,298	1	0	0.4%	0.0%
生活介護	12,278	814,424	623	285	5.1%	0.0%
短期入所	6,091	41,687	2,048	765	33.6%	1.8%
施設入所支援	2,588	205,564	17	10	0.7%	0.0%
共同生活援助	11,649	315,038	349	163	3.0%	0.1%
宿泊型自立訓練	233	4,778	0	0	0.0%	0.0%
自立生活援助	329	287	238	91	72.3%	31.8%
自立訓練（機能訓練）	202	2,605	48	19	23.8%	0.7%
自立訓練（生活訓練）	1,350	21,130	97	42	7.2%	0.2%
就労移行支援	3,347	73,213	271	110	8.1%	0.2%
就労移行支援（養成施設）	5	68	0	0	0.0%	0.0%
就労継続支援 A 型	4,337	147,021	131	64	3.0%	0.0%
就労継続支援 B 型	15,369	443,257	358	161	2.3%	0.0%
就労定着支援	1,528	5,115	365	170	23.9%	3.3%
計画相談支援	10,495	39,983	2,937	1,232	28.0%	3.1%
地域移行支援	626	251	558	135	89.1%	53.9%
地域定着支援	673	386	583	121	86.6%	31.4%
障害児相談支援	7,005	15,379	3,355	1,239	47.9%	8.1%
児童発達支援	10,134	180,338	1,150	509	11.3%	0.3%
医療型児童発達支援	88	850	3	1	3.4%	0.1%
放課後等デイサービス	18,522	410,241	644	283	3.5%	0.1%
保育所等訪問支援	1,642	3,193	1,033	327	62.9%	10.2%
居宅訪問型児童発達支援	132	265	84	27	63.6%	10.0%
福祉型障害児入所施設	188	5,447	4	3	2.1%	0.1%
医療型障害児入所施設	201	5,160	3	2	1.5%	0.0%
合計	149,094	3,179,542	25,245	10,048	16.9%	0.3%

※令和3年4月～令和4年3月年度の国保連請求実績データから集計

■ データ登録を求める会計の範囲

障害福祉サービス等事業者には財務・経営情報の登録を求める場合、登録する会計の範囲として、「法人単位」「事業所（拠点）単位」「サービス単位」の3段階が考えられる。

このうち、「法人単位」については、事業者の財務諸表の情報登録を求めることになるが、これは基本的にはほぼすべての事業者が作成している情報となる（自治体等除く）。また、社会福祉法人、NPO法人など多くの事業者で所轄庁への届出や情報公開が義務とされている。

「事業所（拠点）単位」「サービス単位」については、1事業者で複数の事業所（拠点）を有している場合、複数のサービス（事業）を行っている場合に、それぞれの事業所、サービスの単位で損益データ等を区分し、会計を行うものである。1事業者で1事業所、1サービスのみ実施の場合は「法人単位」＝「事業所（拠点）単位」＝「サービス単位」であるが、1事業者で複数の事業所、複数のサービスの場合は、事業実施の形態に応じて多種の区分会計が行われる。

障害福祉サービス等事業については、各サービスの運営基準（指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等）において、当該サービスの会計を事業所ごとに他の事業と区分して会計することが義務付けられており、サービス単位の区分会計が原則となっている（「指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定居宅介護の事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない（他サービスについても準用）」）。したがって、登録を求める会計の範囲としては、サービス単位を基本として問題はないと考えられる。

一方、障害福祉サービス等事業を実施している事業者においては、1事業所で多種類のサービスを実施している場合も多く（訪問系サービスとして1事業所で居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護の4サービスを実施している場合、多機能型事業所として生活介護、就労支援サービス、障害児通所サービスを実施している場合など）、事務的負担等でサービス単位の区分会計に十分対応できていない事業者もあるものと見込まれる。法人調査の結果を見ると、サービス別に会計を区分しているところが多いが、区分が困難とするところも一定数見られる。ヒアリング調査でも、収益はサービス単位だが費用は部門単位の区分としているパターン等も聞かれ、区分の状況もさまざまであることがうかがえる。

他分野のデータベース整備の動向を見ると、介護分野では、損益データの登録は基本的に事業所単位で行うものとされているが（介護分野も運営基準で区分会計が原則）、法人一体会計での届出も可とされている。これらの観点をふまえ、障害福祉においても、サービス単位での登録を原則とするが、困難な場合は法人単位の登録のみでも可とする形が望ましいと考えられる。ただし、区分会計の実施が義務であり、法人単位の登録のみはあくまでも例外である旨は強調すべきと思われる。

※区分会計の表現について、介護分野の「事業所単位」と障害福祉分野の「サービス単位」はほぼ同じ意味で用いている（「サービス単位」＝「事業所別」の「サービス別」）。介護分野では、例えば訪問介護と介護予防訪問介護、介護老人福祉施設と施設で実施する短期入所生活介護等、制度上で分けられていても実質的に同一サービスであるものについては会計を分けなくてもよいとされており、区分会計を「事業所単位」と表している。なお、障害福祉分野では、ほとんどのサービスで区分会計が義務となっているが、療養介護、医療型児童発達支援、医療型障害児入所施設のみ区分会計の義務はないので（本体の病院等との一体会計）、留意が必要である。

障害福祉サービス等事業のうち、就労支援サービス（就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型）を実施している場合、本体サービスと、サービスの中で実施している就労支援事業（授産事業）は、会計上区分することが原則となっている。そのため、登録を求める範囲として、本体サービスに加え、就労支援事業の情報も含めるかどうかを検討する必要がある。基本的に本体サービスと就労支援事業は別事業であり、登録者の負担等も考えると、就労支援事業の情報登録は不要とする形が望ましいと考えられる。

障害福祉サービス等事業を実施する事業者には、医療や介護等の事業が主で、障害福祉サービス等事業のウェイトが小さいという事業者も少なくない。法人調査の結果を見ると、障害福祉等サービス以外の事業を行っている事業者が半数強、うち、障害福祉等サービスのウェイトが半分以下という事業者が6割程度という結果になっている。このような事業者の場合、事業者全体の損益が障害福祉サービス等事業の状況と一致しないという可能性も高いと考えられる。前述のように、情報登録を求める対象は障害福祉サービス等事業を実施する全事業者としているので、このような事業者も登録の対象となるが、サービス単位と合わせて、法人単位でも実態把握ができることが望ましいと考えられる。登録者の負担等もそれほど大きくないものと見込まれ、情報登録の対象には法人単位のデータも加えるものとする。

- ✓ 財務・経営情報データベースへの情報登録を求める範囲は、事業者全体の損益データおよび事業者が実施する障害福祉サービス等事業の個々の「サービス単位」の損益データ（事業所ごとに、他の事業の会計と区分されたデータ）とする。
- ✓ 「サービス単位」の登録が困難な場合は、例外的に事業者全体のデータのみでも可とする。
- ✓ 就労支援事業の情報登録は不要とする。

②財務・経営情報データベースの情報登録サイクルについて

■ 情報登録の頻度

医療分野など他分野のデータベース整備の動向を見ると、財務・会計情報の登録頻度については、毎会計年度（年1回）で決算データを登録するものとされており、障害福祉分野においても同様の形が望ましいと考えられる。

■ 情報登録を求める時期

他分野のデータベース整備の動向を見ると、情報登録の時期については、医療分野のシステムでは会計年度終了後、原則3か月以内（大規模な医療法人は4か月以内）、介護分野のシステムでは決算後4か月以内とされている。法人調査の結果を見ると、決算期間終了後3か月以内に決算の確定する事業者がほとんどであり、したがって、障害福祉分野のデータベースにおいても、決算後4か月以内の登録とすれば、それほど問題は生じないと考えられる。

法人調査の結果を見ると、営利法人等では年度決算ではない事業者も多くなっている。介護分野のシステムでは、事業者によって決算月が異なることをふまえて届出の実施時期の一律指定はしないものとされており、障害福祉分野のデータベースにおいても、同様の扱い（登録期限を月指定ではなく、決算期間終了後4か月以内とする）が望ましいと考えられる。

なお、事業者の決算時期に応じた情報登録とした場合、データベースの情報更新は年間を通じて随時行われることになる。データベースを活用した財務状況の分析等に関し、情報更新が年1回であれば分析も年1回のサイクルとなるが、情報更新が随時であることから、より頻回の分析等により、できるだけ新しいデータを反映できるようにしていくこと等も考えられる。

- ✓ 財務・経営情報データベースへの情報登録は、各事業者が年1回、それぞれの決算期間終了後4か月以内に実施する。（年間の特定時期での一律登録ではなく、事業者の決算期間に応じた随時登録）

③財務・経営情報データベースの登録情報について

■ 会計基準、勘定科目等に応じた損益データの情報登録

財務・経営情報データベースへの登録情報として、損益データ（損益計算書、事業活動計算書等のデータ）は必須である。その登録方法・粒度について、他分野のデータベース整備の動向を見ると、医療分野のシステムでは、病院・診療所別に、医療法人会計基準をベースとした科目で損益データを登録するものとされている。

また、介護分野のシステムでは、経営実態調査における調査項目をベースに、「政策検討への活用性の向上」と「施設・事業者への業務負担」の双方に配慮し具体的な登録項目を決定するものとされており、法人種別の多様性から、以下の6種類の会計基準及び勘定科目のフレームのいずれかで届出可能とする検討がなされている。

- ・ 社会福祉法人会計基準
- ・ 介護老人保健施設会計・経理準則
- ・ 介護医療院会計・経理準則
- ・ 病院会計準則
- ・ 指定老人訪問看護の事業及び指定訪問看護の事業の会計・経理準則
- ・ 届出に当たり別途定める勘定科目

保育分野のシステムにおいても、経営実態調査の内容をベースに、主な運営主体の法人種別（社会福祉法人、学校法人、宗教法人、営利法人等）をふまえた勘定科目のフレームの検討が想定されている。

障害福祉分野においても、運営法人の種別は多様であり、介護分野や保育分野と同様に、複数の会計基準でそれぞれ勘定科目を設定し、適切なフレームで情報登録を行う形が望ましいと考えられる。一方、企業会計等では勘定科目が厳密に決められていないこと等もあり、汎用的なフレームを設定し、そこに情報登録を行う形も用意する必要がある。法人調査の結果を見ると、モデル的な勘定科目に合わせて損益データを集計できるという事業者も多く、汎用的なフレームへの対応は多くの事業者で可能と考えられる。

現行の「障害福祉サービス等経営実態調査」では、調査回答にあたり、「社会福祉法人会計」「病院会計」「企業会計、NPO会計、その他の会計」という3種類の回答枠を設けており、いずれかを選んで回答する形となっている。データベースへの情報登録においてもこれを参考とし、障害福祉等サービスの事業者でNPO法人の多いことも勘案し、以下の4つの登録フレームとすることが望ましいと考えられる。

- ・ 社会福祉法人会計基準
- ・ 病院会計準則
- ・ NPO法人会計基準
- ・ 届出に当たり別途定める勘定科目（企業会計等を想定した汎用的なフレーム）

- | |
|---|
| <p>✓ 財務・経営情報データベースへの情報登録にあたり、事業を実施する法人種別をふまえた以下の4つの登録フレームを用意し、各事業者がそれぞれ適切なフレームで情報登録を行う。</p> <ul style="list-style-type: none">◆ 社会福祉法人会計基準◆ 病院会計準則◆ NPO法人会計基準◆ 届出に当たり別途定める勘定科目（企業会計等を想定した汎用的なフレーム） |
|---|

問13. 事業活動費用（支出）及び事業活動外収支・特別収支

○ 事業活動費用（支出）等について、採用している会計基準に該当するページに記入してください。

会計基準	①社会福祉法人会計	②病院会計	③企業会計、NPO会計、 その他の会計
該当ページ	12ページ	14ページ	16ページ

①社会福祉法人会計

問2で選択した会計の区分に基づき記載してください

- 問2で、
 - ・「**1.単独会計**」と回答した場合は、調査対象サービスにおける費用等を記入してください。
 - ・「**2.一体会計（事業所単位）**」と回答した場合は、調査対象サービスが属する事業所全体の費用等を記入してください。
 - ・「**3.一体会計（法人単位）**」と回答した場合は、法人全体の費用等を記入してください。
- 各費目に消費税等が別途計上されている場合でも、税込み方式（各支出費目に消費税額を算入した値）で記入してください。
- 金額については、概算にせざるの位まで記入してください。

令和4年度1年分

科 目	金 額			
	億	百万	千	
1. 人件費				
うち退職給付費用				
うち派遣職員費				
2. 事業費				
計				

②病院会計

問2で選択した会計の区分に基づき記載してください

- 問2で、
 - ・「**1.単独会計**」と回答した場合は、調査対象サービスにおける費用（支出）等を記入してください。
 - ・「**2.一体会計（事業所単位）**」と回答した場合は、調査対象サービスが属する事業所全体の費用等を記入してください。
 - ・「**3.一体会計（法人単位）**」と回答した場合は、法人全体の費用（支出）等を記入してください。
- 各費目に消費税等が別途計上されている場合でも、税込み方式（各支出費目に消費税額を算入した値）で記入してください。
- 金額については、概算にせざるの位まで記入してください。
- ※ 派遣職員に係る費用については、法人で人件費として処理されている分は「給与費」、業務委託費として処理されている分は「委託料」に計上し、二重計上はしないでください。

令和4年度1年分

科 目	金 額			
	億	百万	千	
1. 給与費				
うち退職給付費用				
うち派遣職員費				
2. 材料費				
計				

③企業会計、NPO会計、その他の会計

問2で選択した会計の区分に基づき記載してください

- 問2で、
 - ・「**1.単独会計**」と回答した場合は、調査対象サービスにおける費用（支出）等を記入してください。
 - ・「**2.一体会計（事業所単位）**」と回答した場合は、調査対象サービスが属する事業所全体の費用等を記入してください。
 - ・「**3.一体会計（法人単位）**」と回答した場合は、法人全体の費用（支出）等を記入してください。
- 各費目に消費税等が別途計上されている場合でも、税込み方式（各支出費目に消費税額を算入した値）で記入してください。
- 金額については、概算にせざるの位まで記入してください。
- ※ NPO法人会計で経常費用を「事業費」「管理費」に区分している場合は、各勘定科目に合算して記載してください。
- ※ 派遣職員に係る費用については、法人で人件費として処理されている分は「人件費」、業務委託費として処理されている分は「委託料」に計上し、二重計上はしないでください。

令和4年度1年分

科 目	金 額			
	億	百万	千	円
売上原価	1. 人件費			
	うち退職給付費用			
	うち派遣職員費			
2. 経費				
(1) 給食材料費				
計				

■ 貸借対照表の情報登録

いわゆる「内部留保」等の観点に関しては、損益データのみならず、事業者の資産に関する情報（貸借対照表情報）も参照する必要があり、医療分野のシステムでは、貸借対照表データについても分析対象とする方針も示されている。

貸借対照表は、法人単位（社会福祉法人では法人単位と拠点区分単位）で作成されるものであり、損益データのようにサービス単位への区分を求めることはできず、本データベースに登録する場合も法人単位の情報登録になる。損益データと比較して必須情報ではないが、事業者の状況分析等での活用も想定されることから、登録負担等にも留意したうえで、損益データとは別に任意で登録を求めることも考えられる。

- ✓ 財務・経営情報データベースへの貸借対照表情報（法人単位）の登録を想定する。

■ 給与情報の登録

職種別の給与等の情報については、職員処遇の観点から重要な情報であるが、会計データ上は人件費としてまとめられており、管理も会計とは別に労務管理、給与管理等で行われていることが多いため、別途登録を求める必要がある。他分野のデータベース整備の動向を見ると、医療分野のシステムでは、職種別の給与（給料・賞与）及びその人数について、任意で登録を求めるものとされている。

法人調査の結果を見ると、職種別の給与情報の登録については対応可能とする事業者が多くなっており、医療分野等のシステムと同様に、職種別の給与（給料・賞与）と人数の情報を、任意で登録を求める形態が望ましいと考えられる。

給与情報を登録する職員の範囲については、財務・経営情報に合わせてサービス単位で登録する形も想定されるが、サービス別に給与管理を行っているところは少ないと考えられ、また、複数サービスを兼務する職員がいる場合の登録方法が煩雑になる可能性もある。したがって、登録者負担を考慮し、事業者全体の職員について、職種別の給与情報の登録を基本とすることが望ましいと考えられる。

なお、給与情報の既存統計等としては、賃金構造基本統計調査等があるが、これらの調査は、職員の給与のほか、給与額の内訳、勤続年数、就業形態・雇用形態など、職員の多様な個別データを収集する内容となっており、相応の調査負荷のかかるものとなっている（障害福祉分野では「障害福祉サービス等従事者処遇状況等調査」等が同様な調査内容である）。こうした情報があれば、給与データのより詳細な分析等も可能になるが、本データベースにおいてこのようなレベルの情報登録を求めた場合、事業者に所属する職員の情報を個別に登録する手順となり、登録者にかかり負担がかかるものと推察される。将来的な拡張性には留意しつつも、本データベースにおいては財務・経営情報の登録を主とし、給与情報については職種別の給与額・人数に限定したものとすることが望ましいと考えられる。

- ✓ 財務・経営情報データベースへの給与情報の登録を想定する（職種別の給与と人数の情報）。
- ✓ 給与情報の登録は法人単位で行う。事業者の全職員について職種別にまとめた給与と人数の情報を登録するものとし、職員給与に関する個別情報の登録は求めない。

■ その他に登録を求める項目等

介護分野のシステムでは、前述したように、情報登録の単位は事業所別とするが、事業所別区分を行っていない事業者（一体会計の事業者）は、事業所別に損益データを区分せずに届出を行うことも可能とする方針が示されている。その場合、損益データの按分処理が必要になるが、按分処理へ使用することのみを目的としたデータ項目の届出は求めず、介護保険総合データベース（介護DB）から把握できる事業所別の給付実績・利用実績のみを用いて按分を行うものとされている。

障害福祉分野では、サービス単位の情報登録を基本としつつ、一部、法人単位での登録も可とする方針を前述したが、介護分野と同様に、法人単位での登録の場合は損益データの按分処理が必要になる。按分に用いるデータについては、①各事業者が按分に必要なデータ（各サービスの利用実績等）を登録する、②システムで按分に必要なデータを別途収集する、のいずれかの対応となるが、介護分野のシステムでは②の対応を検討しており、登録者の負担を考慮すると、障害福祉分野においても介護分野と同様の対応が望ましいと考えられる。なお、現行の経営実態調査では、介護、障害福祉いずれの調査も、損益データと利用実績等のデータの両方について回答を求める形（回答者の負担が比較的大きい）となっている。

②の対応とする場合、介護DBに相当するものとして、障害福祉サービスデータベース（令和5年4月運用開始）との連携が必要になる。事業所番号・サービスコードと紐付けた給付費支払情報（給付費、利用人数等）のデータをシステム側で収集する必要がある。

費用データについて、介護分野のシステムでは、税込方式/税抜方式のいずれの届出も可能とし、必要に応じて分析時に一括して補正を行うものとされている。現行の経営実態調査では、介護、障害福祉いずれの調査も、費用については税込方式での報告を求めているが、障害福祉分野のシステムにおいても、介護分野と同様の対応が望ましいと考えられる。この場合、税込方式/税抜方式の選択を登録する項目が必要になる。

- ✓ 損益データの按分処理に用いる情報に関し、財務・経営情報データベースへの登録は求めないものとし、必要な情報はシステム側で収集する。
- ✓ 費用データは税込方式/税抜方式のいずれも登録可とし、どちらの方式を採用しているかをチェックする項目を設ける。

④財務・経営情報データベースの情報開示について

データベースの情報は個別（法人・事業所・サービス）にデータ登録することになるため、システム上、個別の事業者の財務・経営情報を開示するしくみを構築することは可能である。一方、他分野のデータベース整備の動向を見ると、医療分野のシステムでは、開示情報は基本的に属性等に応じてグルーピングした分析結果のみで、個別の事業者の情報は公表しない形とされており、介護分野等においても同様な方針とされる見込みである。そのため、障害福祉分野のデータベースについても、個別の事業者の財務・経営情報については非公表とし、属性等により集計した分析結果のデータのみを公表対象とすることが望ましいと考えられる。

なお、医療分野のシステムでは、研究等の公共性の高い目的に限って個別データの開示を可能とする制度について、今後検討することとされており、障害福祉分野のデータベースについても同様な対応が必要と考えられる。データベースの仕様についても汎用的な形式でデータ提供のできるようにしておくことが望ましい。また、個別データの非開示については本データベースに限定の方針であり、既存の情報開示制度等の見直し等に関わるものではないことに留意する必要がある。

開示情報は前述のように集計・分析データのみとなるが、どのような集計・分析データを開示するかは別途検討が必要になる。例えば、サービス別の集計・分析データは開示情報として想定されるが、障害福祉サービス等には事業所数の少ないサービスもあり、サービス別にグルーピングした分析結果でも事業者が特定される場合があり得る。こうした点も含め、開示・非開示の判断はさまざまな要素を加味して考慮される必要がある。また、開示する情報内容を一旦決めたとしても、経年でデータの重要度等にも変化が生じると見込まれるため、定期的の開示情報の内容確認・見直しを行い、データの構成が全体として十分かつ適切か、個々のデータの利用度合い等も勘案し、既存の開示情報も含めて要不要の判断を行うことが望ましいと考えられる。データベースのシステムもこうした見直し等に対応できるようにしておくことが必要である。

- ✓ 財務・経営情報データベースに登録された情報の開示は、属性等により集計した分析結果のデータのみを対象とする（個別の事業者の財務・経営情報は非公表）。
- ✓ 財務・経営情報データベースの運用面で、研究など公共性の高い用途における個別データの開示制度について検討を行う。
- ✓ 開示する情報については、個々の情報の適正性や、構成が全体として十分かつ適切かどうか等に関し、定期的な確認・見直しを行う。

⑤既存のシステム・データベースとの連携について

財務・経営情報データベースと関連する既存のシステム・データベースとしては、「障害福祉サービスデータベース」「障害福祉サービス等情報公表システム」「社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム」等があげられる。うち、「障害福祉サービスデータベース」については、前述のように、事業所番号・サービスコードと紐付けた給付費支払情報（給付費、利用人数等）のデータ連携が求められる。

「障害福祉サービス等情報公表システム」では、従来、事業者の財務諸表等を登録する項目があるが、これは主に事業者の財務情報を開示することが目的となっており、本データベースとは趣旨が異なる。そのため、本データベースの運用に関わらず、この項目は継続設置が想定される。なお、本データベースには事業者全体の財務情報も登録することから、実運用においては、本データベースと「障害福祉サービス等情報公表システム」の両方に登録を求めることはせず、本データベースに登録された情報が「障害福祉サービス等情報公表システム」の当該項目に連携される形が望ましいと考えられる。

「社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム」については、社会福祉法人の財務情報をほぼ網羅して登録する内容となっている。このシステムの情報が活用できれば、社会福祉法人が本データベースに改めて情報登録することは不要になることも想定されるが、ヒアリングによれば、システムにおいて、サービス区分

でのデータはあるものの、事業所番号・サービスコード等のキー項目を有していないことや、運用面での各種制約等により、すぐに連携を行うことは難しい状況となっている。

そのため、社会福祉法人においても、当面は本システムへの情報登録を求める形になると見込まれるが、将来的には連携できるようにシステム改修等を行い、事業者の情報登録の負担を低減していくことが望ましい。このシステムに限らず、関連するシステム・データベース間での情報連携については、今後積極的に取組を進め、事業者負担の軽減や、情報の効果的な活用に向けた基盤強化につなげていくことが望まれる。

- ✓ 財務・経営情報データベースの運用にあたり、既存のシステム・データベースとの連携として、「障害福祉サービスデータベース」の給付費支払情報等のデータ連携を想定する。
- ✓ 事業者負担の軽減や、情報の効果的な活用に向けた基盤強化に向け、関連するシステム・データベース間での情報連携を積極的に進めていくことが望まれる。

(2) データベース構築に向けた要件定義について

データベースの構築にあたっては、その業務要件と機能要件を定めた要件定義を行うプロセスが必要となる。実際に適用する要件定義の作成にあたっては、データベースを構築する環境、テストや運用等に関する発注者と開発者（ベンダー）の役割分担など、非機能要件や運用要件も含めた事項を関係者で協議・検討を行いながら組み立てていくことが望ましいが、本稿では、そのプロトタイプとして、一般的な要件定義の構成要素に沿ってサンプルを提示するものとする。

① システム名称

(仮称) 障害福祉サービス等財務・経営情報データベース

② 業務要件の定義

(仮称) 障害福祉サービス等財務・経営情報データベース（以下、「本システム」と表記）は、セキュアなインターネット通信を利用し、「登録者」「閲覧・承認者」「システム管理者」が以下の業務を行う。

業務主体	業務概要
登録者	全国の障害福祉サービス等事業を実施する事業者 ・本システムのURLにアクセスし、事前に付与されたID・パスワードを入力してシステムにログインする。 ・障害福祉サービス等事業の財務・経営情報について、所定の登録項目を新規登録する。（登録は年1回、事業者の決算月から4か月以内） ・登録した財務・経営情報の閲覧・確認を行い、必要に応じて修正を行う。（登録者は自身の登録情報のみ閲覧可能） ・確定した登録情報の承認申請を行う。
閲覧・承認者	厚生労働省、事業者を所管する地方自治体 ・本システムのURLにアクセスし、事前に付与されたID・パスワードを入力してシステムにログインする。 ・承認申請の通知された財務・経営情報の閲覧・確認を行い、承認または返戻を行う。 ・登録情報の閲覧、集計、出力を行う。
システム管理者	本システムの管理を行う者 ・利用者（登録者、閲覧・承認者）の管理（ID・パスワードの付与、アクセス権の管理） ・システムの保守 ・セキュリティ対策 ・ログ分析 ・バックアップ ・本システムの問い合わせ対応（ヘルプデスク）を行う。

③機能要件の定義

機能の要求仕様

登録者

- ・登録者の基本情報（事業者名、法人本部所在地、実施する障害福祉サービス等事業の事業所番号、連絡先メールアドレス等）の登録、修正ができること。
- ・登録者が実施する障害福祉サービス等事業の財務・経営情報の登録項目について、事業所・サービス別に区分した情報の新規登録ができること。
- ・登録項目の合計値等の表示、未入力データや論理的不整合データに対するアラート表示など、登録作業の支援機能を実装すること。
- ・登録者は自身の登録情報のみ閲覧可能とし、登録データが一覧表示されること。
- ・登録データの一覧表示から詳細表示（帳票形式）への切り替えができること。
- ・閲覧・承認者による承認前の登録項目については修正可能とすること。
- ・閲覧・承認者による承認済の登録項目については、閲覧のみで修正不可とすること。
- ・承認申請の操作により閲覧・承認者に通知が行われること。閲覧・承認者が複数の場合も登録データに応じて適切に通知されること。

閲覧・承認者

- ・承認申請データが一覧表示されること。
- ・承認申請データの一覧表示から詳細表示（帳票形式）への切り替えができること。
- ・承認・返戻の操作により登録者に個別通知が行われること。登録者が複数の場合も承認申請データに応じて適切に通知されること。
- ・承認済登録データの検索・集計ができること。検索・集計画面で項目を選択することにより検索・集計条件を設定できるように実装すること。また、検索・集計結果はCSV等の汎用的な形式で出力できること。

システム管理者

- ・利用者（登録者、閲覧・承認者）の登録（ID・パスワード付与含む）、修正、削除ができること。
- ・本システムの全登録データにアクセスできること。全登録データをCSV等の汎用的な形式で出力できること。
- ・登録データの検索・集計ができること。閲覧・承認者用に実装する検索・集計システムに加え、SQLによる任意の検索・集計ができること。また、検索・集計結果はCSV等の汎用的な形式で出力できること。
- ・本システムの利用者の操作ログを記録できること。
- ・本システムの全登録データの定期的なバックアップ、リストアができること。

その他

- ・本システムの利用者（登録者、閲覧・承認者）が操作する画面には、操作をガイドするためのオンラインヘルプ機能を実装すること。

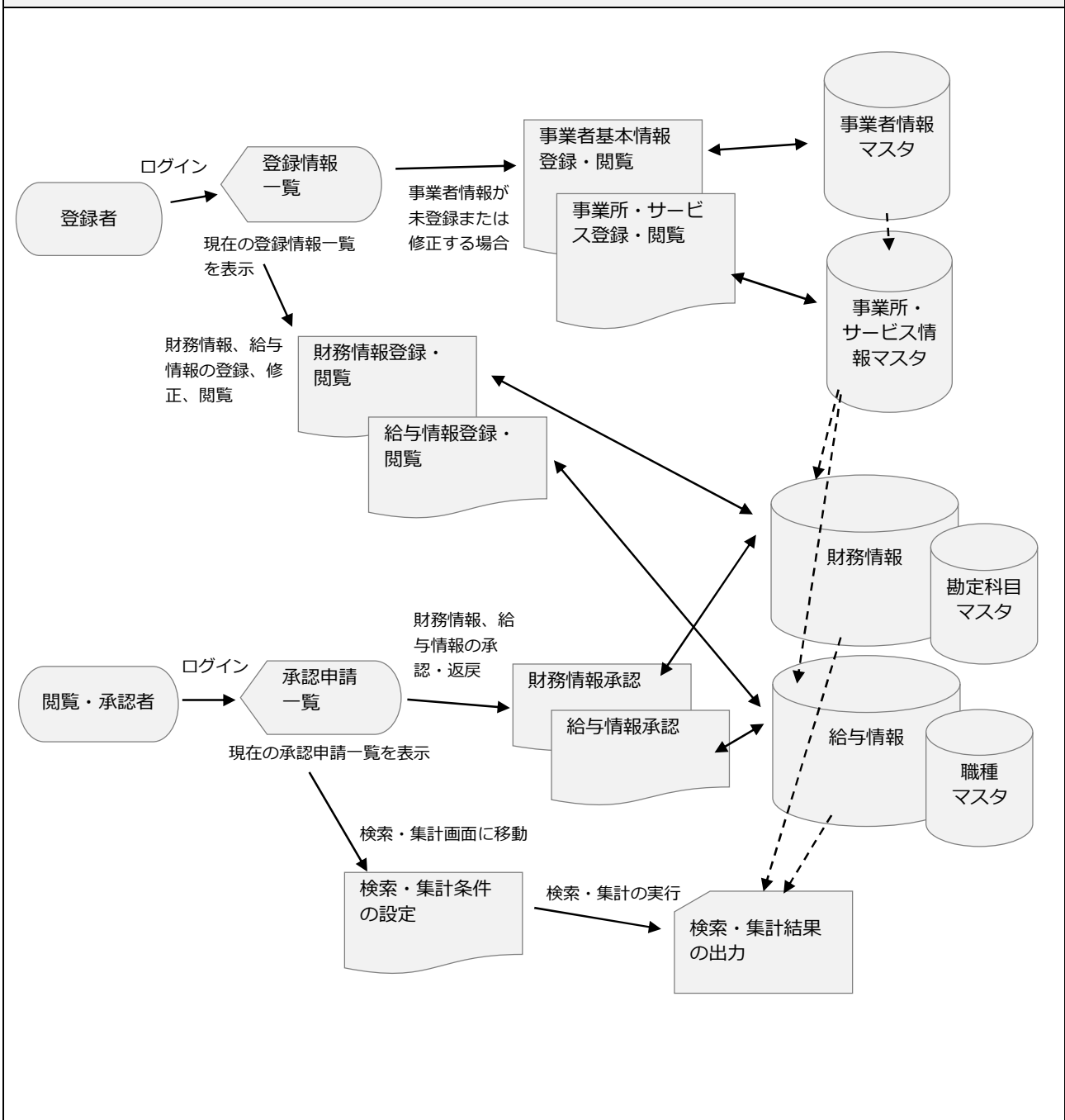
UI 標準に関する事項

- ・ユーザーインターフェースについてはデザイン基準等の指定は行わないが、画面構成やデザインは視認性がよく使いやすいものにする。詳細は設計段階で調整を行う。

画面・帳票一覧

	画面名称	概要
1	事業者基本情報登録・閲覧	事業者の基本情報（事業者名、本部所在地、連絡先等）を登録・修正・閲覧する。
2	事業所・サービス登録・閲覧	事業者が実施しているサービスを事業所・サービス別に登録・修正・閲覧する。
3	登録情報一覧	登録者がログインして最初に開く画面。過去の登録データおよび現在の未承認データが一覧表示される。
4	財務情報登録・閲覧	財務情報の新規登録、修正を行う。過去の登録データの閲覧を行う。
5	給与情報登録・閲覧	給与情報の新規登録、修正を行う。過去の登録データの閲覧を行う。
6	承認申請一覧	閲覧・承認者がログインして最初に開く画面。承認申請中データが一覧表示される。
7	財務情報承認	承認申請されている財務情報を確認し、承認・返戻を行う。
8	給与情報承認	承認申請されている給与情報を確認し、承認・返戻を行う。
9	検索・集計	検索・集計の条件を設定し、実行する。
10	検索・集計結果	検索・集計結果を表示する。検索の場合は検索結果一覧、集計の場合は集計表を表示する。

画面・帳票遷移図

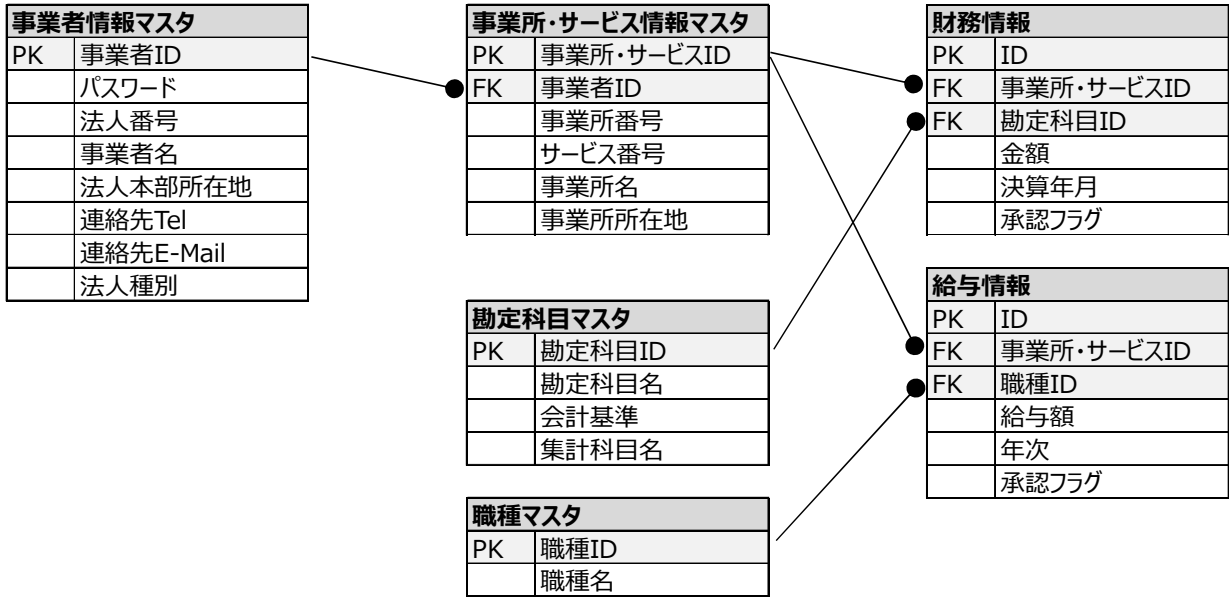


データモデル一覧

テーブル名	カラム名	データ種別	備考
事業者情報マスタ	事業者ID	PK	事業者に一意に付与（認証に使用）
	パスワード	文字列	
	法人番号	数値	国税庁の13桁識別番号
	事業者名	文字列	
	法人本部所在地	文字列	
	連絡先Tel	文字列	
	連絡先E-Mail	文字列	
	法人種別	文字列	該当する種別を選択
事業所・サービス情報マスタ	事業所・サービスID	PK	
	事業者ID	FK	
	事業所番号	数値	事業所登録の10桁識別番号
	サービス番号	数値	2桁識別番号
	事業所名	文字列	
	事業所所在地	文字列	
勘定科目マスタ	勘定科目ID	PK	
	勘定科目名	文字列	会計基準と勘定科目をセットで登録
	会計基準	文字列	
	集計科目名	文字列	集計用にカテゴライズした科目名
職種マスタ	職種ID	PK	
	職種名	文字列	
財務情報	ID	PK	
	事業所・サービスID	FK	
	勘定科目ID	FK	
	金額	数値	
	決算年月	数値	
	承認フラグ	真偽値	データの承認/未承認を登録
給与情報	ID	PK	
	事業所・サービスID	FK	
	職種ID	FK	
	給与額	数値	
	年次	数値	
	承認フラグ	真偽値	データの承認/未承認を登録

PK：主キー、FK：外部キー

ER図



外部インターフェースに関する事項

※既存のシステム・データベース（障害福祉サービスデータベース等）との連携を想定する場合は、外部インターフェースとして連携するデータ、連携方法等を記述する。

非機能要件・運用要件に関する事項

※ユーザビリティ、可用性・信頼性、性能・拡張性、運用・保守性、セキュリティ、システム環境・ハードウェア構成等の非機能要件を記載する。また、サービスレベル、運用・保守体制等の運用要件を記載する。

※「障害福祉サービス等情報公表システム」等のシステムへの組み込みを行う場合は、当該システムと整合する非機能要件・運用要件とする。

(非機能要件)

■ユーザビリティ

表示言語：本システムのすべての画面表記の言語は日本語のみとする。

利用環境：主要なブラウザの最新版に対応すること。利用者はインターネットに接続されたPCから操作を行う。なお、スマートフォンからの操作は不可とする。

■可用性・信頼性

・本システムは365日24時間稼働すること。(ただし定期保守等のやむを得ない場合を除く)

※サービス稼働率、応答時間、最長復旧時間等の品質レベルを記述する。

■性能・拡張性

・本システムのアクセス数やデータ量の増大により可用性・信頼性の低下するおそれのある場合は、システム(アプリケーション)の改修を行うことなく、ハードウェアの増設・交換により対応できるシステム設計とすること。

・本システムの利用者規模は以下の通りであり、利用者規模をふまえた性能を確保すること。

登録者：約42,000事業者

閲覧・承認者：約129自治体

※最大同時アクセス数、平均応答時間等について性能指標を記述する。

■運用・保守性

・本システムの運用・保守に関しては、特定の事業者のみに依存する技術・製品は使用せず、できるだけオープンなものとする。

■セキュリティ

・本システムは利用者の権限管理を行い、システムの機能・データへのアクセスは権限を有する者及びその権限の範囲のみとすること。

・本システムのすべての通信に関して適切な暗号化を行うこと。

※システム管理者のセキュリティ基準・セキュリティポリシーに準拠することを記述する。

■システム環境・ハードウェア構成

※本システムの稼働環境、ハードウェア構成について記述する。(オンプレミス/クラウド、システム管理者の既存環境/新規調達等)

(運用要件)

※運用・保守等に関して委託等を行う場合、運用・保守体制、サービスレベル等の要件を記述する。

(3) 今後の検討課題等について

本調査研究では、障害福祉分野における財務・経営情報のデータベース整備に関し、事業者の現状等を把握するとともに、データベース整備における論点等を整理し、基本的な整備方針等について明らかにした。今後、具体的なデータベース整備のプロセスを進めていくにあたり、以下の点を明確化していくことが必要と考えられる。

①事業者の作業負担等も考慮した情報登録プロセスの明確化

財務・経営情報のデータベースは、事業者により正確な情報が適切に登録されることがその前提となる。データベースシステムという器を用意しても、その中に情報がなければ活用することはできない。「障害福祉サービス等情報公表システム」における財務情報の登録状況等の現状もふまえると、情報登録をスムーズに進めていくためには、事業者の作業負担等も考慮し、できるだけ使いやすくわかりやすい登録プロセスを用意していくことが重要になる。

本調査研究において、アンケート調査等を通じた事業者の登録作業における負担感の把握や、登録の負担軽減、登録情報の正確性の確保等に留意すべきこと等を論じたが、データベースの整備にあたっては、事業者の目線に立った、具体的な情報登録の手順や、登録を行うためのユーザーインターフェース等を明確にすることが求められる。これらのことを検討するには、ユーザーである事業者の使用感や意見等が重要になるため、例えば、プロトタイプ登録プロセスにおいて作業想定した場合の使い勝手や、正確な登録作業が可能かどうかといった情報を集め、設計に反映していく等の取組が必要となる。

②システム整備における要件定義等の精緻化

データベースシステムの構築は1つのプロジェクトであり、その推進のためには、さまざまな基盤となる条件を明確にしていくことが重要になる。本調査研究において、データベース整備の論点整理をふまえた要件定義の検討を行ったが、実際にデータベースの設計・構築を進めるためには、要件定義のさらなる精緻化が必要である。要件定義は基本的にシステムの管理者（設置者）、利用者、開発者（ベンダー等）などステークホルダーが協議のうえで精緻化していくことが望ましいが、少なくとも、管理者（設置者）がどのようなシステム環境でどのような運用を行うかという点を明確にしたうえで具体的に検討する必要がある。そのため、管理者（設置者）として想定される主体の意向もふまえながら、要件定義及びシステム設計の基本方針等を検討していくことが求められる。

③集計・分析を行う情報内容の明確化

財務・経営情報のデータベースは、その情報の「見える化」を通じて、政策の検討や国民の理解促進等に役立てることを目的に整備されるものであり、収集した情報をどのように公表していくかという点が重要となる。本調査研究において、公表情報は集計・分析データを基本とすること等を検討したが、データベースの構築にあたっては、具体的にどのようなデータを公表情報とするかを明確化する必要がある。これらについては、介護等の関連分野における公表情報の動向や、既存の「障害福祉サービス等経営実態調査」等の統計情報との整合などもふまえて具体的な内容を検討し、データベースへの集計・分析機能の設計に反映していく等の取組が求められる。

8 参考資料（調査票）

調査票：障害福祉サービス等事業における財務情報等の状況に関する調査

【厚生労働省障害者総合福祉推進事業】
障害福祉サービス等事業に
おける財務情報等の状況に
関する調査

S1

ラベル貼付箇所

【調査の目的】

障害福祉サービス等事業は、障害者・児の生活を支えるうえで大きな役割を果たしており、全国で多くの事業者が事業の運営を担っています。障害福祉サービス等事業が適切に推進されるためには、事業内容の充実とともに、事業収益と費用のバランスを保ちながら継続的な経営を図っていくことが大切になりますが、こうした収支の状況把握において、サービス事業に関する財務情報は重要な役割を果たします。サービスの報酬改定等の検討にあたっては、事業の決算状況など経営実態の情報をふまえ、適切な検討を進めることが求められています。

一方、障害福祉サービス等事業の事業者は法人形態が多岐に渡り、それぞれ会計基準が異なっていることや、法人内での会計区分の設定もさまざまであることから、統一的な観点から事業の財務状況を把握することが容易ではない実態も見られます。

また、障害福祉サービス等事業については、その公共性の観点から、「障害福祉サービス等情報公表システム」等を通じて、各事業所の事業内容等に関する情報を登録し、広く公表することとされています。財務情報に関しても財務諸表等が登録対象となっていますが、昨今のデジタル社会の進展等を背景に、登録情報のいっそうの電子化などが求められるようになってきています。

本調査は、こうした背景をふまえ、障害福祉サービス等事業の実施法人における、財務情報の作成状況や情報の電子化の状況、情報公表システムへの情報登録の状況などに関し、幅広く実態を把握するために実施するものです。

上記の目的のため、細かな内容をお聞きする設問も多くなっております。ご多忙中お手数をおかけし誠に恐縮でございますが、調査の趣旨をご理解いただき、是非ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

【調査対象】

本調査は、障害者総合支援法及び児童福祉法に規定される障害福祉サービス等（次ページ問1の選択肢に該当するサービス）の事業を実施する法人を対象としています。

これらの事業を実施していない、また、以前に実施していたが休廃止等で現在は実施していない場合は、本調査への回答は不要です。右下の「該当事業を実施していない」の欄に○をつけ、このまま調査票を返送してください。

	該当事業を実施 していない
--	------------------

※該当事業を実施している法人は、次ページからの間に回答してください。

1

問3 調査対象法人の事業所数、うち、障害福祉サービス等事業を実施している事業所数を記入してください。

法人全体の事業所数	か所	うち、障害福祉サービス等事業を実施している事業所数	か所
-----------	----	---------------------------	----

問4 調査対象法人では、障害福祉サービス等事業以外の事業を実施していますか。該当するもの1つを選んでください。

1 実施している	2 実施していない
----------	-----------

※「障害福祉サービス等事業以外の事業」とは、介護保険サービス、医療、保育、地域生活支援事業（日中一時支援、移動支援、地域活動支援センター等）、その他、問1で掲げたサービス以外のすべての事業です。

※就労系サービス等における就労支援事業は、障害福祉サービス等事業に含まれてください。（「障害福祉サービス等事業以外の事業」にはカウントしません。）

問5 調査対象法人の規模をお聞きします。法人全体の直近の決算における売上高について、該当するもの1つを選んでください。

1 500万円以下	2 500万円超～1000万円
3 1000万円超～3000万円	4 3000万円超～5000万円
5 5000万円超～1億円	6 1億円超～5億円
7 5億円超～10億円	8 10億円超～50億円
9 50億円超～100億円	10 100億円超

※「売上高」は営利法人の場合の表記になりますので、社会福祉法人の場合は「サービス活動収益」、医療法人の場合は「医療・介護収益」、NPO法人の場合は「経常収益」等と会計基準に応じて適宜読み替えてください。（以下同様）

問6 障害福祉サービス等事業と、障害福祉サービス等事業以外の事業いずれも実施している法人（問4で1を回答した法人）にお聞きします。法人全体の売上高のうち、障害福祉サービス等事業の売上高が占めるおおよその割合について、該当するもの1つを選んでください。

1 10%未満	2 10%以上20%未満
3 20%以上30%未満	4 30%以上50%未満
5 50%以上	

※就労系サービス等における就労支援事業の売上高は、障害福祉サービス等事業の売上高に含めてください。

法人における会計の状況について

問7 調査対象法人で使用している会計基準について、該当するもの1つを選んでください。（法人内で複数の会計基準を使用している場合は、法人全体の決算で使用する会計基準を選んでください。）

1 企業会計	2 社会福祉法人会計基準
3 医療法人会計基準	4 病院会計準則
5 NPO法人会計基準	6 独立行政法人会計基準・地方独立行政法人会計基準
7 学校法人会計基準	8 公益法人会計基準
9 その他（ ）	

3

【調査に関する連絡先等をご記入ください】

連絡先	Tel	()	-
	E-Mail		@

※回答内容の確認等のために、連絡をさせていただく場合があります。

※ラベル記載の法人名、宛先等に間違いがあった場合は、こちらに訂正を記入してください。その他、連絡事項等がある場合もこちらに記入してください。

法人の基本情報

問1 調査対象法人で実施している障害福祉サービス等事業について、該当するものすべてを選んでください。

1 居宅介護	2 重度訪問介護
3 同行援護	4 行動援護
5 療養介護	6 生活介護
7 短期入所	8 重度障害等包括支援
9 施設入所支援	10 自立訓練（機能訓練）
11 自立訓練（生活訓練）	12 宿泊型自立訓練
13 就労移行支援	14 就労継続支援A型
15 就労継続支援B型	16 就労定着支援
17 自立生活援助	18 共同生活援助（介護サービス包括型）
19 共同生活援助（日中サービス支援型）	20 共同生活援助（外部サービス利用型）
21 計画相談支援	22 地域相談支援（地域移行支援）
23 地域相談支援（地域定着支援）	24 障害児相談支援
25 児童発達支援	26 医療型児童発達支援
27 放課後等デイサービス	28 居宅訪問型児童発達支援
29 保育所等訪問支援	30 福祉型障害児入所施設
31 医療型障害児入所施設	

※本調査では、障害者総合支援法及び児童福祉法に規定される上記のサービスを「障害福祉サービス等事業」と表記します。これ以外の障害福祉サービス（日中一時支援、移動支援、地域活動支援センター等の地域生活支援事業など）は含みません。

問2 調査対象法人の種別で該当するもの1つを選んでください。

1 営利法人（株式会社等）	2 社会福祉法人
3 医療法人	4 特定非営利活動法人（NPO法人）
5 独立行政法人・地方独立行政法人	6 学校法人
7 （一般・公益）財団法人・社団法人	8 その他の法人（ ）

2

問8 法人の会計期間（事業年度）について、該当するもの1つを選んでください。

1 年度（4月1日～翌3月31日）	2 暦年（1月1日～12月31日）
3 その他（月日～翌月日）	

※「その他」の場合は期間を記入してください。

問9 法人で、決算月の後、決算書が確定するまでの期間について、該当するもの1つを選んでください。

1 15日（半月）以内	2 30日（1か月）以内
3 60日（2か月）以内	4 90日（3か月）以内
5 90日（3か月）超	

※例えば、決算日が3月で、決算書の確定が4月末の場合は「30日（1か月）以内」、6月末の場合は「90日（3か月）以内」になります。

問10 法人内での会計実務の実施状況について、該当するもの1つを選んでください。

1 すべて法人内で行っている（外部委託はしていない）	→ 問11を回答
2 一部の実務を外部（税理士、公認会計士等）に委託している	→ 問11と問12を回答
3 ほぼすべての実務を外部（税理士、公認会計士等）に委託している	→ 問12を回答

※「一部の実務」とは、例えば、日常の経理業務は法人内で行っており、決算書類の作成のみ外部委託している場合などが該当します。

問11 会計実務を「すべて法人内で行っている」「一部の実務を外部に委託している」と回答した法人にお聞きします。

①法人内での会計データの電子化の状況について、該当するもの1つを選んでください。

1 すべてのデータが電子化されている	2 一部のデータが電子化されている
3 電子化されているデータはほとんどない	

②法人内での会計実務における会計ソフトウェア・システムの使用状況について、該当するもの1つを選んでください。

1 市販の会計ソフトウェア・システムを使用している
2 独自に開発したソフトウェア・システムを使用している
3 表計算ソフトウェア（Microsoft Excel等）を使用している
4 ソフトウェア・システムは使用していない

※表計算ソフトウェアをベースに、マクロ等を利用してシステムを構築しているものは、「2」としてしてください。

③1の場合、会計ソフトウェア・システムの商品名・ベンダー名を記入してください。

③法人種別が社会福祉法人で、②で1または2を回答した法人にお聞きします。会計ソフトウェア・システムにおける「社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム」のインターフェース仕様に基づいたデータ出力機能の有無について、該当するもの1つを選んでください。

1 ある	2 ない
3 わからない	

4

問 12 会計実務を「一部の実務を外部に委託している」「ほぼすべての実務を外部に委託している」と回答した法人にお聞きします。法人で会計データの処理が必要になった場合、委託先から電子化された会計データ（元帳データ、勘定科目別データ等）を入手することは可能ですか。該当するもの1つを選んでください。

- 1 特段の負担や問題はなく、電子データを入手できる
- 2 多少の負担や問題は伴うが、電子データを入手できる
- 3 費用負担の発生する可能性があり、その負担軽減ができれば、電子データを入手できる
- 4 費用負担の発生有無にかかわらず、電子データの入手は困難
- 5 わからない

会計実務を「ほぼすべての実務を外部に委託している」と回答した法人は、問 15 に進んでください。（問 13、問 14 は回答不要）

問 13 調査対象法人の損益計算書の作成における事業所区分・サービス区分の管理についてお聞きします。
①損益計算書の作成において、事業所区分・サービス区分の管理はどのようにしていますか。それぞれ該当するもの1つを選んでください。

注) ここの「事業所」とは、問 3 で回答した事業所数に該当する事業所のことです。

事業所別	サービス別
1 事業所単位に区分して管理している	1 サービス単位に区分して管理している
2 事業所単位よりも大きな区分（複数事業所からなる地域本部単位等）で管理している	2 サービス単位よりも大きな区分（複数サービスからなる事業単位等）で管理している
3 事業所別の区分はしていない	3 サービス別の区分はしていない
4 その他（ ）	4 その他（ ）

※「損益計算書」は営利法人、医療法人等の場合の表記になりますので、社会福祉法人の場合は「事業活動計算書」、NPO法人の場合は「活動計算書」等と会計基準に応じて適宜読み替えてください。（以下同様）
※事業所が1か所の法人は「事業所別」は回答不要です。
※実施サービスが1種類のみの法人は「サービス別」は回答不要です。
※事業所が1か所で実施サービスが1種類のみの法人は、本問は回答不要です。

② ①の「事業所別」「サービス別」いずれかで1または2を回答した法人にお聞きします。区分会計における本部経費の取り扱いについて、該当するもの1つを選んでください。

- 1 何らかの情報を用いて事業所別・サービス別に配賦している（利用者数や売上等によって按分する等）
- 2 特定の事業所・サービスにのみ配賦している
- 3 本部経費として処理しており、事業所別・サービス別には配賦していない（本部区分）
- 4 その他（ ）

③ ①の「事業所別」「サービス別」いずれかで2または3を回答した法人にお聞きします。損益計算書を事業所別・サービス別に区分することを求められた場合の対応の可否について、それぞれ該当するもの1つを選んでください。

事業所別	サービス別
1 特段の負担や問題はなく、現在の業務の延長として対応できると思う	1 特段の負担や問題はなく、現在の業務の延長として対応できると思う
2 多少の負担や問題は伴うが、対応できると思う	2 多少の負担や問題は伴うが、対応できると思う
3 費用負担の発生する可能性があり、その負担軽減ができれば、対応できると思う	3 費用負担の発生する可能性があり、その負担軽減ができれば、対応できると思う
4 費用負担の発生有無にかかわらず、対応は難しいと思う	4 費用負担の発生有無にかかわらず、対応は難しいと思う
5 わからない	5 わからない

④ ③の「事業所別」「サービス別」いずれかで4を回答した法人にお聞きします。事業所別・サービス別に区分することが難しい理由について、該当するものすべてを選んでください。

- 1 職員の人手が足りないため
- 2 専門的な知識を有する職員がいないため
- 3 会計ソフトウェア・システムを独自開発しており、改修することが困難なため
- 4 従来のやり方を変更するための労力が大きすぎるため
- 5 その他（ ）

問 14 勘定科目についてお聞きします。調査対象法人の経理で現在使用している勘定科目を基に、元帳の再集計等をすることなく、以下の科目の定義に合わせた収支の集計をすることは可能ですか。各科目の対応の可否について、それぞれ該当するもの1つを選んでください。

※法人の事業において存在しない（使用しない）科目については、「該当なし」を選んでください。（給食を行っていない場合の「給食材料費」、業務委託をしていない場合の「委託費」等）

①収益に関する科目

科目	説明	対応可能	対応困難	該当なし
給付費・措置費・運営費収益	障害福祉サービス等事業における介護給付費、訓練等給付費、相談支援給付費、障害児通所給付費、障害児入所給付費の受領分・代理受領分（補足給付費含む）の収入。（措置費支弁対象施設のみ）措置費の収入。（運営費補助金対象施設のみ）運営費補助金の収入。	1	2	3
サービス別の給付費等収益	上記をサービス別に分割したものの。	1	2	3
利用者負担金・特定費用収益	利用者が障害福祉サービス等の利用にあたって負担する利用料（自己負担額）の収入。 住居費・食費・光熱費・医療費・日用品等、利用者から実費相当として直接支払いを受ける費用分の収入。	1	2	3
サービス別の利用者負担金等収益	上記をサービス別に分割したものの。	1	2	3
就労支援事業収益	障害福祉サービス等事業の就労系サービス等で実施する就労支援事業、授産事業等による収入。	1	2	3
補助金収益	国、地方公共団体等からの補助金等の収入。（運営費補助金は除く）	1	2	3
借入金利息補助金収益	施設・設備の整備に対する借入金利息に係る地方公共団体からの補助金等の収入	1	2	3
受取利息・受取配当金収益	預貯金の利息の収入。 出資金に対する配当金の収入。	1	2	3

②人件費及び関連費用に関する科目

科目	説明	対応可能	対応困難	該当なし
役員報酬	法人の役員に支払う報酬、諸手当、退職慰労金等も含む。	1	2	3
職員給与・賞与	職員に支払う俸給・諸手当及び賞与。賞与については賞与引当金繰入額も含む。	1	2	3
派遣職員費	派遣職員を雇い入れている場合の費用。	1	2	3
退職給付費	職員に対する退職一時金、退職年金等将来の退職給付のうち当該会計期間に負担した退職引当金繰入額、退職共済掛金等の費用。	1	2	3
法定福利費	法令に基づいて事業主が負担する健康保険料、厚生年金保険料、雇用保険料等の費用。	1	2	3
福利厚生費	役員・職員が福利施設を利用する場合における事業主負担額、健康診断その他福利厚生のために要する法定外福利費（通勤交通費除く）。	1	2	3
通勤交通費	職員の通勤に係る交通費。実費支給以外の通勤手当等も含む。	1	2	3

③その他の費用等に関する科目

科目	説明	対応可能	対応困難	該当なし
給食材料費	食材料及び食品の費用。保存食や検食分、職員給食分の材料費を含む。給食委託費に含まれる材料の仕入費は除く。	1	2	3
車両費	乗用車、送迎用自動車等の燃料費、車両検査等の費用。	1	2	3
光熱水費	電気、ガス、水道等の使用料。	1	2	3
旅費交通費	業務に係る役員・職員の出張旅費及び交通費（通勤交通費は除く）。	1	2	3
研修費	役員・職員に対する教育訓練に直接要する費用。	1	2	3
通信運搬費	電話、電報、ファックスの使用料、インターネット接続料及び切手代、葉書代その他通信・運搬に要する費用。	1	2	3
修繕費	建物、器具及び備品等の修繕又は模様替の費用。ただし、建物、器具及び備品を改良し、耐用年数を延長させるような資本的支出は含まない。	1	2	3
賃借料	器具備品等のリース料・レンタル料、事業所等の借上りの賃料。	1	2	3
土地	賃料のうち、土地分の金額。構築物を賃借している場合には、構築物についても土地に含める。	1	2	3
建物及び建物付属設備	賃料のうち、建物及び建物付属設備分の金額。建物付属設備とは、電気照明、冷暖房設備、エレベーター等をいう。	1	2	3
設備器械	賃料のうち、設備器械の金額。	1	2	3
保険料	火災保険料、自動車損害賠償責任保険料等の費用。	1	2	3
自動車保険料	保険料のうち乗用車、送迎用自動車等の自動車保険料（自動車損害賠償責任保険料含む）の費用。	1	2	3
租税公課	消費税及び地方消費税の申告納税、固定資産税、印紙税、登録免許税、自動車税、事業所税等。	1	2	3
委託費	給食、送迎、寝具、洗濯、廃棄物処理、事務、清掃、警備などを委託した業務の対価としての費用。派遣職員に係る費用は除く。	1	2	3
給食委託費	入所者、通所者、職員用給食を委託した費用。材料の仕入れから委託している場合には給食材料費を含む。	1	2	3
送迎委託費	入所者、通所者の送迎を委託した費用。	1	2	3
清掃委託費	清掃を委託した費用。	1	2	3
支払利息	長期借入金、短期借入金の支払い利息の額。	1	2	3
徴収不能額	金銭債権のうち徴収不能として処理した額。徴収不能引当金繰入額も含む。	1	2	3
就労支援事業費	障害福祉サービス等事業の就労系サービス等で実施する就労支援事業、授産事業等に係る工賃・賃金、材料費、商品仕入原価、経費、販管費などの費用。	1	2	3
減価償却費	建物、建物付属設備、車輪船設備、特殊浴槽などの固定資産の減価償却費について、資産総額に基づいて算定された総額。	1	2	3
建物及び建物付属設備減価償却費	建物及び建物付属設備（電気照明、冷暖房設備、エレベーター等）の減価償却費。	1	2	3
国庫補助金等特別積立金取崩額	国庫補助金等の支出対象経費（主として減価償却費）の期間費用計上に対応して取り崩された国庫補助金等特別積立金の額。	1	2	3
本部経費配賦額	役員報酬、役員会等の運営に係る経費、法人本部や地域本部等に帰属する人件費や経費等について、本部費・本社費・本社費や共通経費等の各目で負担額が各事業所に配賦されている場合、その配賦額。	1	2	3

報酬請求事務、給与管理事務等について

問 15 法人内での障害福祉サービス等事業の報酬請求事務についてお聞きします。

①法人内での報酬請求に関するデータの電子化の状況について、該当するもの1つを選んでください。

- | | |
|----------------------|-------------------|
| 1 全てのデータが電子化されている | 2 一部のデータが電子化されている |
| 3 電子化されているデータはほとんどない | |

②法人内での報酬請求事務におけるソフトウェア・システムの使用状況について、該当するもの1つを選んでください。

- | |
|---|
| 1 市販の報酬請求ソフトウェア・システムを使用している |
| 2 独自に開発したソフトウェア・システムを使用している |
| 3 表計算ソフトウェア（Microsoft Excel 等）を使用している |
| 4 ソフトウェア・システムは使用していない（電子化していない請求情報を電子請求受付システム（簡易入力システム）に直接入力） |

※表計算ソフトウェアをベースに、マクロ等を利用してシステムを構築しているものは、「2」としてください。

▶ 1の場合、報酬請求ソフトウェア・システムの商品名・ベンダー名を記入してください。

問 16 法人内での職員給与の管理事務についてお聞きします。

①法人内での職員給与に関するデータの電子化の状況について、該当するもの1つを選んでください。

- | | |
|----------------------|-------------------|
| 1 全てのデータが電子化されている | 2 一部のデータが電子化されている |
| 3 電子化されているデータはほとんどない | |

②法人内での職員給与管理におけるソフトウェア・システムの使用状況について、該当するもの1つを選んでください。

- | |
|---------------------------------------|
| 1 市販の給与計算ソフトウェア・システムを使用している |
| 2 独自に開発したソフトウェア・システムを使用している |
| 3 表計算ソフトウェア（Microsoft Excel 等）を使用している |
| 4 ソフトウェア・システムは使用していない |

※表計算ソフトウェアをベースに、マクロ等を利用してシステムを構築しているものは、「2」としてください。

▶ 1の場合、給与管理ソフトウェア・システムの商品名・ベンダー名を記入してください。

問 17 職員給与のデータ管理で、職種別の1人あたり給与額（平均給与額）の算出を求められた場合の対応の可否について、それぞれ該当するもの1つを選んでください。

法人全体での職種別の給与額	事業所別に区分した職種別の給与額
1 特段の負担や問題はなく、現在の業務の延長として対応できると思う	1 特段の負担や問題はなく、現在の業務の延長として対応できると思う
2 多少の負担や問題は伴うが、対応できると思う	2 多少の負担や問題は伴うが、対応できると思う
3 費用負担の発生する可能性があり、その負担軽減ができれば、対応できると思う	3 費用負担の発生する可能性があり、その負担軽減ができれば、対応できると思う
4 費用負担の発生有無にかかわらず、対応は難しいと思う	4 費用負担の発生有無にかかわらず、対応は難しいと思う
5 わからない	5 わからない

※事業所が1か所の法人は「事業所別に区分した職種別の給与額」は回答不要です。

▶ 問 18 前問の「法人全体」「事業所別」いずれかで4を回答した法人にお聞きします。職種別の1人あたり給与額（平均給与額）の算出が難しい理由について、該当するものすべてを選んでください。

- | |
|---|
| 1 職員の人手が足りないため |
| 2 専門的な知識を有する職員がいないため |
| 3 給与計算ソフトウェア・システムを独自開発しており、改修することが困難なため |
| 4 従来のやり方を変更するための労力が大きすぎるため |
| 5 その他（ ） |

障害福祉サービス等情報公表システムについて

問 19 「障害福祉サービス等情報公表システム」への情報の登録についてお聞きします。情報登録の業務はどのように行っていますか。該当するもの1つを選んでください。

- | |
|--|
| 1 全ての事業所の情報登録について、法人本部または地域本部等で一括して行っている |
| 2 各事業所でそれぞれ登録作業を行っている |
| 3 法人本部または地域本部等と各事業所で分担して行っている |
| 4 その他（ ） |

問 20 「障害福祉サービス等情報公表システム」の法人財務情報の項目への登録についてお聞きします。（※社会福祉法人は回答不要）

①法人の財務情報（決算書類のPDF ファイル）の登録状況について、該当するもの1つを選んでください。

- | |
|---------------------------------|
| 1 全ての事業所について財務情報を登録している |
| 2 財務情報を登録している事業所としていない事業所がある |
| 3 財務情報を登録していない |
| 4 各事業所に任せており、法人本部では登録状況を把握していない |

② ①で2または3を回答した法人にお聞きします。財務情報の登録をしていない理由で該当するものすべてを選んでください。

- | |
|---------------------------------|
| 1 決算書類の確定時期が情報登録期限の後になるため登録できない |
| 2 公表可能な決算書類を作成していない |
| 3 他で公表しているため、当該システムで公表する必要がない |
| 4 その他（ ） |
| 5 特に理由はない |

問 21 「障害福祉サービス等情報公表システム」への情報登録の負担感について、該当するもの1つを選んでください。（毎年度の更新登録の手間について回答してください。）

- | | |
|------------------|----------------|
| 1 特段の負担や手間はかからない | 2 多少の負担や手間がかかる |
| 3 かなりの負担や手間がかかる | 4 わからない |

問 22 法人では、「障害福祉サービス等情報公表システム」以外に、他の情報公表システムへの情報登録を行っていますか。該当するものすべてを選んでください。

- | |
|--------------------------------|
| 1 介護サービス情報公表システム |
| 2 子ども・子育て支援情報公表システム（ここ de サーチ） |
| 3 財務諸表等電子開示システム（※社会福祉法人のみ） |
| 4 その他の情報公表システム（ ） |

問 23 「障害福祉サービス等情報公表システム」について、改善を希望することなど、ご意見がありましたら、自由に記入してください。

【厚生労働省障害者総合福祉推進事業】
障害福祉サービス等事業における財務情報等の状況に関する調査
(地方公共団体票)

S2

ラベル貼付箇所

【調査の目的】

障害福祉サービス等事業は、障害者・児の生活を支えるうえで大きな役割を果たしており、全国で多くの事業者が事業の運営を担っています。障害福祉サービス等事業が適切に推進されるためには、事業内容の充実とともに、事業収益と費用のバランスを保ちながら継続的な経営を図っていくことが大切になりますが、こうした収支の状況把握において、サービス事業に関する財務情報は重要な役割を果たします。サービスの報酬改定等の検討にあたって、事業の決算状況など経営実態の情報をふまえ、適切な検討を進めることが求められています。

一方、障害福祉サービス等事業の事業者は法人形態が多岐に渡り、それぞれ会計基準が異なっていることや、法人内での会計区分の設定もさまざまであることから、統一的な観点から事業の財務状況を把握することが容易ではない実態も見られます。

また、障害福祉サービス等事業については、その公共性の観点から、「障害福祉サービス等情報公表システム」等を通じて、各事業所の事業内容等に関する情報を登録し、広く公表することとされています。財務情報に関しても財務諸表等が登録対象となっていますが、昨今のデジタル社会の進展等を背景に、登録情報のいっそうの電子化などが求められるようになってきています。

本調査は、こうした背景をふまえ、障害福祉サービス等事業の実施法人における、財務情報の作成状況や情報の電子化の状況、情報公表システムへの情報登録の状況などに関し、幅広く実態を把握するために実施するものです。

上記の目的のため、細かな内容をお聞きする設問も多くなっております。ご多忙中お手数をおかけし誠に恐縮でございますが、調査の趣旨をご理解いただき、是非ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

【調査対象】

本調査票は、障害者総合支援法及び児童福祉法に規定される障害福祉サービス等（次ページ問1の選択肢に該当するサービス）の事業を直営で実施する都道府県・市町村・一部事務組合を対象としています。（指定管理、委託等で実施しているものは除きます。）

これらの事業を直営で実施していない、また、以前に実施していたが休止した、指定管理や委託等に移管して現在は直営実施していない等の場合は、本調査への回答は不要です。右下の「該当事業を直営実施していない」の欄に○をつけ、このまま調査票を返送してください。

該当事業を直営実施していない

※該当事業を直営実施している法人は、次ページからの間に回答してください。

1

直営サービス事業の会計の状況について

問3 直営サービス事業の会計情報を管理する部署についてお聞きします。該当するものすべてを選んでください。

1 直営サービス事業を実施する事業所の会計担当部署	
2 本庁で直営サービス事業を管轄する部門（福祉部、障害福祉課等）の会計担当部署	
3 本庁の会計担当部署	
4 その他（ ）	

問4 直営サービス事業について、公営事業会計を行っていますか。該当するもの1つを選んでください。

1 すべての事業で公営事業会計を行っている	2 一部の事業で公営事業会計を行っている
3 公営事業会計を行っていない	

問5 直営サービス事業について、公営事業会計を行っているところにお聞きします。

①直営サービス事業の損益計算書の作成において、事業所区分・サービス区分の管理はどのようにしていますか。それぞれ該当するもの1つを選んでください。

注) ここの「事業所」とは、問2で回答した事業所数に該当する事業所のことです。

事業所別	サービス別
1 事業所単位に区分して管理している	1 サービス単位に区分して管理している
2 事業所単位よりも大きな区分（複数事業所からなる地域本部単位等）で管理している	2 サービス単位よりも大きな区分（複数サービスからなる事業単位等）で管理している
3 事業所別の区分はしていない	3 サービス別の区分はしていない
4 その他（ ）	4 その他（ ）

※事業所が1か所の場合は「事業所別」は回答不要です。

※実施サービスが1種類の場合は「サービス別」は回答不要です。

※事業所が1か所で実施サービスが1種類の場合は、本問は回答不要です。

② ①の「事業所別」「サービス別」いずれかが2または3を回答した法人にお聞きします。損益計算書を事業所別・サービス別に区分することを求められた場合の対応の可否について、それぞれ該当するもの1つを選んでください。

事業所別	サービス別
1 特段の負担や問題はなく、現在の業務の延長として対応できると思う	1 特段の負担や問題はなく、現在の業務の延長として対応できると思う
2 多少の負担や問題は伴うが、対応できると思う	2 多少の負担や問題は伴うが、対応できると思う
3 費用負担の発生する可能性があり、その負担軽減ができれば、対応できると思う	3 費用負担の発生する可能性があり、その負担軽減ができれば、対応できると思う
4 費用負担の発生有無にかかわらず、対応は難しいと思う	4 費用負担の発生有無にかかわらず、対応は難しいと思う
5 わからない	5 わからない

3

【調査に関する連絡先等をご記入ください】

連絡先	Tel	()	-
	E-Mail		@

※回答内容の確認等のために、連絡をさせていただく場合があります。

※ラベル記載の法人名、宛先等に間違いがあった場合は、こちらに訂正を記入してください。その他、連絡事項等がある場合もこちらに記入してください。

以降、直営で実施している障害福祉サービス等事業を「直営サービス事業」と表記します。

法人の基本情報

問1 都道府県・市町村・一部事務組合において、直営で実施している障害福祉サービス等事業すべてを選んでください。（指定管理、委託等で実施しているものは除きます。）

1 居宅介護	2 重度訪問介護
3 同行介護	4 行動支援
5 療養介護	6 生活介護
7 短期入所	8 重度障害者等包括支援
9 施設入所支援	10 自立訓練（機能訓練）
11 自立訓練（生活訓練）	12 宿泊型自立訓練
13 就労移行支援	14 就労継続支援A型
15 就労継続支援B型	16 就労定着支援
17 自立生活援助	18 共同生活援助（介護サービス包括型）
19 共同生活援助（日中サービス支援型）	20 共同生活援助（外部サービス利用型）
21 計画相談支援	22 地域相談支援（地域移行支援）
23 地域相談支援（地域定着支援）	24 障害児相談支援
25 児童発達支援	26 医療型児童発達支援
27 放課後等デイサービス	28 居宅訪問型児童発達支援
29 保育所等訪問支援	30 福祉型障害児入所施設
31 医療型障害児入所施設	

※本調査では、障害者総合支援法及び児童福祉法に規定される上記のサービスを「障害福祉サービス等事業」と表記します。これ以外の障害福祉サービス（日中一時支援、移動支援、地域活動支援センター等の地域生活支援事業など）は含みません。

問2 直営サービス事業を実施している事業所数を記入してください。

直営サービス事業の事業所数	か所
---------------	----

2

③勘定科目についてお聞きします。経理で現在使用している勘定科目を基に、元帳の再集計等をすることなく、以下の科目の定義に合わせた収支の集計をすることは可能ですか。各科目の対応の可否について、それぞれ該当するもの1つを選んでください。

※事業において存在しない（使用しない）科目については、「該当なし」を選んでください。（給食を行っていない場合の「給食材料費」、業務委託を行っていない場合の「委託費」等）

収益に関する科目

科目	説明	対応可能	対応困難	該当なし
給付費・措置費・運営費収益	障害福祉サービス等事業における介護給付費、訓練等給付費、相談支援給付費、障害児通所給付費、障害児入所給付費の受領分・代理受領分（補給給付費含む）の収入。（措置費支弁対象施設のみ）措置費の収入。（運営費補助金対象施設のみ）運営費補助金の収入。	1	2	
サービス別の給付費等収益	上記をサービス別に分割したものを。	1	2	
利用者負担金・特定費用収益	利用者が障害福祉サービス等の利用にあたって負担する利用料（自己負担額）の収入。住居費・食費・光熱費・医療費・日用品等、利用者から実費相当として直接支払いを受ける費用分の収入。	1	2	3
サービス別の利用者負担金等収益	上記をサービス別に分割したものを。	1	2	3
就労支援事業収益	障害福祉サービス等事業の就労系サービス等で実施する就労支援事業、授産事業等による収入。	1	2	3
補助金収益	国等からの補助金等の収入。（運営費補助金は除く）	1	2	3
受取利息・受取配当金収益	預貯金の利息の収入。出資金に対する配当金の収入。	1	2	3

人件費及び関連費用に関する科目

科目	説明	対応可能	対応困難	該当なし
職員給与・賞与	職員に支払う俸給・諸手当及び賞与、賞与については賞与引当金繰入額も含む。	1	2	3
派遣職員費	派遣職員を雇い入れる場合の費用。	1	2	3
退職給付費	職員に対する退職一時金、退職年金等将来の退職給付のうち当該会計期間に負担した退職引当金繰入額、退職共済掛金等の費用。	1	2	3
法定福利費	法令に基づいて事業主が負担する健康保険料、厚生年金保険料、雇用保険料等の費用。	1	2	3
福利厚生費	役員・職員が福利施設を利用する場合における事業主負担額、健康診断その他福利厚生のために要する法定外福利費（通勤交通費除く）。	1	2	3
通勤交通費	職員の通勤に係る交通費、実費支給以外の通勤手当等も含む。	1	2	3

4

その他の費用等に関する科目

科目	説明	対応可能	対応困難	該当なし
給食材料費	食材料及び食品の費用。保存食や検食分、職員給食分の材料費を含む。給食委託費に含まれる材料の仕入費は除く。	1	2	3
車両費	乗用車、送迎用自動車等の燃料費、車両検査等の費用。	1	2	3
光熱水費	電気、ガス、水道等の使用料。	1	2	3
旅費交通費	業務に係る役員・職員の出張旅費及び交通費（通勤交通費は除く）。	1	2	3
研修費	役員・職員に対する教育訓練に直接要する費用。	1	2	3
通信運搬費	電話、電報、ファックスの使用料、インターネット接続料及び切手代、葉書代その他通信・運搬に要する費用。	1	2	3
修繕費	建物、器具及び備品等の修繕又は模様替えの費用。ただし、建物、器具及び備品を改良し、耐用年数を延長させるような資本的支出は含まない。	1	2	3
賃借料	器具備品等のリース料・レンタル料、事業所等の借上等の賃料。	1	2	3
土地	賃料のうち、土地分の金額。構築物を賃借している場合には、構築物分についても土地に含める。	1	2	3
建物及び建物付属設備	賃料のうち、建物及び建物付属設備分の金額。建物付属設備とは、電気照明、冷暖房設備、エレベーター等をいう。	1	2	3
設備器械	賃料のうち、設備器械の金額。	1	2	3
保険料	火災保険料、自動車損害賠償責任保険料等の費用。	1	2	3
自動車保険料	保険料のうち乗用車、送迎用自動車等の自動車保険料（自動車損害賠償責任保険料含む）の費用。	1	2	3
租税公課	消費税及び地方消費税の申告納税、固定資産税、印紙税、登録免許税、自動車税、事業所税等。	1	2	3
委託費	給食、送迎、寝具、洗濯、廃棄物処理、事務、清掃、警備などを委託した業務の対価としての費用。派遣職員に係る費用は除く。	1	2	3
給食委託費	入所者・通所者・職員用給食を委託した費用。材料の仕入れから委託している場合には給食材料費を含む。	1	2	3
送迎委託費	入所者・通所者の送迎を委託した費用。	1	2	3
清掃委託費	清掃を委託した費用。	1	2	3
支払利息	長期借入金、短期借入金の支払い利息の額。	1	2	3
徴収不能額	金銭債権のうち徴収不能として処理した額。徴収不能引当金繰入額も含む。	1	2	3
就労支援事業費	障害福祉サービス等事業の就労系サービス等で実施する就労支援事業、授産事業等に係る工賃・賃金、材料費、商品仕入原価、経費、販管費などの費用。	1	2	3
減価償却費	建物、建物付属設備、車輛船舶設備、特殊浴槽などの固定資産の減価償却費について、資産総額に基づいて算定された総額。	1	2	3
建物及び建物付属設備減価償却費	建物及び建物付属設備（電気照明、冷暖房設備、エレベーター等）の減価償却費。	1	2	3

直営サービス事業の職員給与の管理について

問 6 直営サービス事業における職員給与のデータ管理で、職種別の1人あたり給与額（平均給与額）の算出を求められた場合の対応の可否について、それぞれ該当するもの1つを選んでください。

直営サービス事業全体の職種別給与額	直営サービス事業を事業所別に区分した職種別給与額
1 特段の負担や問題はなく、現在の業務の延長として対応できると思う	1 特段の負担や問題はなく、現在の業務の延長として対応できると思う
2 多少の負担や問題は伴うが、対応できると思う	2 多少の負担や問題は伴うが、対応できると思う
3 費用負担の発生する可能性があり、その負担軽減ができれば、対応できると思う	3 費用負担の発生する可能性があり、その負担軽減ができれば、対応できると思う
4 費用負担の発生有無にかかわらず、対応は難しいと思う	4 費用負担の発生有無にかかわらず、対応は難しいと思う
5 わからない	5 わからない

※事業所が1か所の法人は「事業所別に区分した職種別の給与額」は回答不要です。

問 7 前問の「法人全体」「事業所別」いずれかで4を回答した法人にお聞きします。職種別の1人あたり給与額（平均給与額）の算出が難しい理由について、該当するものすべてを選んでください。

1 職員の人手が足りないため
2 専門的な知識を有する職員がいないため
3 給与計算ソフトウェア・システムを独自開発しており、改修することが困難なため
4 従来のやり方を変更するための労力が大きすぎるため
5 その他（ ）

障害福祉サービス等情報公表システムについて

問 8 直営サービス事業の「障害福祉サービス等情報公表システム」への情報登録についてお聞きします。情報登録の業務はどのように行っていますか。該当するもの1つを選んでください。

1 直営サービス事業を実施する事業所で行っている
2 本庁で直営サービス事業を管轄する部門（福祉部、障害福祉課等）の担当が行っている
3 直営サービス事業を実施する事業所と本庁の担当で分担して行っている
4 その他（ ）

問 9 「障害福祉サービス等情報公表システム」の法人財務情報の項目への登録についてお聞きします。

①財務情報（決算書類のPDFファイル）の登録状況について、該当するもの1つを選んでください。

1 すべての直営サービス事業について財務情報を登録している
2 財務情報を登録している事業としていない事業がある
3 財務情報は登録していない
4 直営サービス事業を実施する事業所に任せており、本庁では登録状況を把握していない

② ①で2または3を回答したところにお聞きします。財務情報の登録を行っていない理由で該当するものすべてを選んでください。

1 決算書類の確定時期が情報登録期限の後になるため登録できない
2 公表可能な決算書類を作成していない
3 他に公表しているため、当該システムで公表する必要がない
4 地方公共団体の場合に何を登録すべきかが示されていない
5 地方公共団体の場合は適用されない項目と認識している
6 その他（ ）
7 特に理由はない

問 10 「障害福祉サービス等情報公表システム」への情報登録の負担感について、該当するもの1つを選んでください。（毎年度の更新登録の手間について回答してください。）

1 特段の負担や手間はかからない	2 多少の負担や手間がかかる
3 かなりの負担や手間がかかる	4 わからない

問 11 「障害福祉サービス等情報公表システム」以外に、直営福祉事業等（介護、保育等）に関する他の情報公表システムへの情報登録を行っていますか。該当するものすべてを選んでください。

1 介護サービス情報公表システム
2 子ども・子育て支援情報公表システム（ここ de サーチ）
3 その他の情報公表システム（ ）

問 12 「障害福祉サービス等情報公表システム」について、ご意見等がありましたら、自由に記入してください。

質問は以上です。ご協力ありがとうございました。

厚生労働省 令和5年度障害者総合福祉推進事業
障害福祉サービス事業者の財務状況の把握に関する調査研究
報告書

令和6年3月

三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社
政策研究事業本部

大阪本部 研究開発第1部
〒530-8213 大阪市北区梅田2丁目5番25号
TEL : 06-7637-1430